

令和2年4月

令和元年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課

目次

＜山口組の分裂と対立抗争等＞

第 1 対立抗争等の経緯	1
1 六代目山口組の分裂と神戸山口組の結成	1
2 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争	2
3 神戸山口組の内部対立と任侠山口組（絆會）の結成	2
第 2 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化と警察の対応	4
1 事務所使用制限命令の発出	4
2 特定抗争指定暴力団等の指定	5
第 3 まとめ	6

第 1 章 暴力団情勢

第 1 暴力団その他反社会的勢力の情勢	7
1 暴力団構成員等の状況	7
2 主要団体等の動向	8
(1) 六代目山口組	
(2) 神戸山口組	
(3) 任侠山口組（絆會）	
(4) 住吉会	
(5) 稲川会	
3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢	9
(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況	
(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況	
第 2 暴力団犯罪の検挙状況等	10
1 全般的検挙状況	10
2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況	14
3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	15
4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	16
(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
(2) 対立抗争事件の発生状況	
【トピックスⅠ】 工藤會に対する集中取締り等	18
5 銃器発砲事件の発生状況	19
6 拳銃押収数	20
7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	20
8 資金獲得犯罪の検挙状況	21
(1) 令和元年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
(3) 伝統的資金獲得犯罪	
(4) 詐欺事犯	
(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
(7) 金融・不良債権関連事犯	

第3章 暴力団対策法の施行状況	28
1 指定状況	28
2 行政命令の発出状況	28
(1) 中止命令	
(2) 再発防止命令	
(3) 請求妨害防止命令	
(4) 用心棒行為等防止命令	
(5) 賞揚等禁止命令	
(6) 事務所使用制限命令	
3 命令違反事件の検挙状況	32
第4章 暴力団排除条例の施行状況等	35
1 条例の制定及び施行	35
2 条例の適用状況	35
第5章 暴力団排除等の推進	36
1 公共部門における暴力団排除	36
(1) 公共事業等からの暴力団排除	
(2) 各種業法による暴力団排除	
(3) その他公共部門における暴力団排除	
2 民間部門における暴力団排除	37
(1) 企業活動からの暴力団排除	
(2) 証券取引における暴力団排除	
(3) 銀行取引における暴力団排除	
(4) 中小企業等における暴力団排除	
(5) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3 地域・住民による暴力団排除	38
(1) 損害賠償請求等に対する支援	
(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4 暴力団排除活動に対する支援	38
(1) 保護対策の強化	
(2) 暴力団情報の提供	
5 都道府県センターの活動状況	39
(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	
第2章 薬物・銃器情勢	
第1章 薬物情勢	41
1 薬物事犯の検挙状況	42
(1) 薬物事犯の検挙状況	
(2) 薬物の押収状況	
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
【トピックスⅡ】大麻乱用者の実態に関する調査結果	50
2 薬物密輸入事犯の検挙状況	52

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
【トピックスⅢ】覚醒剤密輸入事犯の現状	57
3 薬物犯罪組織の動向	59
(1) 薬物密売の概要	
(2) 暴力団の関与	
(3) 外国人の営利犯	
4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況	61
(1) 国籍・地域別	
(2) 覚醒剤事犯	
(3) 大麻事犯	
5 危険ドラッグ事犯の検挙状況	63
(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況	
(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況	
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況	
6 参考資料	66
(1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成12～令和元年）	
(2) 覚醒剤押収量の推移（平成12～令和元年）	
7 薬物事犯の検挙事例	67
(1) 覚醒剤事犯	
(2) 大麻事犯	
(3) 麻薬及び向精神薬事犯	
(4) 危険ドラッグ事犯	
第2 銃器情勢	72
1 銃器犯罪情勢	72
(1) 銃器発砲事件の発生状況	
(2) 銃器使用事件の認知状況	
2 銃器事犯取締状況	74
(1) 拳銃の押収状況	
(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
(3) 密輸入事件の摘発状況	
3 参考資料	77
(1) 銃器発砲事件数の推移（平成12～令和元年）	
(2) 拳銃押収丁数の推移（平成12～令和元年）	
4 銃器事犯の検挙事例	78
(1) 拳銃発砲事件	
(2) 拳銃所持事件	

第3章 来日外国人犯罪情勢

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等	81
1 令和元年中の検挙状況の概要	82
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	

(4) 在留資格別検挙状況	
【トピックスⅣ】留学生・技能実習生の検挙状況	88
第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況	89
1 刑法犯検挙状況	89
(1) 包括罪種等別検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 共犯事件検挙状況	
2 特別法犯検挙状況	95
(1) 違反法令別検挙状況	
(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
(3) 在留資格別検挙状況	
(4) 入管法違反検挙状況等	
(5) 雇用関係事犯検挙状況	
(6) 売春事犯検挙状況	
(7) 薬物事犯検挙状況	
3 国外逃亡被疑者等の状況	100
(1) 国外に逃亡した被疑者の状況	
(2) 国外逃亡被疑者等の状況	
(3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	
(4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	
(5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	
(6) 国外逃亡被疑者等検挙状況	
(7) 国外犯処罰規定適用状況	
第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向	101
1 ベトナム人犯罪組織等の動向	101
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特徴的な動向	
2 中国人犯罪組織等の動向	102
(1) 概要	
(2) 刑法犯検挙状況	
(3) 特徴的な動向	
3 マレーシア人犯罪組織等の動向	103
(1) 概要	
(2) 在留資格別検挙状況	
(3) 特徴的な動向	
第4 犯罪インフラ事犯等の現状	104
1 概要	104
2 類型別検挙状況	105
(1) 不法就労助長	
(2) 旅券・在留カード等偽造	
(3) 偽装結婚	
(4) 地下銀行	
(5) 偽装認知	
(6) その他の犯罪インフラ事犯	
第5 主要検挙事件	110
1 凶悪事件	110

(1) 殺人事件	
(2) 強盗事件	
2 窃盗事件	110
(1) 組織的侵入窃盗事件	
(2) その他の窃盗事件	
3 カード犯罪	111
4 詐欺事件	112
5 その他の刑法犯	113
6 サイバー犯罪	113
7 不法入国事犯	114
8 薬物事犯	114
9 その他の特別法犯	114

＜山口組の分裂と対立抗争等＞

第1 対立抗争等の経緯

1 六代目山口組の分裂と神戸山口組の結成

平成27年8月末、日本最大の暴力団である六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱し、四代目山健組組長を組長とする神戸山口組が結成された。六代目山口組は、離脱した13人の組長に対して、絶縁等の処分を下す一方、幹部組員が傘下組織の引締めを図るとともに、神戸山口組構成員等の切り崩しを活性化させた。

神戸山口組は、六代目山口組構成員を切り崩して傘下に加えるとともに、過去に六代目山口組から絶縁等の処分を受けた者を構成員として復帰させるなど、勢力の拡大を図った。

このような状況下において、複数の府県において、双方の組員が繁華街にい集するなどの集团的示威行為が確認されたほか、双方の組員同士による傷害事件等のトラブルが相次いで発生した。

図表① 六代目山口組と神戸山口組の傘下組織関係者が絡む事件（六代目山口組分裂（平成27年8月27日）～平成28年3月6日までの発生）

		合計		
		うち銃器	うち火炎瓶 (火炎瓶様のものを含む。)	うち車両突入
発生件数	49	5	3	9
検挙件数	30	4	2	7
検挙人員（暴力団構成員等）	222	19	7	26

【主要検挙事例】

- 平成27年10月、秋田県秋田市内の繁華街において、六代目山口組傘下組織幹部らと神戸山口組傘下組織組長らが、互いに胸ぐらをつかんで揺さぶるなどの暴行を加えた暴力行為等処罰ニ関スル法律（以下「暴処法」という。）違反（集团的暴行）事件が発生し、同年10月、双方の組員ら9人を逮捕した。
- 平成27年10月、愛知県名古屋市内において、六代目山口組傘下組織組長らが、神戸山口組傘下組織の事務所のインターホンを引きちぎるなどして損壊した暴処法違反（集团的器物損壊）事件が発生した。

その数時間後、神戸山口組傘下組織組長らが、同組織の事務所に金属バット等の凶器を準備して集合した上、六代目山口組傘下組織組長に対して暴行を加えて負傷させた傷害等事件が発生し、同年10月から11月までに、これらの事件で双方の組員24人を逮捕した。

2 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

平成28年3月7日、警察庁は、事件の発生頻度の高まりや全国への広がり、凶悪化等を総合的に勘案して、両団体が対立抗争の状態にあると判断し、同日、警察庁及び関係都道府県警察に「集中取締本部」を設置し、全国警察を挙げて対立抗争事件の続発防止と両団体の弱体化を目的とした集中取締りを実施するとともに、市民生活の安全確保に向け、警戒活動の徹底を図ることとした。

このような情勢の中、兵庫県公安委員会が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の規定に基づき、神戸山口組を指定暴力団として新たに指定し、同年4月15日にその効力が発生した。同指定により、神戸山口組の構成員に対し、暴力団対策法に基づく各種行政命令を発出することなどが可能となった。

神戸山口組を指定暴力団に指定して以降、両団体の対立抗争に起因するとみられる不法行為の発生頻度は減少したものの、暴力団事務所への車両突入による建造物損壊事件や拳銃使用の殺人事件等が発生した。

【主要検挙事例】

- 平成28年3月、神戸山口組傘下組織組員らが、埼玉県行田市市内において六代目山口組傘下組織事務所に火炎瓶を投げ入れて放火した事件及び同県熊谷市内において六代目山口組傘下組織幹部の使用車両に放火した事件が発生し、同年6月、同組員ら3人を逮捕した。
- 平成28年3月、京都府京都市内において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組傘下組織事務所に拳銃を発砲した事件が発生し、同年12月、同組長ら5人を逮捕した。
- 平成28年3月、大阪府堺市内において、神戸山口組傘下組織幹部らが六代目山口組傘下組織事務所に自動車を突入させた建造物損壊事件が発生し、平成29年2月、同幹部ら4人を逮捕した。
- 平成28年5月、岡山県岡山市内において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織幹部を射殺した事件が発生し、同年8月までに、同組員ら3人を逮捕した。
- 平成29年6月、愛媛県西条市内において、六代目山口組傘下組織組長が神戸山口組傘下組織組員の腹部を短刀で突き刺すなどして失血死させた傷害致死事件が発生し、同月、同組長を逮捕した。
- 平成29年6月、兵庫県加古郡内において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組関連施設に拳銃を発砲した事件が発生し、平成30年6月までに、同組長ら3人を逮捕した。
- 平成30年6月、和歌山県和歌山市内において、神戸山口組傘下組織組員らが六代目山口組傘下組織組長の居宅に自動車を突入させた建造物損壊事件が発生し、平成31年1月、同組員ら4人を逮捕した。

3 神戸山口組の内部対立と任侠山口組（絆會）の結成

六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、神戸山口組においては、平成29年4月、傘下組織の一部が任侠山口組（令和2年2月、絆會に改称）の結成を表明し、神戸山口組は内部対立状態となった。こうした情勢の中、同年9月、任侠山口組（絆會）の代表に対する拳銃使用の襲撃事件が

発生し、関係者が死亡する事件が発生するなど、分裂した山口組をめぐる情勢はさらに複雑化・流動化していった。その後、平成30年3月22日、兵庫県公安委員会が、暴力団対策法に基づき、任侠山口組（絆會）を指定暴力団として新たに指定した。

任侠山口組（絆會）が結成を表明して以降、令和元年12月末までに神戸山口組と任侠山口組（絆會）の傘下組織関係者が絡む事件は8件発生しているところ、うち6件で29人の暴力団構成員等を検挙している。

図表② 神戸山口組と任侠山口組（絆會）の傘下組織関係者が絡む事件（神戸山口組分裂（平成29年4月30日）～令和元年12月31日までの発生）

		合計		
		うち銃器	うち火炎瓶 (火炎瓶様のものを含む。)	うち車両突入
発生件数	8	1	0	1
検挙件数	6	0	0	1
検挙人員（暴力団構成員等）	29	0	0	4

【主要検挙事例】

- 平成29年5月、兵庫県神戸市内の路上において、神戸山口組傘下組織会長らが任侠山口組（絆會）傘下組織関係者を枝切りバサミ様のもので殴るなどして負傷させた傷害事件が発生し、同月、同会長ら4人を逮捕した。

また、六代目山口組と任侠山口組（絆會）傘下組織関係者が絡む事件にあつては、平成29年4月に任侠山口組（絆會）が結成を表明して以降、令和元年12月末までに6件発生しているところ、うち6件で26人の暴力団構成員等を検挙している。

図表③ 六代目山口組と任侠山口組（絆會）の傘下組織関係者が絡む事件（任侠山口組（絆會）結成（平成29年4月30日）～令和元年12月31日までの発生）

		合計		
		うち銃器	うち火炎瓶 (火炎瓶様のものを含む。)	うち車両突入
発生件数	6	1	0	0
検挙件数	6	1	0	0
検挙人員（暴力団構成員等）	26	1	0	0

【主要検挙事例】

- 平成31年1月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織幹部が任侠山口組（絆會）傘下組織会長が使用する車両に拳銃を発射して同車両を損壊させた器物損壊事件が発生し、同年2月、同幹部を逮捕した。
- 令和元年8月、長野県飯田市内において、任侠山口組（絆會）傘下組織組長らが六代目山口組傘下組織組長にスタンガンを押し当てて通電させるなどの暴行を加え、車両に押し込み、不法に逮捕監禁した逮捕監禁致傷事件が発生し、同年10月までに、任侠山口組（絆會）傘下組織組長ら10人を逮捕した。

第2 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化と警察の対応

1 事務所使用制限命令の発出

分裂した山口組が3つの指定暴力団として併存する状況となる中、特に、六代目山口組と神戸山口組については、平成31年4月以降、神戸山口組傘下組織組長に対する刃物使用の殺人未遂事件や六代目山口組傘下組織組員に対する拳銃使用の殺人未遂事件、神戸山口組傘下組織組員らに対する拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められた。

【主要検挙事例】

- 平成31年4月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員らが神戸山口組傘下組織組長の背部等を包丁で突き刺すなどした殺人未遂事件が発生し、同月、同組員ら2人を逮捕した。
- 令和元年7月、兵庫県尼崎市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組幹部の頭部等を傘で殴るなどした傷害事件が発生し、同月、同組員を逮捕した。
- 令和元年8月、兵庫県神戸市内の路上において、神戸山口組傘下組織組長が六代目山口組傘下組織組員に拳銃を発射して負傷させた殺人未遂事件が発生し、同年12月、同組長を逮捕した。
- 令和元年10月、兵庫県神戸市内の路上において、六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組傘下組織組員らに拳銃を発射して死亡させた殺人事件が発生し、同月、六代目山口組傘下組織組員を逮捕した。

こうした状況を受け、両団体の本部事務所等の付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認め、令和元年10月、兵庫県警察、岐阜県警察、愛知県警察及び大阪府警察が暴力団対策法に基づき、対立抗争に関係する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出した。その後、同年11月、各事務所について本命令に係る意見聴取の手続を経て、これら4府県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、両団体の本部事務所等計19か所に対し、事務所使用制限命令を発出した。同命令により、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供することが禁止されることとなった。

2 特定抗争指定暴力団等の指定

令和元年11月に事務所使用制限命令を発出した後も、同月、元六代目山口組傘下組織組員による神戸山口組幹部に対する自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した。

【主要検挙事例】

- 令和元年11月、兵庫県尼崎市内の路上において、元六代目山口組傘下組織組員が神戸山口組幹部を自動小銃で射殺した事件が発生し、同月、同組員を逮捕した。
- 令和元年12月、大阪府大阪市内の路上において、神戸山口組傘下組織会長が六代目山口組傘下組織組員の背部を包丁で突き刺そうとした殺人未遂事件が発生し、同月、同会長を逮捕した。

こうした状況を受け、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認め、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、3か月の期間及び特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めて、六代目山口組と神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、令和2年1月7日、官報公示をもって指定に係る効果が発生した。同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為を禁止されることとなった。

対立抗争状態にあると判断した平成28年3月7日から令和元年12月末までに、両団体の対立抗争に起因するとみられる事件は、21都道府県で72件発生し、うち58件で224人の暴力団構成員等を検挙した。

図表④ 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件（平成28年3月7日～令和元年12月31日までの発生）

		合 計		
		うち銃器	うち火炎瓶 (火炎瓶様のものを含む。)	うち車両突入
発生件数	72	11	3	15
検挙件数	58	9	2	15
検挙人員（暴力団構成員等）	224	23	6	62

第3 まとめ

神戸山口組が六代目山口組からの離脱を表明した平成27年8月末以降、短期間で3団体に分裂した山口組は、各団体の間で対立状態が続き、特に、六代目山口組と神戸山口組については、令和元年中においても拳銃等の凶器を使用した殺傷事件が続発した。

こうした状況を受けて、警察としては各団体に対する集中取締りや情報収集等を推進しつつ、令和元年10月には、関係府県警察において、六代目山口組及び神戸山口組両団体に対する事務所の使用制限の仮の命令を、それに続いて同年11月には関係府県公安委員会において本命令を発出し、さらに、令和2年1月、関係府県公安委員会において両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定するなど、対立抗争等の情勢に応じて、措置を講じてきた。

六代目山口組、神戸山口組及び絆會は、いずれも自身の勢力を拡大するため、他の団体の傘下組織構成員の切り崩しを行い、3団体間の構成員の移動が複雑化するなど、依然として、分裂した各団体の動向は予断を許さない状況にある。これら団体の対立の激化は、一般市民の安全を脅かすとともに、暴力団が威力を高め、その資金獲得力が強化されることにつながることから、今後も引き続き、必要な警戒、取締りの徹底に加えて、状況に応じて暴力団対策法の効果的な活用を推進するなどして、市民生活の安全確保並びにこれらの団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していく。

第 1 章：暴力団情勢

第 1 暴力団その他反社会的勢力の情勢

1 暴力団構成員等の状況

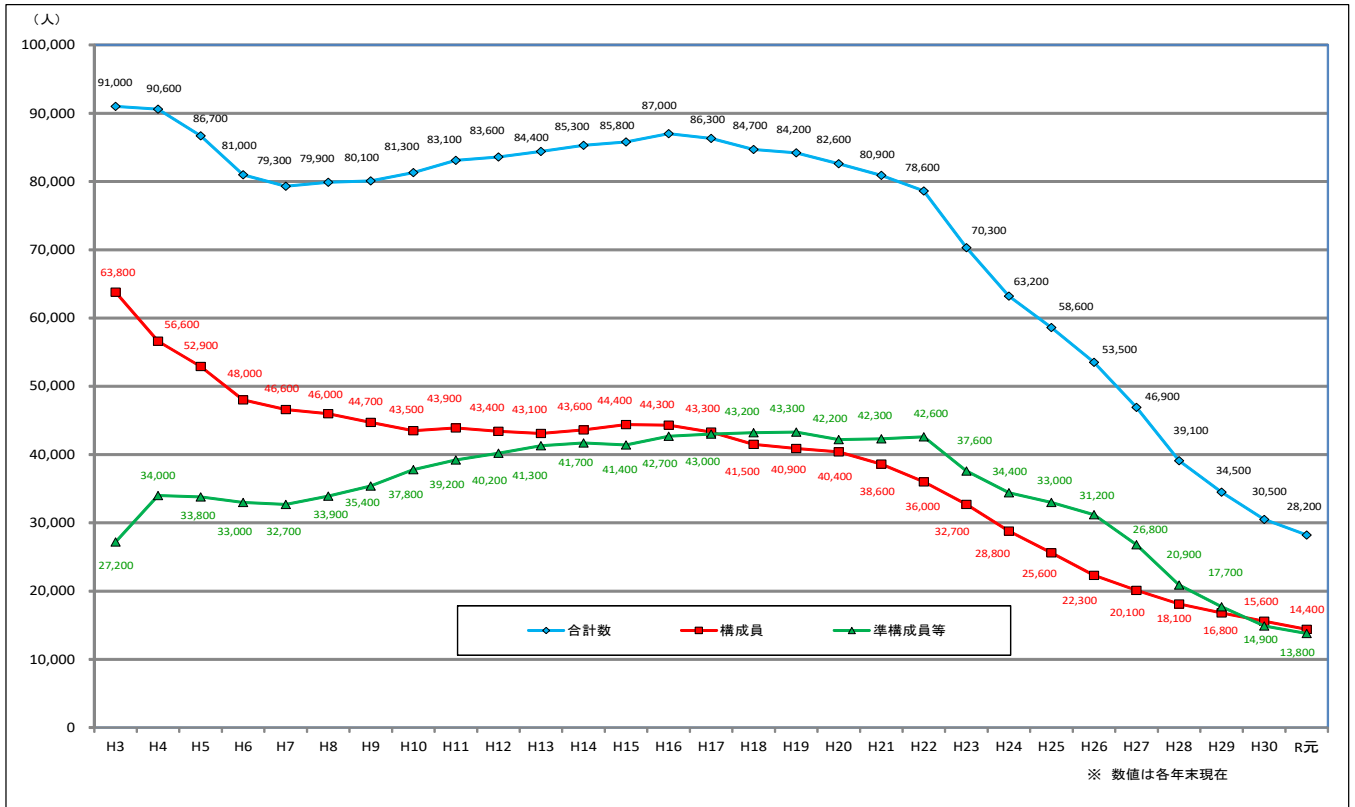
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和元年末現在で28,200人^{注1}となっている。このうち、暴力団構成員の数は14,400人、準構成員等の数は13,800人となっている（図表1－1）。

また、主要団体等^{注2}（六代目山口組、神戸山口組及び任侠山口組（絆會）並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は20,400人（全暴力団構成員等の72.3%）、うち暴力団構成員の数は10,700人（全暴力団構成員の74.3%）となっている（図表1－2）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：平成27年末から29年末までは、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年末以降は任侠山口組（絆會）を含む5団体を「主要団体等」として表記している。

図表1－1 暴力団構成員等の推移



図表 1－2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

			平成22年末	平成23年末	平成24年末	平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	前年比増減数 前年比増減率
主要団体等	六代目山口組	構成員	17,300	15,200	13,100	11,600	10,300	6,000	5,200	4,700	4,400	4,100	-300
			(48.1%)	(46.5%)	(45.5%)	(45.3%)	(46.2%)	(29.9%)	(28.7%)	(28.0%)	(28.2%)	(28.5%)	-6.8%
		準構成員等	17,600	15,800	14,600	14,100	13,100	8,000	6,700	5,600	5,100	4,800	-300
			(41.3%)	(42.0%)	(42.4%)	(42.7%)	(42.0%)	(29.9%)	(32.1%)	(31.6%)	(34.2%)	(34.8%)	-5.9%
		計	34,900	31,000	27,700	25,700	23,400	14,100	11,800	10,300	9,500	8,900	-600
			(44.4%)	(44.1%)	(43.8%)	(43.9%)	(43.7%)	(30.1%)	(30.2%)	(29.9%)	(31.1%)	(31.6%)	-6.3%
	神戸山口組	構成員	-	-	-	-	-	2,800	2,600	2,500	1,700	1,500	-200
								(13.9%)	(14.4%)	(14.9%)	(10.9%)	(10.4%)	-11.8%
		準構成員等	-	-	-	-	-	3,400	2,900	2,700	1,800	1,600	-200
								(12.7%)	(13.9%)	(15.3%)	(12.1%)	(11.6%)	-11.1%
		計	-	-	-	-	-	6,100	5,500	5,100	3,400	3,000	-400
								(13.0%)	(14.1%)	(14.8%)	(11.1%)	(10.6%)	-11.8%
	任侠山口組 (絆會)	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	400	300	-100
											(2.6%)	(2.1%)	-25.0%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	-	370	300	-70
											(2.5%)	(2.2%)	-18.9%
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	770	610	-160
											(2.5%)	(2.2%)	-20.8%
	住吉会	構成員	5,900	5,600	5,000	4,200	3,400	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	0
			(16.4%)	(17.1%)	(17.4%)	(16.4%)	(15.2%)	(15.9%)	(17.1%)	(17.3%)	(17.9%)	(19.4%)	0.0%
		準構成員等	6,700	6,100	5,500	5,300	5,100	4,100	3,500	2,900	2,100	1,700	-400
			(15.7%)	(16.2%)	(16.0%)	(16.1%)	(16.3%)	(15.3%)	(16.7%)	(16.4%)	(14.1%)	(12.3%)	-19.0%
		計	12,600	11,700	10,600	9,500	8,500	7,300	6,600	5,800	4,900	4,500	-400
			(16.0%)	(16.6%)	(16.8%)	(16.2%)	(15.9%)	(15.6%)	(16.9%)	(16.8%)	(16.1%)	(16.0%)	-8.2%
	稲川会	構成員	4,500	4,000	3,700	3,300	2,900	2,700	2,500	2,300	2,200	2,100	-100
			(12.5%)	(12.2%)	(12.8%)	(12.9%)	(13.0%)	(13.4%)	(13.8%)	(13.7%)	(14.1%)	(14.6%)	-4.5%
		準構成員等	4,600	4,100	3,800	3,800	3,700	3,000	2,000	1,800	1,400	1,300	-100
			(10.8%)	(10.9%)	(11.0%)	(11.5%)	(11.9%)	(11.2%)	(9.6%)	(10.2%)	(9.4%)	(9.4%)	-7.1%
		計	9,100	8,100	7,600	7,000	6,600	5,800	4,400	4,100	3,700	3,400	-300
			(11.6%)	(11.5%)	(12.0%)	(11.9%)	(12.3%)	(12.4%)	(11.3%)	(11.9%)	(12.1%)	(12.1%)	-8.1%
	主要団体等合計	構成員	27,700	24,800	21,800	19,100	16,600	14,700	13,300	12,400	11,600	10,700	-900
			(76.9%)	(75.8%)	(75.7%)	(74.6%)	(74.4%)	(73.1%)	(73.5%)	(73.8%)	(74.4%)	(74.3%)	-7.8%
		準構成員等	28,900	26,100	24,000	23,100	22,000	18,500	15,000	13,000	10,700	9,700	-1,000
			(67.8%)	(69.4%)	(69.8%)	(70.0%)	(70.5%)	(69.0%)	(71.8%)	(73.4%)	(71.8%)	(70.3%)	-9.3%
		計	56,600	50,900	45,800	42,300	38,500	33,200	28,300	25,300	22,300	20,400	-1,900
			(72.0%)	(72.4%)	(72.5%)	(72.2%)	(72.0%)	(70.8%)	(72.4%)	(73.3%)	(73.1%)	(72.3%)	-8.5%

注：図表 1－2 中の括弧内は、各欄の上位に記載されている各主要団体等及び主要団体等合計の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数が、それぞれ各年末現在における全暴力団の構成員、準構成員等及び暴力団構成員等の数に占める割合を示している。

2 主要団体等の動向

主要団体等の令和元年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

令和元年10月、恐喝事件で服役していた若頭が出所して以降、若頭補佐及び幹部への昇格、若頭補佐からの降格、神戸山口組から迎え入れた構成員の直系組長への登用、執行部の一員であった統括委員長の引退等の人事を行った。

(2) 神戸山口組

平成31年1月、広島県福山市内において、組長が親交のある他団体の組長等と会食するなど、他団体との関係強化を図った。

同年2月、総本部長が自ら降格を申し出て執行部から外れる一方、同年3月、幹部から執行部である若頭補佐への昇格人事を行った。

令和元年12月、執行部の一員である若頭代行が六代目山口組傘下組織組員に対する殺人未遂事件で検挙され、さらに執行部の一員である舎弟頭補佐が自らの組織を解散して引退した。

(3) 任侠山口組（絆會）

平成30年9月に兵庫県尼崎市所在の本部事務所に対する神戸地方裁判所による使用差止仮処分命令が決定されて以降、傘下組織事務所を利用して定例会を行っていたが、平成31年3月からは、定例会の代わりに、地区ごとにブロック会議を開催とすることとした。

(4) 住吉会

平成31年2月に副会長、同年3月に執行相談役等、同年4月に会長付への昇格人事を行ったほか、令和元年9月に役員人事を行い、組織の活性化を図った。その他、六代目山口組への時候挨拶や六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど他団体との親交を深めている。

(5) 稲川会

平成31年4月、五代目会長が最高位の総裁に就任し、理事長を六代目会長とする代目継承を行うとともに、新たな役員人事を行ったほか、令和元年11月、新たに直系組長となった者に関する「一家代目継承盃儀式及び新家名乗り承認儀式」を開催するなど組織の強化及び活性化を図った。その他、六代目山口組や関東地区の団体と食事会を行うなど他団体との交流を深めている。

3 暴力団以外の反社会的勢力の情勢

(1) 総会屋・会社ゴロ等の状況

総会屋^{注1}及び会社ゴロ等（会社ゴロ^{注2}及び新聞ゴロ^{注3}をいう。以下同じ。）の数は、令和元年末現在、1,000人と近年減少傾向にある（図表1-3）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
総会屋		290	290	280	270	250	240	230	220	210	200
	グループ構成員 ^{注4}	60	50	50	50	50	40	40	30	30	30
	単独人員	230	240	230	220	200	200	190	190	180	170
会社ゴロ等		1,040	1,010	970	980	940	920	875	870	825	800
	グループ構成員	70	40	30	30	20	10	5	20	5	0
	単独人員	970	970	940	950	920	910	870	850	820	800
合計		1,330	1,300	1,250	1,250	1,190	1,160	1,105	1,090	1,035	1,000

※数値は概数である。

注1：単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者

注2：総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注3：総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者

注4：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

(2) 社会運動等標ぼうゴロの状況

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ^{注1}及び政治活動標ぼうゴロ^{注2}をいう。）の数は、令和元年末現在、5,500人と近年減少傾向にある（図表１－４）。

図表１－４ 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
社会運動標ぼうゴロ	860	920	620	660	610	570	530	480	460	400
グループ構成員 ^{注3}	440	520	320	280	240	220	180	150	140	80
単独人員	420	400	300	380	370	350	350	330	320	320
政治活動標ぼうゴロ	6,500	6,100	5,700	5,600	5,500	5,700	5,500	5,300	5,100	5,100
グループ構成員	5,100	4,600	4,200	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900	3,700	3,700
単独人員	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
合計	7,360	7,020	6,320	6,260	6,110	6,270	6,030	5,780	5,560	5,500

※ 数値は概数である。

注１：社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注２：政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注３：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

第２ 暴力団犯罪の検挙状況等

１ 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員は減少傾向にあり、令和元年においては、14,281人である。主な罪種別では、傷害が1,823人、窃盗が1,434人、詐欺が1,448人、恐喝が636人、覚せい剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が3,593人で、いずれも前年に比べ減少している（図表１－５、１－８）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は2,869人、準構成員その他の周辺者は11,412人で前年に比べいずれも減少している（図表１－５、１－６）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、令和元年においては、26,761件である。主な罪種別では、傷害が1,527件、窃盗が10,748件、詐欺が2,327件、恐喝が491件、覚せい剤取締法違反が5,274件で、前年に比べ窃盗及び詐欺が増加した（図表１－７）。

図表 1－5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		H27	H28	H29	H30	R元	前年比
罪種名							
刑	殺 人	115	83	118	94	79	-15
	強 盗	295	327	244	287	246	-41
	放 火	45	28	22	23	14	-9
	強 制 性 交 等	48	52	38	40	30	-10
	凶 器 準 備 集 合	25	14	4	2	1	-1
	暴 行	1,115	1,261	1,043	993	866	-127
	傷 害	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	-219
	脅 迫	592	534	513	550	393	-157
	恐 喝	1,042	830	803	772	636	-136
	窃 盗	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	-193
	詐 欺	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	-301
	横 領	63	43	51	43	35	-8
	文 書 偽 造	268	297	191	154	114	-40
	賭 博	515	423	289	292	189	-103
法	わいせつ物頒布等	63	52	13	30	16	-14
	公 務 執 行 妨 害	293	271	220	186	162	-24
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	0	0	0
	犯 人 蔵 匿	36	55	54	46	52	6
	証 人 威 迫	1	10	7	7	7	0
	逮 捕 監 禁	124	172	130	96	171	75
	信用毀損・威力業務妨害	38	81	30	46	40	-6
	器 物 損 壊	369	382	310	247	238	-9
	暴 力 行 為	29	10	28	15	20	5
	そ の 他 刑 法 犯	616	622	503	484	431	-53
	刑 法 犯 合 計	12,690	12,177	10,393	9,825	8,445	-1,380
特	出入国管理・難民認定法	62	37	38	57	40	-17
	軽 犯 罪 法	93	102	96	87	104	17
	酩酊者規制法	5	10	2	0	2	2
	迷惑防止条例	432	470	375	275	187	-88
	暴力団対策法	6	5	5	4	5	1
	自転車競技法	9	8	6	4	1	-3
	競 馬 法	6	1	0	0	0	0
	モーターボート競走法	12	4	4	4	3	-1
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風 営 適 正 化 法	542	327	250	210	141	-69
	青少年保護育成条例	26	35	32	16	19	3
	売 春 防 止 法	104	79	48	54	15	-39
	児 童 福 祉 法	95	57	39	20	18	-2
	出 資 法	26	20	24	12	33	21
別	貸 金 業 法	39	35	39	29	31	2
	宅地建物取引業法	2	1	3	0	8	8
	建 設 業 法	7	17	16	4	5	1
	銃 刀 法	195	198	193	140	137	-3
	火 薬 類 取 締 法	0	0	2	1	2	1
	麻 薬 等 取 締 法	80	64	67	49	56	7
	あ へ ん 法	0	0	0	0	0	0
	大 麻 取 締 法	580	636	738	744	762	18
	覚 せ い 剤 取 締 法	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	-976
	毒 劇 物 法	54	39	29	31	32	1
	廃 棄 物 処 理 法	90	98	78	74	57	-17
	労 働 基 準 法	25	10	4	15	3	-12
	職 業 安 定 法	27	10	27	31	26	-5
	健 康 保 険 法	0	0	0	4	0	-4
犯	労 働 者 派 遣 法	23	7	6	12	23	11
	旅 券 法	8	3	6	2	2	0
	麻 薬 等 特 例 法	105	78	64	95	165	70
	その他の特別法犯	682	519	460	513	366	-147
特 別 法 犯 合 計		8,953	7,873	7,344	7,056	5,836	-1,220
総 計		21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	-2,600

図表 1 - 6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		H27	H28	H29	H30	R元	前年比	
罪種名	殺人	48	34	54	25	22	-3	
	強盗	41	47	43	58	40	-18	
	放火	13	10	5	3	4	1	
	強制性交等	9	5	6	6	2	-4	
	凶器準備集合	11	7	2	2	0	-2	
	暴行	259	318	264	211	212	1	
	傷害	617	638	564	444	403	-41	
	脅迫	213	196	187	232	147	-85	
	恐喝	431	344	362	360	262	-98	
	窃盗	294	254	229	190	176	-14	
	詐欺	803	778	645	518	410	-108	
	横領	11	7	7	5	2	-3	
	文書偽造	119	159	98	67	52	-15	
	賭博	60	57	39	18	20	2	
	わいせつ物頒布等	7	6	1	1	2	1	
	公務執行妨害	45	61	38	30	27	-3	
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	0	0	0	
	犯人蔵匿	13	13	21	23	13	-10	
	証人威迫	0	9	4	4	1	-3	
	犯	逮捕監禁	32	53	38	20	77	57
信用毀損・威力業務妨害		5	44	9	21	12	-9	
器物損壊		91	109	72	39	50	11	
暴力行為		15	8	13	5	3	-2	
その他刑法犯		119	170	127	99	81	-18	
刑法犯合計		3,256	3,327	2,828	2,381	2,018	-363	
特		出入国管理・難民認定法	4	1	6	6	4	-2
		軽犯罪法	31	49	31	33	43	10
		酩酊者規制法	0	3	0	0	0	0
		迷惑防止条例	22	35	22	20	7	-13
	暴力団対策法	5	4	3	4	3	-1	
	自転車競技法	5	4	3	2	0	-2	
	競馬法	1	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	3	3	2	2	3	1	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	17	13	10	10	8	-2	
別	青少年保護育成条例	2	3	8	4	2	-2	
	売春防止法	5	3	2	4	2	-2	
	児童福祉法	11	15	5	1	1	0	
	出資法	10	7	7	7	6	-1	
	貸金業法	18	9	7	12	13	1	
	宅地建物取引業法	0	0	1	0	1	1	
	建設業法	1	1	3	0	0	0	
	銃刀法	61	67	74	60	54	-6	
	火薬類取締法	0	0	1	0	0	0	
	麻薬等取締法	12	8	11	6	4	-2	
法	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	58	58	84	51	39	-12	
	覚せい剤取締法	910	845	786	644	526	-118	
	毒劇物法	1	2	0	2	0	-2	
	廃棄物処理法	15	17	15	14	5	-9	
	労働基準法	5	3	1	1	0	-1	
	職業安定法	4	2	2	12	8	-4	
	健康保険法	0	0	0	0	0	0	
	労働者派遣法	3	2	2	1	5	4	
	旅券法	6	3	3	0	1	1	
犯	麻薬等特例法	13	18	14	4	15	11	
	その他の特別法犯	110	110	129	124	101	-23	
	特別法犯合計	1,333	1,285	1,232	1,024	851	-173	
	総計	4,589	4,612	4,060	3,405	2,869	-536	

図表１－７ 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次 罪種名		H27	H28	H29	H30	R元	前年比
刑	殺人	76	57	71	61	57	-4
	強盗	243	224	159	165	123	-42
	放火	54	22	28	30	10	-20
	強 制 性 交 等	54	54	39	47	26	-21
	凶 器 準 備 集 合	3	3	1	0	2	2
	暴行	1,189	1,276	1,085	1,055	894	-161
	傷害	2,191	2,112	1,818	1,758	1,527	-231
	脅迫	596	527	523	512	414	-98
	恐喝	865	700	596	592	491	-101
	窃盗	15,017	14,415	11,303	10,194	10,748	554
	詐欺	3,144	2,944	2,379	2,270	2,327	57
	横領	71	49	61	49	34	-15
	文 書 偽 造	300	326	211	154	174	20
	賭博	122	283	70	74	142	68
	わいせつ物頒布等	39	24	11	13	11	-2
法	公務執行妨害	387	344	292	276	218	-58
	うち公契約関係競売等妨害	0	0	0	0	1	1
	犯人蔵匿	27	42	42	40	54	14
	証人威迫	3	9	6	8	8	0
	逮捕監禁	86	97	81	74	72	-2
	信用毀損・威力業務妨害	41	40	33	31	31	0
	器物損壊	595	582	492	452	384	-68
	暴力行為	19	7	11	6	11	5
	その他の刑法犯	1,109	1,433	965	820	882	62
	刑法犯合計	26,231	25,570	20,277	18,681	18,640	-41
特	出入国管理・難民認定法	68	40	48	58	35	-23
	軽 犯 罪 法	106	122	113	99	113	14
	酩酊者規制法	6	11	2	0	2	2
	迷惑防止条例	432	464	374	269	181	-88
	暴力団対策法	9	8	4	5	7	2
	自転車競技法	5	4	3	2	1	-1
	競馬法	1	2	0	0	1	1
	モーターボート競走法	6	2	2	2	3	1
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0
	風営適正化法	384	274	243	178	129	-49
	青少年保護育成条例	43	44	45	24	25	1
	売春防止法	157	88	57	35	18	-17
	児童福祉法	66	52	29	19	15	-4
	出 資 法	26	31	30	27	28	1
	貸 金 業 法	47	41	40	32	37	5
別	宅地建物取引業法	2	2	2	0	4	4
	建設業法	6	11	13	2	4	2
	銃 刀 法	269	250	237	184	164	-20
	火薬類取締法	2	1	4	1	7	6
	麻薬等取締法	192	182	200	168	182	14
	あ へ ん 法	2	1	0	1	0	-1
	大麻取締法	860	1,002	1,086	1,151	1,129	-22
	覚せい剤取締法	8,382	7,493	6,844	6,662	5,274	-1,388
	毒 劇 物 法	59	49	36	39	41	2
	廃棄物処 理 法	66	85	75	75	56	-19
	労働基準法	19	10	7	6	3	-3
	職業安定法	20	11	21	21	16	-5
	健康保険法	0	0	0	2	1	-1
	労働者派遣法	20	8	5	6	15	9
	旅 券 法	9	3	6	2	3	1
法	麻薬等特例法	154	124	90	129	207	78
	その他の特別法犯	833	695	572	454	420	-34
	特別法犯合計	12,251	11,110	10,188	9,653	8,121	-1,532
総 計		38,482	36,680	30,465	28,334	26,761	-1,573

図表 1－8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
総数	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281
うち覚せい剤取締法違反	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593
うち傷害	3,016	3,040	2,970	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823
うち窃盗	3,329	3,538	2,794	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434
うち詐欺	1,960	2,077	2,190	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448
うち恐喝	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636

2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約 8 割で推移しているところ、令和元年においては、11,448人で80.2%となっている。このうち、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は、5,187人と暴力団構成員等の検挙人員の約 4 割を占めている（図表 1－9）。

図表 1－9 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)
うち六代目山口組	13,728 (2,859)	13,808 (2,755)	12,566 (2,366)	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)
うち神戸山口組	—	—	—	—	—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)
うち任侠山口組（絆會）	—	—	—	—	—	—	—	—	467 (93)	393 (83)
うち住吉会	3,369 (997)	3,770 (969)	3,411 (964)	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)
うち稲川会	3,725 (1,067)	3,887 (1,059)	3,645 (1,059)	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)
主要団体等合計	20,822 (4,923)	21,465 (4,783)	19,622 (4,389)	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)
主要団体等の 全体に占める割合（%）	81.1 (79.2)	81.7 (80.0)	81.3 (79.7)	79.9 (80.3)	81.0 (78.8)	81.3 (78.9)	81.0 (79.9)	80.1 (80.3)	80.0 (80.2)	80.2 (80.6)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員の数を示したものである。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るために、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和元年においては、六代目山口組直系組長等4人、弘道会直系組長等9人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）23人を検挙している（図表1－10）。

図表1－10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減
六代目山口組直系組長等	25	17	23	8	14	15	18	16	12	4	-8
弘道会直系組長等	11	19	5	10	11	9	18	18	11	9	-2
弘道会直系組織幹部	32	42	27	31	30	23	29	20	18	23	5

【六代目山口組直系組長等の主要検挙事例】

- 六代目山口組直系組長（51）らが、組から離脱した男性を組事務所に連行し、暴力団の活動として組織により不法に監禁した事例（平成31年1月検挙、大阪・群馬）

【弘道会直系組長等、直系組織幹部の主要検挙事例】

- 弘道会直系組織幹部（50）らが、通行人4名の顔面を複数回殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせた事例（令和元年5月検挙、大阪）
- 弘道会直系組織幹部（43）らが、暴力団排除条例により定められた暴力団排除特別強化地域において、用心棒の役務を提供することの対償として、特定接客業者から現金の供与を受けた事例（令和元年6月検挙、北海道）
- 弘道会直系組織幹部（43）らが、義理の息子を装い、高齢者から現金をだまし取った事例（令和元年7月検挙、警視庁）
- 弘道会直系組織幹部（47）らが、暴力団排除条例により定められた暴力団排除特別強化地域において、営業を営むことを容認する対償として、特定接客業者から現金の供与を受けた事例（令和元年7月検挙、新潟）
- 弘道会直系組織幹部（50）が、飲食店店長に、「ジャンケン負けたらタダにしろ。」「若い衆をここに連れてきたら、面白いだろうな。」などと告げ、暴力団の威力を示して強談威迫した事例（令和元年11月検挙、愛知）

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

近年、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件^{注1}が相次いで発生してきたが、平成26年以降大きく減少し、令和元年においては、2件発生している（図表1－11）。

【事例】

- 旭琉會傘下組織組員（33）らが、沖縄県浦添市内で、テナントビルに普通貨物自動車を衝突させ、同ビル階段等を損壊した事例（平成31年4月発生、令和元年9月検挙、沖縄）

図表1－11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

件数 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
発生事件数	15	29	22	23	8	1	3	2	1	2

注1：事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業（株式会社等の会社、信用組合、医療法人、学校法人、宗教法人その他の法人をいう。）その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
- 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害

注2：事件数とは、都道府県警察から事件単位で報告があった数を計上したもので、検挙件数とは異なる（以下同じ。）。

(2) 対立抗争事件の発生状況

令和元年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は13件発生している（図表1－12）。これらはいずれも六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するものであり、刃物や銃器を使用した事件が住宅街等で発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表 1－12 対立抗争事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
対立抗争認定数(回)	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
うち六代目山口組関与事件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
発生件数(件)	0	13	14	27	18	0	42	9	8	13
うち銃器使用回数	0	9	7	20	9	0	6	1	1	3
銃器使用率(%)	0.0	69.2	50.0	74.1	50.0	0.0	14.3	11.1	12.5	23.1
死者数(人)	0	5	1	0	0	0	4	1	0	3
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	0	3	6	3	3	0	15	4	9	7
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

工藤會に対する集中取締り等

1 工藤會幹部の波状的検挙

- 平成30年12月、工藤會傘下組織幹部（71）らが金銭トラブルの当事者に因縁をつけて現金を脅し取ろうとした事件が発生し、令和元年7月、同幹部らを逮捕した。
- 平成29年2月、工藤會傘下組織組長（72）が太陽光発電設備の業者から土地の売買代金名目で現金を脅し取った事件が発生し、令和元年7月、同組長を逮捕した。
- 平成24年8月、工藤會傘下組織組長（57）らが暴力団員立入禁止標章掲示店の従業員の男性をアイスピック様のもので負傷させた事件が発生し、令和元年10月、同組長らを逮捕した。
- 平成26年7月、工藤會傘下組織組長（63）らが漁協組合関係者の女性を刃物で負傷させた事件が発生し、令和元年12月、同組長らを逮捕した。

2 暴力団対策法の活用

平成24年12月、福岡県公安委員会及び山口県公安委員会が工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、以降1年ごとに指定の期限を延長しているところ、両公安委員会は、令和元年12月、7回目の延長を行った。また、平成26年11月、福岡県公安委員会が当該指定に係る警戒区域内に所在する工藤會の4か所の事務所について、さらに平成27年2月、1か所の事務所について、事務所使用制限命令を発出しているところ、令和元年もこれらの命令の効力が継続している。さらに、特定危険指定暴力団等の組員が警戒区域内において暴力的要求行為をしたとして、令和元年中、工藤會傘下組織幹部ら3人を逮捕した。

3 民事訴訟

福岡県警察では、事件検挙等による取締りのほか、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

- 工藤會傘下組織組長（40）らが飲食店経営者らを刃物で負傷させた事件（平成24年発生）について、平成31年2月、同飲食店経営者が、襲撃を指示した工藤會総裁らに対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

4 本部事務所の民間企業への売却

令和元年9月、福岡県北九州市が中心となり、同市、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、本部事務所所有法人及び工藤會の間で、同事務所を解体、更地にした後に都道府県センターに売却することや売却代金から解体費用等を差し引いた売却益を工藤會による犯罪の被害者への賠償に充てること等について、覚書が締結された。その後、同年11月、同事務所土地の民間企業への売買契約等が成立し、同月、解体工事が開始された。

（令和2年2月、解体工事が終了し、同事務所土地に係る所有権が同民間企業へ移転された。）

5 今後の対策等

近年、工藤會総裁、同会長等を含む主要幹部を波状的に検挙し、これらの者を長期的に隔離したことにより、工藤會の組織基盤及び指揮命令系統に打撃を与えている。また、福岡県における令和元年中の離脱支援による工藤會離脱者数は32人であった。今後とも、未解決事件の捜査を徹底するなど取締りの更なる強化を図るとともに、資金源対策や離脱者の社会復帰対策を更に推進していく。

5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、令和元年においては10件発生し、これらの事件による死者は4人で、負傷者は5人である（図表1-13）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件^注は、依然として市民の身近な場所である住宅街等で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【発生事例】

- 稲川会傘下組織組長（51）らが、神奈川県川崎市内の路上において銃撃されて関係者2名が負傷した事例（平成31年1月発生、神奈川）

【検挙事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（47）が、兵庫県神戸市内の路上において、任侠山口組（絆會）傘下組織組長（44）の使用車両に対して拳銃を発射し、同車両を損壊した事例（平成31年1月発生・2月検挙、兵庫）
- 神戸山口組傘下組織組長（60）が、兵庫県神戸市内の六代目山口組傘下組織拠点前において、車両に乗車中の同組傘下組織組員（51）に向けて拳銃を発射して負傷させた事例（令和元年8月発生・12月検挙、兵庫）
- 六代目山口組傘下組織組員（68）が、兵庫県神戸市内の神戸山口組傘下組織事務所付近の路上において、同組傘下組織組員（43）ら2名に向けて拳銃を発射して死亡させた事例（令和元年10月発生・検挙、兵庫）
- 元六代目山口組傘下組織組員（52）が、兵庫県尼崎市内の路上において、神戸山口組幹部（59）に向けて自動小銃を発射して死亡させた事例（令和元年11月発生・検挙、兵庫・京都）

図表1-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
発 砲 事 件 数（ 件 ）	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10
うち対立抗争によるもの	0	9	7	20	9	0	6	1	1	3
死 者 数（ 人 ）	6	5	3	2	0	1	2	2	0	4
負 傷 者 数（ 人 ）	3	7	11	2	3	3	1	4	1	5

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

6 拳銃押収丁数

暴力団からの拳銃押収丁数は、令和元年においては、77丁と前年に比べ増加している（図表 1－14）。依然として、暴力団が拳銃等を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（47）が、空き地に拳銃 1 丁及びこれに適合する実包 3 発等を隠匿していた事例（平成31年 2 月押収、兵庫）
- 元六代目山口組傘下組織組員（52）が、京都府京都市内の路上において拳銃 1 丁、自動小銃 1 丁等を所持していた事例（令和元年11月押収、兵庫・京都）

図表 1－14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
押収拳銃総数(丁)	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77
真 正 銃 (丁)	96	112	89	69	98	56	54	68	70	76
	98.0%	91.1%	93.7%	93.2%	94.2%	88.9%	100.0%	86.1%	95.9%	98.7%
改 造 銃 (丁)	2	11	6	5	6	7	0	11	3	1
	2.0%	8.9%	6.3%	6.8%	5.8%	11.1%	0.0%	13.9%	4.1%	1.3%

注：各下段は、押収拳銃総数に占める割合である。

7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和元年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第 3 条違反の検挙事件数は10件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第 7 条違反の検挙はなかった（図表 1－15）。

【事例】

- 六代目山口組直系組長（51）らが、組から離脱した男性を組事務所に連行し、団体の活動として組織により不法に監禁した事例（平成31年 1 月検挙、大阪・群馬）
- 稲川会傘下組織総長（56）らが、団体の活動として、対立する暴力団組織の関係場所に向けて拳銃を発射し、シャッター等を損壊するなどした事例（令和元年11月検挙、警視庁）

図表 1－15 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	18	6	3	6	6	4	13	5	4	10
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	3	1	0	0	0	0	0	1	1	0

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 令和元年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^註（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）は、依然として、暴力団等の有力な資金源になっていることがうかがえる。これらのうち、暴力団構成員等の伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める覚せい剤取締法違反の割合は近年、約 8 割で推移しており、令和元年中においても同様である（図表 1－18）。

また、暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の検挙人員は、ここ数年で高止まりしており、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表 1－8）。

その他、金融業、建設業、労働者派遣事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が敢行されており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

注：公営競技関係 4 法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。

(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和元年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、犯罪収益等隠匿について規定した第10条違反事件数が32件であり、犯罪収益等収受について規定した第11条違反事件数が19件である。

また、第23条に規定する起訴前没収保全命令の適用事件数は14件である（図表 1－16）。

【犯罪収益等隠匿事件】

- 五代目工藤會傘下組織幹部（42）らが、貸金業法違反等に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、同幹部が管理する他人名義の口座に返済金を振込入金させ、犯罪収益の取得につき事実を偽装した事例（令和元年 6 月起訴、福岡）
- 神戸山口組傘下組織幹部（59）が、出資法違反に係る犯罪収益の帰属を偽装しようと企て、同幹部が管理する他人名義の口座に振込入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（令和元年 6 月起訴、高知）

【犯罪収益等収受事件】

- 住吉会傘下組織組員（39）が、カジノ賭博店経営者が賭博により得た犯罪収益の一部を、その情を知らずながら収受した事例（令和元年 8 月起訴、警視庁）

図表 1-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
犯罪収益等隠匿(10条)	46	43	27	35	26	43	45	22	36	32
犯罪収益等収受(11条)	44	38	28	40	28	46	25	24	26	19
起訴前の没収保全命令(23条)	36	30	39	54	45	46	34	27	27	14

図表 1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（令和元年・前提犯罪の内訳・事件数）

前提犯罪の罪種名	10条	11条	23条	合計
私電磁的記録不正作出	0	1	0	1
賭博等	0	7	3	10
窃盗	4	2	0	6
詐欺	11	5	1	17
電子計算機使用詐欺	1	0	0	1
恐喝	5	1	1	7
売春防止法	0	1	1	2
風営適正化法	0	0	2	2
貸金業法・出資法	9	1	2	12
廃棄物処理法	1	0	0	1
医薬品医療機器等法	0	0	1	1
労働者派遣法	1	0	3	4
金融商品取引法	0	1	0	1
合計	32	19	14	65

(3) 伝統的資金獲得犯罪

伝統的資金獲得犯罪の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合は、近年、40～50%台で推移している。この割合は、刑法犯・特別法犯の総検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合が6～7%台で推移していることからすると、高いといえる。

令和元年の伝統的資金獲得犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は4,422人で、暴力団構成員等の総検挙人員の31.0%を占めており、依然として、伝統的資金獲得犯罪が有力な資金源となっていることがうかがえる（図表 1-18、1-19）。

【覚醒剤事犯】

- 住吉会傘下組織幹部（50）らが、営利目的で覚醒剤約50グラムを譲り渡した事例（平成31年4月検挙、警視庁）

- 太州会傘下組織幹部（62）らが、営利目的で覚醒剤約6.4キログラムを輸入した事例（令和元年11月検挙、福岡）

【恐喝事犯】

- 六代目山口組傘下組織組員（25）が、飲食店経営者に対し、「払ってもらわないとどうなるかわかるよな。泣くのはちげーべ、早く方法考えろや。」などと告げ、債権回収名目で現金を脅し取った事例（令和元年5月検挙、北海道）
- 道仁会傘下組織組員（33）らが、同組員の交際相手であった女性と肉体関係を持った男性に対し、「おう、お前、人の女とやってから。」「お前、この落とし前、どうつけるんか。」などと告げ、現金を脅し取った事例（令和元年7月検挙、福岡）

【賭博事犯】

- 六代目山口組傘下組織幹部（52）が、プロ野球の公式戦を利用した賭博場を開張して利益を図った事例（令和元年10月検挙、愛知）
- 六代目山口組傘下組織会長（68）が、賭博場を開張し、通称「カチカチ」と称する賭博をさせて利益を図った事例（令和元年11月検挙、高知）

図表 1－18 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
暴力団構成員等の総検挙人員（人）	25,686 (6,216)	26,269 (5,982)	24,139 (5,510)	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)
うち伝統的資金獲得 犯罪検挙人員（人）	8,742 (2,222)	8,680 (2,010)	8,209 (1,796)	7,478 (1,651)	7,479 (1,457)	7,202 (1,410)	6,269 (1,253)	5,795 (1,192)	5,641 (1,026)	4,422 (811)
割合（％）	34.0 (35.7)	33.0 (33.6)	34.0 (32.6)	32.7 (31.0)	33.2 (30.8)	33.3 (30.7)	31.3 (27.2)	32.7 (29.4)	33.4 (30.1)	31.0 (28.3)
覚せい剤取締法違反	6,283 (1,313)	6,513 (1,207)	6,285 (1,150)	6,045 (1,109)	5,966 (979)	5,618 (910)	5,003 (845)	4,693 (786)	4,569 (644)	3,593 (526)
恐喝	1,684 (802)	1,559 (741)	1,334 (572)	1,084 (462)	1,084 (432)	1,042 (431)	830 (344)	803 (362)	772 (360)	636 (262)
賭博	652 (81)	405 (26)	511 (49)	294 (56)	366 (34)	515 (60)	423 (57)	289 (39)	292 (18)	189 (20)
ノミ行為等	123 (26)	203 (36)	79 (25)	55 (24)	63 (12)	27 (9)	13 (7)	10 (5)	8 (4)	4 (3)

注：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員の数を示したものである。

図表 1－19 伝統的資金獲得犯罪の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
伝統的資金獲得犯罪の合計	8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422
暴力団構成員等が占める割合	51.2%	53.6%	53.3%	52.9%	53.3%	51.7%	49.0%	47.1%	47.3%	43.0%
覚せい剤取締法違反	6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593
暴力団構成員等が占める割合	52.9%	55.3%	55.2%	56.1%	55.3%	52.1%	48.8%	47.4%	47.3%	43.4%
恐喝	1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636
暴力団構成員等が占める割合	44.8%	46.9%	43.7%	42.3%	44.1%	47.6%	46.3%	45.5%	46.2%	41.4%
賭博	652	405	511	294	366	515	423	289	292	189
暴力団構成員等が占める割合	49.7%	44.9%	58.3%	40.6%	49.8%	55.8%	58.3%	45.4%	48.5%	41.8%
ノミ行為等	123	203	79	55	63	27	13	10	8	4
暴力団構成員等が占める割合	96.9%	97.6%	94.0%	82.1%	98.4%	84.4%	46.4%	90.9%	80.0%	30.8%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

（参考）刑法犯・特別法犯総検挙人員において暴力団構成員等の検挙人員が占める割合

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
総検挙人員	399,998	378,201	356,389	328,113	316,965	304,868	289,016	277,472	268,988	254,421
うち暴力団構成員等の検挙人員	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281
暴力団構成員等が占める割合	6.4%	6.9%	6.8%	7.0%	7.1%	7.1%	6.9%	6.4%	6.3%	5.6%

（4）詐欺事犯

近年、暴力団や準暴力団^注が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、特に組織的に行われる特殊詐欺を敢行している実態がうかがえる（図表 1－20）。

【詐欺事犯】

- 七代目会津小鉄会傘下組織組員（38）が、暴力団員であることを隠して、社会福祉法人に対し、生活福祉資金の融資を申し込み、融資金をだまし取った事例（令和元年10月検挙、京都）
- 関東連合OBグループ関係者の男（30）らが、不動産関連会社の従業員を装い、土地の所有者に虚偽の買収話を持ちかけ、土地の売買契約に係る諸費用等の名目で、現金合計904万円をだまし取った事例（平成31年3月検挙、警視庁）

【特殊詐欺事犯】

- 六代目山口組傘下組織組員（42）らが、金融庁職員を装い、高齢者からキャッシュカードをだまし取り、現金240万円を引き出して窃取した事例（令和元年6月検挙、警視庁）
- 住吉会傘下組織組員（24）らが、息子を装い、高齢者から現金300万円をだまし取った事例（令和元年9月検挙、島根）

注：暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団

図表 1-20 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

	H27	H28	H29	H30	R元 ^{注4}
特殊詐欺 ^{注1} （検挙人員全体）	2,506	2,369	2,448	2,837	2,911
うち主犯	67	77	62	55	58
うち暴力団構成員等	826	623	618	655	527
うち主犯	24	22	29	27	26
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合 ^{注2}	33.0%	26.3%	25.2%	23.1%	18.1%
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合 ^{注3}	35.8%	28.6%	46.8%	49.1%	44.8%

注1：特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗（キャッシュカード詐欺盗）を含む。）の総称。

なお、キャッシュカード詐欺盗については、平成30年から数値を計上。

注2：「検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

注3：「主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合」の数値は、特殊詐欺全体の主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

注4：令和元年の数値は暫定値である。

(5) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 1-21、1-22）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組長（48）が、無登録で貸金業を営み、法定の利息を超えて金銭を貸し付け、利息を受領した事例（令和元年8月検挙、三重）

図表 1-21 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
暴力団構成員等の検挙人員	116	80	53	73	49	39	35	39	29	31
うち暴力団構成員の検挙人員	46	22	12	19	12	18	9	7	12	13
暴力団構成員等が占める割合	39.2%	37.9%	29.4%	43.7%	33.3%	23.5%	27.6%	30.2%	29.3%	32.6%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 1-22 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
暴力団構成員等の検挙人員	74	104	43	46	27	26	20	24	12	33
うち暴力団構成員の検挙人員	18	18	15	12	5	10	7	7	7	6
暴力団構成員等が占める割合	25.1%	34.2%	22.9%	27.7%	16.5%	24.3%	15.6%	19.7%	9.7%	28.4%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

ウ 労働者派遣事業

暴力団は、労働者派遣事業を営み、建設現場等へ労働者を違法に派遣し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 1-23）。

【事例】

- 二代目親和会幹部（49）らが、無許可で労働者を派遣し、草刈等の業務に従事させた事例（令和元年 7 月検挙、香川）

図表 1-23 労働者派遣法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
暴力団構成員等の検挙人員	10	17	31	32	34	23	7	6	12	23
うち暴力団構成員の検挙人員	5	12	13	15	18	3	2	2	1	5
暴力団構成員等が占める割合	58.8%	41.5%	73.8%	86.5%	87.2%	62.2%	21.9%	42.9%	48.0%	69.7%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる労働者派遣法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

【事例】

- 双愛会傘下組織幹部（50）らが、無許可で従業員に客の接待行為をさせるなどの風俗営業を営んだ事例（平成31年 1 月検挙、千葉）

(6) 企業対象暴力及び行政対象暴力

令和元年における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は370件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は271件、行政対象暴力事犯は99件となっている。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は99人、検挙件数は43件である。依然として暴力団構成員等の反社会的勢力が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員（52）が、保育園園長に対し、園児らの登園方法に因縁をつけた上、「轢き殺すぞ。」「ぶち殺すぞ。」などと怒号し、威力を用いて人の業務を妨害した事例（令和元年6月検挙、滋賀）

(7) 金融・不良債権関連事犯

令和元年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は15件であり、企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが14件、債権回収過程におけるものが1件（強制執行妨害目的財産損壊等事件）であった（図表1-24）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（50）が、自己の財産に対する強制執行を妨害する目的で、強制執行を受けるべき財産を知人の預金口座に入金するなどして隠匿した事例（平成31年2月検挙、警視庁）
- 六代目山口組傘下組織幹部（44）が、妻（45）らと共に共謀の上、金融機関に対し、同妻がエステ店で稼働した報酬を実際より多くあるように装い、内容虚偽の源泉徴収票を提出するなどして住宅ローンを申し込み、融資金をだまし取った事例（令和元年11月検挙、埼玉）

図表1-24 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
融資過程 ^{注1}	33	45	28	34	26	12	12	23	8	14
債権回収過程 ^{注2}	2	9	11	2	0	0	2	2	0	1
合計	35	54	39	36	26	12	14	25	8	15

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

第3 暴力団対策法の施行状況

1 指定状況

令和元年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、令和元年末現在、24団体が指定暴力団として指定されている（図表1-26）。

- (1) 平成31年4月9日、神戸山口組が兵庫県公安委員会により2回目の指定を受けた。
- (2) 令和元年6月17日、六代目山口組が兵庫県公安委員会、稲川会及び住吉会が東京都公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受けた。
- (3) 令和元年6月21日、五代目工藤會が福岡県公安委員会、旭琉會が沖縄県公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受けた。
- (4) 令和元年7月25日、七代目会津小鉄会（代表者金元）が京都府公安委員会、六代目共政会が広島県公安委員会、七代目合田一家が山口県公安委員会、四代目小桜一家が鹿児島県公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受けた。
- (5) 令和元年12月9日、五代目浅野組が岡山県公安委員会、道仁会が福岡県公安委員会、二代目親和会が香川県公安委員会、双愛会が千葉県公安委員会によりそれぞれ10回目の指定を受けた。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

近年、中止命令の発出件数は減少傾向にあり、令和元年においては、1,112件と前年に比べ155件減少している（図表1-25）。

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、50,821件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが783件と全体の70.4%を、加入強要・脱退妨害（16条）に対するものが130件と全体の11.7%を、それぞれ占めている（図表1-27）。

暴力的要求行為（9条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが340件、みかじめ料要求（4号）に対するものが101件、用心棒料等要求（5号）に対するものが247件となっている。また、加入強要・脱退妨害（16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（1項）が13件、威迫による加入強要・脱退妨害（2項）が107件、密接交際者に対する加入強要・脱退妨害（3項）が10件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが260件と最も多く、全体の23.4%を占め、次いで六代目山口組230件、稲川会175件、神戸山口組88件の順となっている（図表1-27）。

【事例】

- 松葉会の威力を示すことを常習とする者で、松葉会傘下組織組長の使用人である男（60）が飲食店等計5店舗の経営者らに対し、「今年もうちのお飾りお願いします。去年と同じものでいい

ですか。」「1万円です。」「また来年うちの飾り頼みますよ。」などと告げて、暴力団の威力を示して、正月飾りの購入を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（平成31年3月発出、警視庁）

○ 神戸山口組傘下組織組員（44）が、飲食店でのトラブルにより植木鉢が損壊したことについて、トラブル関係者の男性に対し、「儂は〇〇組の〇〇じゃ。」「こねえなったのもおめえのこの若え衆が行儀悪いけいじゃ。」「この鉢弁償せえ。」「代金は10万円前後になる。」などと告げ、暴力団の威力を示して、相手方に金品等の供与をみだりに要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（平成31年3月発出、岡山）

○ 神戸山口組傘下組織幹部（58）らが、債務者に対し、「びびってしてるようやったらヤクザとの付き合い止めとけ。」「全部清算して俺んどこ持って来い。」等と告げて、暴力団の威力を示して、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払いを伴う債務の履行を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（平成31年4月発出、京都）

○ 旭琉會傘下組織組員（23）が、少年に対し入れ墨を施したことから、これを継続等してはならないことを命じた事例（令和元年11月発出、沖縄）

図表 1－25 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
中止命令	2,130	2,064	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112
再発防止命令	85	93	81	62	39	36	33	35	43	32
請求妨害防止命令	8	5	2	5	3	2	0	1	0	3
用心棒行為等防止命令	—	—	—	9	4	8	2	1	6	4
賞揚等禁止命令	8	14	12	2	2	4	6	11	16	3
事務所使用制限命令	0	27(1)	17	0	4	4	0	0	2	19(1)

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

(2) 再発防止命令

近年、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあり、平成29年及び30年においては増加に転じたものの、令和元年においては32件と前年に比べ11件減少している（図表 1－25）。

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は、1,930件となっている。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが22件と全体の68.8%を占めているほか、準暴力的要求行為（12条の5）及び加入強要・脱退妨害（16条）に対するものがそれぞれ3件となっている（図表 1－27）。

暴力的要求行為（9条）に対する再発防止命令の発出件数を条項別にみると、不当贈与要求（2号）に対するものが2件、みかじめ料要求（4号）に対するものが3件、用心棒料等要求（5号）に対するものが15件、高利債権取立行為（6号）に対するものが2件となっている。

団体別では、六代目山口組に対するものが13件と最も多く、全体の40.6%を占め、次いで稲川会 7 件、松葉会 3 件の順に多くなっている（図表 1－27）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組長（51）が、縄張内に所在する飲食店の経営者に対し、「キャッチのことでトラブルになったら、俺に電話してこいや。」等と告げ、同経営者の承諾を受けて用心棒の役務を提供することを約束し、その後、縄張内に所在する他の飲食店経営者に対し、「何かトラブルになった時は遠慮なく俺に電話してこいよ。」などと告げ、同経営者の承諾を受けて、用心棒の役務の提供をすることを約束したため、更に反復して用心棒の役務の提供又はその約束を行うおそれがあると認め、1年間、縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務の提供をすること等をしてはならないことを命じた事例（平成31年2月発出、大阪）
- 道仁会傘下組織幹部（45）が、同組織の組員から脱退することを告げられた際、「あとをつくらん足抜けをせんとさ、やっぱ会社に迷惑のかかったい。」「やっぱ、自分も一番そのうちの世界の業界の厳しさも知っとるやろうけんが。」「正直言ったら、何も怖くなく、パクるんやったら、パクっても構わんよ。」などと告げて、同組員を威迫して暴力団からの脱退を妨害し、さらに他の者に対しても同様の行為をしたことなどから、更に反復して暴力団からの脱退を妨害するおそれがあると認め、1年間、暴力団から脱退することを妨害してはならないことを命じた事例（平成31年2月発出、福岡）
- 住吉会傘下組織組員（26）が、縄張内の飲食店経営者に対し、「〇〇です。毎月の付き合いをしてもら。毎月3万円、いや3万5千円の集金で面倒みるよ。なんかあったら来るよ。こちら辺は、うちのシマになる。」などと告げて、暴力団の威力を示して用心棒代等を要求し、さらに、他のマッサージ店に対しても同様の要求をしたこと等から、更に反復して用心棒代等を要求するおそれがあると認め、1年間、類似の暴力的要求行為等をしてはならないことを命じた事例（令和元年7月発出、栃木）

(3) 請求妨害防止命令

令和元年における請求妨害防止命令の発出件数は3件である（図表 1－25）。

団体別では、神戸山口組に対するものが2件、次いで六代目山口組に対するものが1件となっている（図表 1－27）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（49）が講演会費名目等での金銭の支払いを要求した恐喝事件について、被害を受けた男性が六代目山口組組長（77）らに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、同組長に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害すること等をしてはなら

ないことを命じた事例（平成31年4月発出、愛知）

- 神戸山口組傘下組織組員（60）がみかじめ料の支払いを拒絶した飲食店経営者に暴行を加え負傷させた強盗致傷事件について、被害を受けた飲食店経営者が神戸山口組組長（71）らに対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、同組長らに対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害すること等をしてはならないことを命じた事例（令和元年11月発出、福井・兵庫）

（4）用心棒行為等防止命令

令和元年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は4件である（図表1-25）。団体別では、六代目山口組に対するものが2件、次いで稲川会、松葉会に対するものがそれぞれ1件となっている（図表1-27）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織幹部（79）が、縄張内に所在する風俗店経営会社の役員から「今度、〇〇町に店を出すので、その店の面倒も見てください。」などと依頼され、「はい、分かった。」などと告げてこれを承諾し、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（平成31年4月発出、愛媛）
- 稲川会傘下組織組長（69）が、縄張内に所在する飲食店グループの経営者から、「ケツ持ちの人がいなくなったので、お願いできますか。」などと依頼され、「分かったよ。いつでも俺の名前を使ってくれや。」などと告げてこれを承諾し、用心棒の役務を提供することを約束したことから、その役務提供等をしてはならないことを命じた事例（令和元年11月発出、新潟）

（5）賞揚等禁止命令

令和元年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は3件である（図表1-25）。これらの命令は、全て五代目工藤会に対するものである（図表1-27）。

【事例】

- 五代目工藤会会長代行（71）が、準暴力的要求行為を拒絶したパチンコ店経営会社法人の経営するパチンコ店に対する暴力行為を敢行して刑に処せられた五代目工藤会傘下組織組長（70）に対し、賞揚等をする目的で、金品等の供与をするおそれが認められたことから、同会長代行に対して、出所祝い、放免祝いその他名目のいかんを問わず、同組長に金品等を供与すること等をしてはならないことを命じるとともに、同組長に対して、同様の供与を受けること等をしてはならないことを命じた事例（平成31年4月発出、福岡）

(6) 事務所使用制限命令

令和元年における事務所使用制限命令の発出件数は19件である（図表 1－25）。団体別では、神戸山口組に対するものが11件、次いで六代目山口組に対するものが8件となっている（図表 1－27）。

【事例】

- 対立抗争状態にある六代目山口組と神戸山口組に関連して、凶器を使用した殺人事件等が相次いで発生したことを受け、岐阜県、愛知県、大阪府及び兵庫県において、六代目山口組総本部事務所及び同傘下組織事務所7か所並びに神戸山口組本部事務所及び同傘下組織事務所10か所のそれぞれの管理者に対し、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供してはならないことを命じた事例（令和元年11月発出、岐阜・愛知・大阪・兵庫）

3 命令違反事件の検挙状況

令和元年における命令違反事件の検挙事件数は5事件である。形態別では、再発防止命令違反が4事件、賞揚等禁止命令違反が1事件であり、団体別では、六代目山口組によるものが3事件、次いで稲川会及び松葉会によるものがそれぞれ1事件となっている。

【事例】

- 松葉会傘下組織組員（51）は、縄張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品の購入を要求することなどを禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、事情を知らない自己の親交者を利用して、千葉県内の会社の代表取締役に対し、「お飾りの集金に来ました。9,500円です。」などと告げ、同会社における日常業務に用いる物品の購入を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（平成31年2月検挙、千葉）
- 六代目山口組傘下組織組長（47）は、人に対し、名目のいかんを問わず、金品その他の財産上の利益の贈与を要求すること等を禁ずる旨の再発防止命令を受けていたものであるが、その命令の期限内において、知人男性に対し、「お前に迷惑掛けたくないから、俺も考えた。もう一つ内緒の口座があるで、次からはそっちの口座に振り込んでくれ。」などと告げ、後援会費名目で金銭の贈与を要求したことから、再発防止命令違反として検挙した事例（令和元年5月検挙、愛知）

図表1－26

指定暴力団一覧表(24団体)

番号	名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代表する者	勢 力 範 囲	構 成 員 数
1	六 代 目 山 口 組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府39県	約4,100人
2	稲 川 会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約2,100人
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,800人
4	五 代 目 工 藤 會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	3県	約280人
5	旭 琉 會	沖縄県沖縄市上地2-14-17	花城 松一	1県	約300人
6	七代目会津小鉄会 (代 表 者 金 元)	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1府	約30人
7	六 代 目 共 政 会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約130人
8	七 代 目 合 田 一 家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約60人
9	四 代 目 小 桜 一 家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約60人
10	五 代 目 浅 野 組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約60人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約450人
12	二 代 目 親 和 会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約140人
14	三 代 目 俠 道 会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	5県	約80人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約90人
16	九 代 目 酒 梅 組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	吉村 三男	1府	約30人
17	極 東 会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	曹 圭化	1都12県	約450人
18	二 代 目 東 組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約110人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都7県	約390人
20	三 代 目 福 博 会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	3県	約100人
21	浪 川 会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	1都5県	約200人
22	神 戸 山 口 組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上 邦雄	1都1道2府28県	約1,500人
23	任 俠 山 口 組 (絆 會)	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県	約300人
24	関 東 関 根 組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約110人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和元年末現在のものを示している。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示している。

2：令和元年末における全暴力団構成員数(約14,400人)に占める指定暴力団構成員数(約13,800人)の比率は95.8%である。

図表 1-27 令和元年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形 態 別		区 分	中止命令	その他の命令
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	9	0
	2号	不当贈与要求行為	340	2
	3号	不当下請等要求行為	2	0
	4号	みかじめ料要求行為	101	3
	5号	用心棒料等要求行為	247	15
	6号	高利債権取立行為	34	2
	7号	不当債権取立行為	1	0
	8号	不当債務免除要求行為	32	0
	9号	不当貸付要求行為	8	0
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0
	13号	不当地上げ行為	0	0
	14号	競売等妨害行為	0	0
	15号	不当宅地等取引要求行為	1	0
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0
	17号	不当建設工事要求行為	0	0
	18号	不当施設利用要求行為	0	0
	19号	不当示談介入行為	1	0
	20号	因縁をつけたる金品等要求行為	6	0
	21号	不当許認可等要求行為	1	0
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0
	23号	不当入札参加要求行為	0	0
	24号	不当入札排除要求行為	0	0
	25号	談合入札要求行為	0	0
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0
	小 計		783	22
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	0
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	171	—
小 計			171	0
12条の2			—	1
12条の3			—	1
12条の5			20	3
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	19
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	0
	小 計		—	19
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	13	0
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	107	3
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	10	0
小 計			130	3
17条			—	0
20条			4	0
21条			—	0
24条			2	0
25条			—	0
29条			2	—
30条の2			0	3
30条の5			—	3
30条 の6	1項	用心棒の役務提供等	0	5
	2項	用心棒行為等の要求等	—	1
小 計			0	6
30条の9			0	0
30条の11-1項			—	0
合 計			1,112	61

※ 「その他の命令」のうち、15条及び30条の11-1項は事務所使用制限命令、30条の2は請求妨害防止命令、30条の5は賞揚等禁止命令、30条の6-1項は再発防止命令及び用心棒行為等防止命令で、これら以外は再発防止命令のことである。

○ 団体別

団 体 別	区 分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		230	13	1	2	0	8
稲川会		175	7	0	1	0	0
住吉会		260	1	0	0	0	0
五代目工藤會		7	0	0	0	3	0
旭琉會		20	0	0	0	0	0
七代目金津小鉄会		0	0	0	0	0	0
六代目共政会		1	0	0	0	0	0
七代目合田一家		2	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		0	0	0	0	0	0
五代目浅野組		0	0	0	0	0	0
道仁会		13	2	0	0	0	0
二代目親和会		2	0	0	0	0	0
双愛会		5	0	0	0	0	0
三代目俠道会		1	0	0	0	0	0
太州会		1	1	0	0	0	0
九代目酒梅組		3	0	0	0	0	0
極東会		44	0	0	0	0	0
二代目東組		7	0	0	0	0	0
松葉会		56	3	0	1	0	0
三代目福博会		3	0	0	0	0	0
浪川会		4	0	0	0	0	0
神戸山口組		88	0	2	0	0	11
任侠山口組（絆會）		16	1	0	0	0	0
関東関根組		3	0	0	0	0	0
指定暴力団員以外		171	4	0	0	0	0
合 計		1,112	32	3	4	3	19

第4 暴力団排除条例の施行状況等

1 条例の制定及び施行

平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例（以下「条例」という。）が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、令和元年末までに45都道府県内の全市町村で制定されている。

2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和元年における実施件数は、勧告64件、指導5件、中止命令15件、再発防止命令3件、検挙14件となっている。

【勧告、命令等事例】

- 水産物加工業を営む合同会社の実質経営者が、六代目山口組傘下組織組員（28）らが不正に採捕したなまこであると知りながら、なまこ合計約550グラム（取引価格約227万5,000円）を有償で譲り受けたことから、同社に対し、勧告を実施した事例（平成31年1月、北海道）
- 建設業を営む株式会社の役員ら8事業者が、暴力団の威力を利用することの対償として、住吉会傘下組織幹部（46）らに正月用飾り等の購入名下に現金を供与したことから、同事業者及び同幹部に対し、勧告を実施した事例（平成31年2月、埼玉）
- 飲食店を営む有限会社の役員（61）が、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、稲川会傘下組織組長（52）が主催する忘年会の場所と料理を提供したことから、同社及び同組長に対し、勧告を実施した事例（平成31年2月、神奈川）
- 道仁会傘下組織組員（30）が、暴力団員が立ち入ることを禁止する旨を告知する標章を掲示している条例により定められた暴力団排除特別強化地域に所在する飲食店（以下「標章掲示店」という。）に立ち入ったため中止命令を発出していたが、他の標章掲示店に対しても同様の行為を行っていたことから、再発防止命令を発出した事例（令和元年10月、福岡）

【検挙事例】

- 住吉会傘下組織幹部（49）らが、条例により定められた暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域において、暴力団事務所を運営したことから、条例違反として検挙した事例（平成31年1月検挙、栃木）
- 住吉会傘下組織幹部（50）が、条例により定められた暴力団排除特別強化地域において、風俗営業を営む者から、その営業を営むことを容認することの対償として、条例で禁止される金銭の供与を受けたことから、条例違反として検挙した事例（令和元年11月検挙、警視庁）

第5 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

警察においては、国や地方自治体等と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、①「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び②「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、平成24年9月までに、警察庁と全ての省庁（1府11省1庁）が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築した。

イ 地方自治体における取組

① 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備している。

なお、平成28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

② 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

（参考）地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況

令和元年12月末現在

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,733	47	1,690	47	1,495
測量・建設コンサルタント	47	1,731	47	1,680	47	1,492
役務提供	47	1,660	—	—	47	1,410
物品・資材調達	47	1,663	—	—	47	1,402
公有財産売払い	47	1,521	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

(2) 各種業法による暴力団排除

警察においては、各種業法違反の検挙や各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用により、暴力団関係企業の排除を進めている。

(3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組

を進めている。

【事例】

- 市からの照会に基づいて生活保護の受給者について調査したところ、道仁会傘下組織組員であることが判明したことから、詐欺で検挙するとともに市に通報したところ、生活保護の支給を廃止した事例（令和元年5月、熊本）

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

(2) 証券取引における暴力団排除

証券業界においては、平成18年、証券市場における反社会的勢力排除の推進及び関係機関との連携を図るため、証券保安連絡会を立ち上げ、平成21年3月、日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について各社から照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(3) 銀行取引における暴力団排除

銀行業界においては、平成20年11月、銀行取引約定書に、平成21年9月、普通預金、当座勘定及び貸金庫の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の導入を開始し、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等反社会的勢力の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(4) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、平成23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。平成27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図

りながら暴力団排除を推進している。

(5) 祭礼・露店からの暴力団排除

警察においては、暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県センター、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求に対して必要な支援を行っている。

【事例】

- 五代目共政会傘下組織組長らにより、みかじめ料名目で恐喝を受けるなどしたとして、元風俗店経営者らが共政会の代表者らに対して損害賠償を求めた民事訴訟において、平成31年2月、広島高等裁判所は、同代表者らに対し、合計約1,600万円の賠償を命じたところ、同年3月に賠償金が支払われた事例（平成31年3月、広島）

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】

- 警察、都道府県センター、民暴委員会の三者で開設した「民事介入暴力1日無料相談所」を端緒に、稲川会傘下組織の暴力団事務所の所有者が、前記三者と連携して、同組長に対し、平成31年1月、同事務所の建物明渡し等を求める訴訟を提起したところ、令和元年7月、同組長との間で和解が成立し、同組長が解決金を支払い、同年8月、事務所が撤去された事例（令和元年8月、群馬）

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定し

て警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和元年中の暴力団関係相談の受理件数は4万8,234件であり、このうち警察で2万169件、都道府県センターで2万8,065件を受理した（図表1-28）。

図表1-28 暴力団関係相談の受理件数

年次		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分	相談受理件数	36,870	40,971	46,351	47,098	53,487	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234
	うち警察	17,035	19,472	22,369	23,630	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169
	うちセンター	19,835	21,499	23,982	23,468	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

平成30年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,618回、同講習の受講人数は延べ7万7,726人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、平成26年7月までに全て適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けており、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行っている。

【事例】

- 適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターが、

県内所在の道仁会傘下組織事務所について、付近住民から委託を受けて、平成31年2月、使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、同月、暴力団事務所として使用してはならないなどとする仮処分命令が決定された事例（平成31年2月、福岡）

(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和元年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員の数については、約570人となっている（図表1-29）。

【事例】

- 六代目山口組傘下組織組員から警察に対し、「組織を脱退して自由に生活したい。地元には組織の者がおり生活しづらいため、できれば地元以外で就職をしたい。」旨の相談がなされたことから、警察において、離脱支援を行って同人を同傘下組織から脱退させるとともに、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行った結果、その居住地でない都道府県で就労に至った事例（令和元年5月）

図表1-29 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分 \ 年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
離脱者	630	690	600	520	490	600	640	640	640	570

第2章：薬物・銃器情勢

凡 例

- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

第1 薬物情勢

令和元年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯検挙人員は近年横ばいが続く中、13,364人と前年からわずかに減少した。

このうち、覚醒剤事犯検挙人員は、近年減少が続く中、令和元年においても8,584人と引き続き減少した。一方で、大麻事犯検挙人員は、若年層を中心に平成26年以降増加が続き、令和元年も4,321人と過去最多となった前年を大幅に上回っており、大麻事犯検挙人員の増加が薬物事犯検挙人員全体を押し上げた。

- 覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は273件と前年から大幅に増加し過去最多となった。このうち航空機利用の携帯密輸についても189件と前年から大幅に増加し、統計を取り始めた平成8年以降で最多となった。

覚醒剤の密輸入押収量は609.5キログラムと依然として高水準にあるほか、覚醒剤の総押収量は2,293.1キログラムと前年から大幅に増加し過去最多となるとともに、4年連続で1,000キログラムを超えた。

- 大麻栽培事犯の検挙人員は近年増加傾向にあり、164人と前年から増加し、大麻草押収量（本数）は8,074本と前年から増加した。

- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は182人と、前年に引き続き大幅に減少した。

上記のとおり、覚醒剤事犯検挙人員は減少しているものの、覚醒剤の密輸入事犯検挙件数は増加傾向であることに加え、覚醒剤の総押収量は2,000キログラムを超え過去最多を記録していることなどから、引き続き密輸・密売事犯の検挙を通じた覚醒剤の供給網の遮断に向けた取締りを推進することとしている。また、大麻事犯検挙人員は前年に引き続いて過去最多を更新し、若年層の増加傾向が継続していることなどから、大麻事犯の取締りの強化及び大麻乱用防止に係る広報啓発活動を推進することとしている。

1 薬物事犯の検挙状況

(1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。以下同じ。）の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、13,364人と前年からわずかに減少した。このうち暴力団構成員等の検挙人員は4,576人で、薬物事犯の検挙人員の34.2%を占めているが、検挙人員・薬物事犯に占める割合とも減少傾向にある。外国人の検挙人員は近年増加傾向にあり、1,163人と前年からわずかに増加し、3年連続で1,000人を超えており、薬物事犯の検挙人員の8.7%を占めている（図表2－1）。

図表２－１ 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
覚醒剤事犯	検挙件数	15,980	15,219	14,325	14,135	12,020
	検挙人員	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
	暴力団構成員等	5,712	5,067	4,751	4,645	3,738
	構成比率(%)	51.8	48.5	47.0	47.1	43.5
	外国人	591	605	706	632	761
	構成比率(%)	5.4	5.8	7.0	6.4	8.9
大麻事犯	検挙件数	2,771	3,439	3,965	4,687	5,435
	検挙人員	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321
	暴力団構成員等	591	649	742	762	780
	構成比率(%)	28.1	25.6	24.7	21.3	18.1
	外国人	154	181	250	253	279
	構成比率(%)	7.3	7.1	8.3	7.1	6.5
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	706	784	840	862	945
	MDMA等合成麻薬	109	86	107	122	178
	コカイン	230	364	392	434	482
	ヘロイン	8	3	19	14	13
	その他	359	331	322	292	272
	検挙人員	398	412	409	415	457
	暴力団構成員等	80	65	69	50	58
	構成比率(%)	20.1	15.8	16.9	12.0	12.7
	外国人	71	82	102	133	123
	構成比率(%)	17.8	19.9	24.9	32.0	26.9
	MDMA等合成麻薬	45	38	42	50	82
	暴力団構成員等	11	6	11	5	6
	構成比率(%)	24.4	15.8	26.2	10.0	7.3
	外国人	6	7	5	18	30
	構成比率(%)	13.3	18.4	11.9	36.0	36.6
	コカイン	86	142	177	197	205
	暴力団構成員等	14	34	38	36	47
	構成比率(%)	16.3	23.9	21.5	18.3	22.9
	外国人	32	50	70	83	63
	構成比率(%)	37.2	35.2	39.5	42.1	30.7
	ヘロイン	3	0	9	10	6
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	3	0	9	6	5
	構成比率(%)	100.0	0.0	100.0	60.0	83.3
	その他	264	232	181	158	164
	暴力団構成員等	55	25	20	9	5
	構成比率(%)	20.8	10.8	11.0	5.7	3.0
	外国人	30	25	18	26	25
	構成比率(%)	11.4	10.8	9.9	16.5	15.2
あへん事犯	検挙件数	6	11	12	6	4
	検挙人員	3	6	12	1	2
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	1	0	0	0	0
	構成比率(%)	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	19,463	19,453	19,142	19,690	18,404
	検挙人員	13,524	13,411	13,542	13,862	13,364
	暴力団構成員等	6,383	5,781	5,562	5,457	4,576
	構成比率(%)	47.2	43.1	41.1	39.4	34.2
	外国人	817	868	1,058	1,018	1,163
	構成比率(%)	6.0	6.5	7.8	7.3	8.7

注１：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注２：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の64.2%を占め、その割合は平成24年以降減少している一方で、大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の32.3%を占め、その割合は平成25年以降増加している（図表2-2）。

図表2-2 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分 \ 年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
覚醒剤事犯(%)	82.5	86.1	86.0	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2	64.2
大麻事犯(%)	15.3	12.0	11.9	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8	32.3
その他(%)	2.2	1.9	2.1	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	3.4

(2) 薬物の押収状況

薬物種類別で見ると、覚醒剤が2,293.1キログラムと大幅に増加し過去最多となるとともに、4年連続で1,000キログラムを超えた。

乾燥大麻は350.2キログラム、大麻樹脂は12.8キログラム、大麻草は8,074本とそれぞれ前年から増加した。

なお、MDMAの押収量が大幅に増加したのは、大量密輸入事件を検挙したこと等によるものである（図表2-3）。

図表2-3 薬物種類別押収量の推移

種類 \ 年別		H27	H28	H29	H30	R元
覚醒剤	(kg)	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1
	(錠)	741	138	5	261	64
乾燥大麻	(kg)	101.0	133.1	176.3	280.4	350.2
大麻樹脂	(kg)	3.9	0.9	20.7	2.9	12.8
大麻草	(本)	3,355	13,660	17,324	4,456	8,074
	(kg)	87.6	42.3	67.5	23.0	33.2
合成麻薬	(錠)	1,055	5,021	3,181	12,303	73,935
MDMA	(錠)	981	5,019	3,109	12,274	73,874
コカイン	(kg)	18.5	18.3	9.6	42.0	34.9
ヘロイン	(kg)	2.0	0.0	70.3	0.0	0.0
あへん	(kg)	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

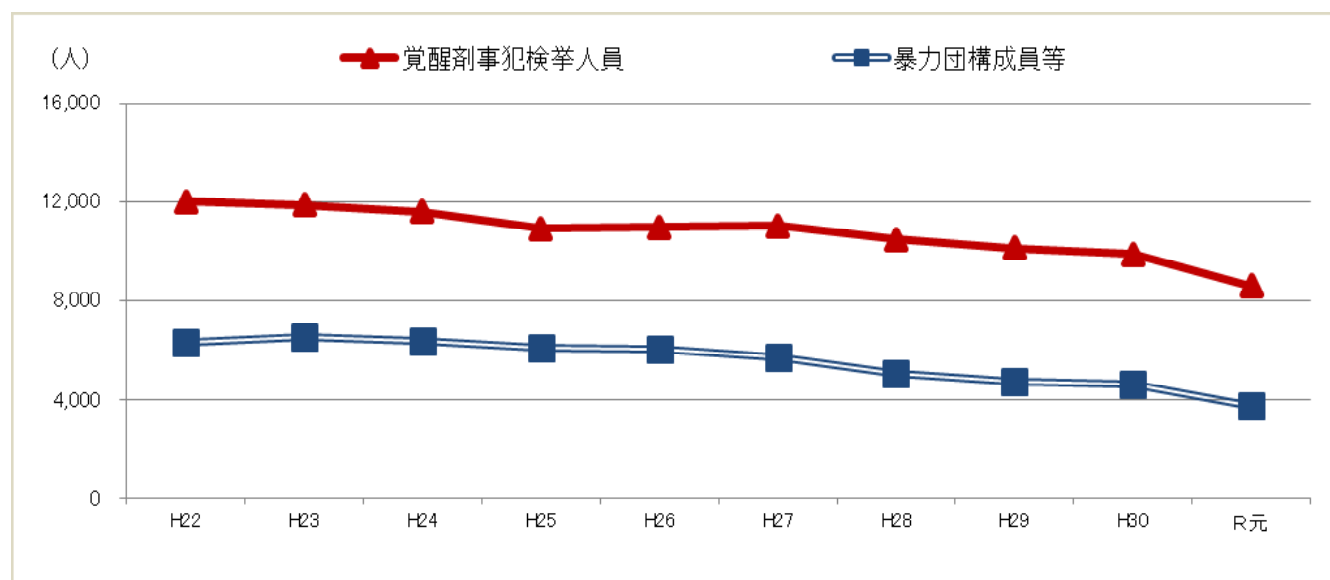
(3) 主な薬物事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降、長期的にみて減少傾向にあり、令和元年も8,584人と減少し、前年に引き続き1万人を下回った。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は3,738人と検挙人員の43.5%（図表2-4）、外国人は761人と検挙人員の8.9%を占めている。

図表 2-4 覚醒剤事犯検挙人員の推移

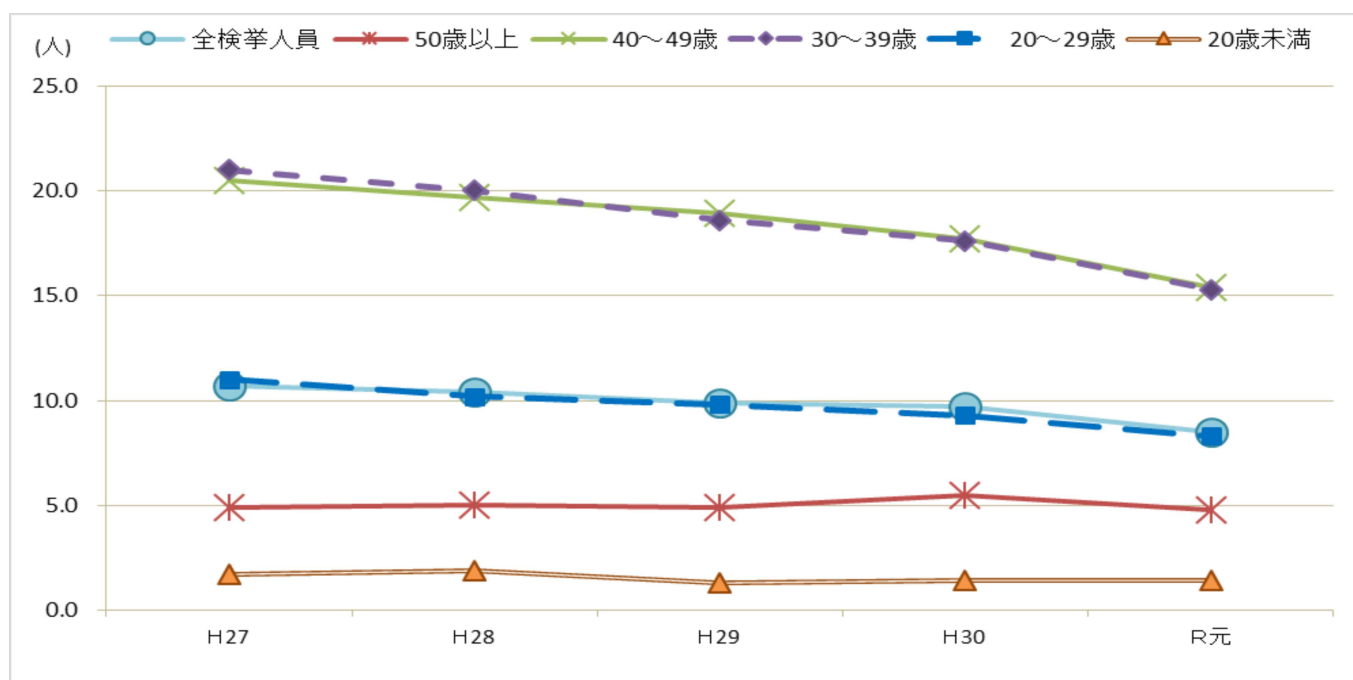


区別	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
覚醒剤事犯検挙人員		11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
暴力団構成員等		6,322	6,553	6,373	6,096	6,024	5,712	5,067	4,751	4,645	3,738
構成比率(%)		52.7	55.3	55.0	55.9	55.0	51.8	48.5	47.0	47.1	43.5

(7) 年齢層別の検挙状況

令和元年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が1.4人、20歳代が8.3人、30歳代が15.3人、40歳代が15.4人、50歳以上が4.8人であり、最も多い年齢層は40歳代、次いで30歳代となっている（図表 2-5、2-6）。

図表 2-5 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表 2－6 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
覚醒剤事犯	検挙人員	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
	人口10万人当たりの検挙人員	10.7	10.4	9.9	9.7	8.5
	年齢別					
	50歳以上	2,324	2,353	2,347	2,615	2,323
	人口10万人当たりの検挙人員	4.9	5.0	4.9	5.5	4.8
	構成比率(%)	21.1	22.5	23.2	26.5	27.1
	40～49歳	3,779	3,592	3,587	3,352	2,885
	人口10万人当たりの検挙人員	20.5	19.7	18.9	17.7	15.4
	構成比率(%)	34.3	34.4	35.5	34.0	33.6
	30～39歳	3,383	3,089	2,862	2,642	2,241
	人口10万人当たりの検挙人員	21.0	20.0	18.6	17.6	15.3
	構成比率(%)	30.7	29.5	28.3	26.8	26.1
	20～29歳	1,417	1,287	1,226	1,163	1,038
	人口10万人当たりの検挙人員	11.0	10.2	9.8	9.3	8.3
	構成比率(%)	12.9	12.3	12.1	11.8	12.1
	20歳未満	119	136	91	96	97
	人口10万人当たりの検挙人員	1.7	1.9	1.3	1.4	1.4
	構成比率(%)	1.1	1.3	0.9	1.0	1.1
うち中学生		1	7	0	3	3
うち高校生		14	18	8	13	10
大学生		18	8	19	15	26

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は、平成19年以降13年連続で増加しており、令和元年は66.3%となっている（図表2－7）。

図表 2－7 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

年別		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分											
覚醒剤事犯	検挙人員	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
	再犯者数	7,114	7,038	7,116	6,899	7,067	7,147	6,804	6,647	6,521	5,687
	再犯者率(%)	59.3	59.4	61.5	63.2	64.5	64.8	65.1	65.7	66.1	66.3
	年齢別										
	50歳以上	81.2	81.5	81.3	79.8	80.2	83.1	82.3	82.4	82.6	83.1
	再犯者率										
	40～49歳	72.2	70.4	70.0	69.7	71.2	72.2	72.1	72.1	71.8	73.6
	30～39歳	56.2	56.1	56.8	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9	57.0
	20～29歳	35.3	32.9	37.6	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4	33.7
	20歳未満	12.7	12.0	14.9	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5	6.2

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が4,751人、所持事犯が2,651人、譲渡事犯が419人、譲受事犯が123人、密輸入事犯が333人となっており、使用事犯及び所持事犯で検挙人員の86.2%を占めている。

(イ) 覚醒剤事犯の主な特徴

覚醒剤事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の64.2%を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題となっている。

その主な特徴としては、暴力団構成員等が検挙人員の4割以上を占めていることや、30歳代及び40歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ他の年齢層に比べて多いことが挙げられる。

また、再犯者率が他の薬物に比べて高いことから、覚醒剤がとりわけ強い依存性を有しており、一旦乱用が開始されてしまうと継続的な乱用に陥る傾向があることがうかがわれる。

イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和元年も4,321人と過去最多となった前年を大幅に上回った。

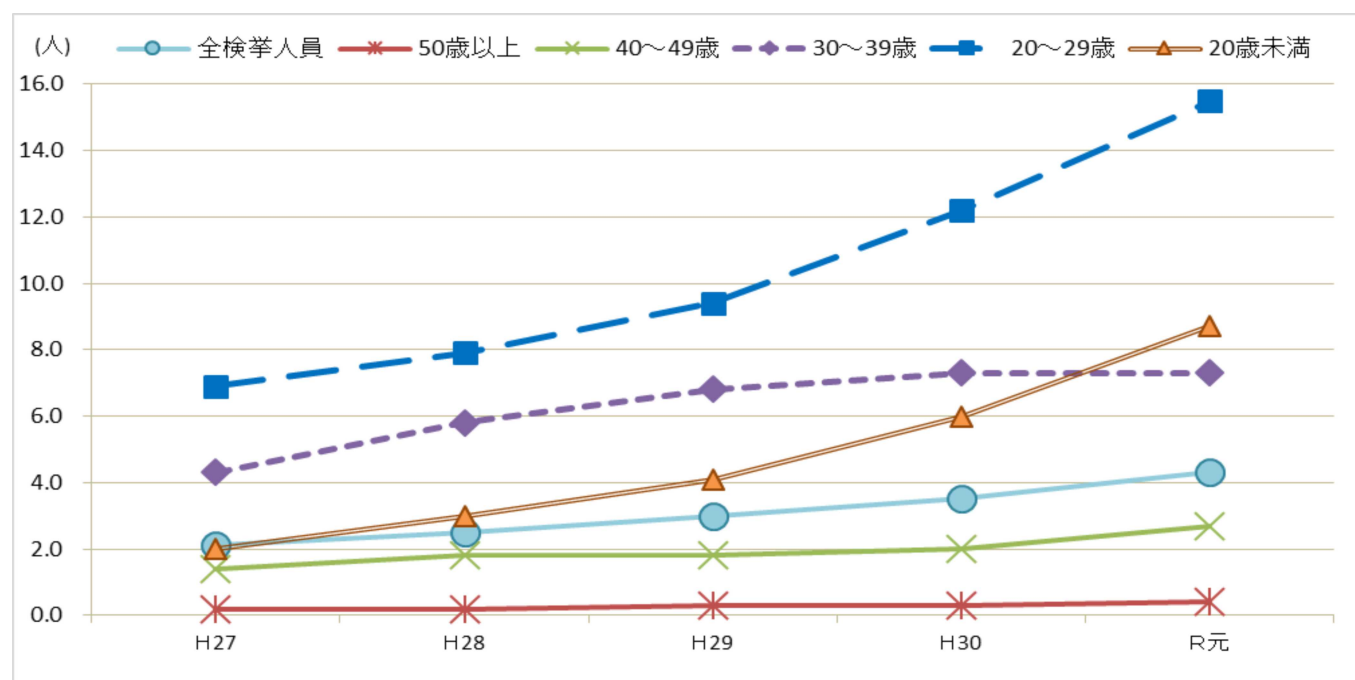
また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は780人と検挙人員の18.1%、外国人は279人と検挙人員の6.5%を占めている。

(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの検挙人員でみると、近年、50歳以上においては、横ばいで推移している一方、その他の年齢層においては増加傾向にあり、特に若年層による増加が顕著である。

令和元年の人口10万人当たりの検挙人員は、20歳未満が8.7人、20歳代が15.5人、30歳代が7.3人、40歳代が2.7人、50歳以上が0.4人であり、最も多い年齢層は20歳代、次いで20歳未満となっている（図表2-8、2-9）。

図表2-8 人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-9 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
大麻事犯	検挙人員	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321
	人口10万人当たりの検挙人員	2.1	2.5	3.0	3.5	4.3
	年齢別					
	50歳以上	104	113	152	157	192
	人口10万人当たりの検挙人員	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4
	構成比率(%)	5.0	4.5	5.1	4.4	4.4
	40～49歳	263	326	347	370	502
	人口10万人当たりの検挙人員	1.4	1.8	1.8	2.0	2.7
	構成比率(%)	12.5	12.9	11.5	10.3	11.6
	30～39歳	700	899	1,038	1,101	1,068
	人口10万人当たりの検挙人員	4.3	5.8	6.8	7.3	7.3
	構成比率(%)	33.3	35.4	34.5	30.8	24.7
	20～29歳	890	988	1,174	1,521	1,950
	人口10万人当たりの検挙人員	6.9	7.9	9.4	12.2	15.5
	構成比率(%)	42.4	39.0	39.0	42.5	45.1
	20歳未満	144	210	297	429	609
	人口10万人当たりの検挙人員	2.0	3.0	4.1	6.0	8.7
	構成比率(%)	6.9	8.3	9.9	12.0	14.1
	うち中学生	3	2	2	7	6
	うち高校生	24	32	53	74	109
大学生		31	40	55	100	132

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は77.6%と、近年の横ばい傾向が継続している（図表2-10）。

図表 2-10 大麻事犯の初犯者率の推移

年別		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分											
大麻事犯	検挙人員	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321
	初犯者数	1,803	1,323	1,292	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741	3,355
	初犯者率(%)	81.4	80.3	80.6	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6	77.6
	年齢別										
	50歳以上	65.5	62.7	62.0	46.3	71.6	57.7	66.4	60.5	64.3	58.9
	40～49歳	64.2	74.1	71.0	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1
	30～39歳	82.0	77.8	79.2	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1
	20～29歳	84.0	83.6	85.0	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8
	20歳未満	89.6	91.4	93.9	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、所持事犯が3,531人、譲渡事犯が249人、譲受事犯が186人、密輸入事犯が80人、栽培事犯が164人となっており、所持事犯が検挙人員の81.7%を占めている。また、栽培事犯の検挙人員は、近年増加傾向にある（図表2-11）。

図表 2-11 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
検挙件数		115	144	191	175	172
検挙人員		107	116	138	152	164
暴力団構成員等		25	35	53	25	42

(イ) 大麻事犯の主な特徴

大麻事犯の検挙人員は、薬物事犯の検挙人員の32.3%を占めており、その割合は覚醒剤事犯に次いで多くなっている。

その主な特徴としては、初犯者率が高いことのほか、特に20歳未満、20歳代の人口10万人当たりの検挙人員がそれぞれ大幅に増加しており、若年層による乱用傾向が増大していることが挙げられる。

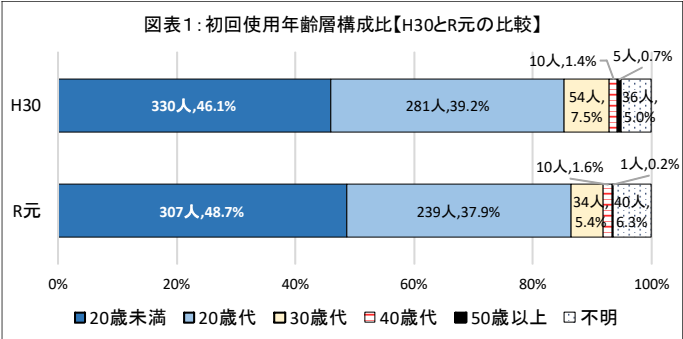
大麻乱用者の実態に関する調査結果

警察庁では、大麻乱用者の実態を把握するため、令和元年10月1日から同年11月30日までの間に大麻取締法違反で検挙された者のうち、違反態様が単純所持のものについて、都道府県警察の捜査過程において明らかとなった事項を調査し、631人分のデータを集約した。これを、平成30年10月1日から同年11月30日までの間に実施した同様の調査（716人分）と比較した結果は次のとおりであった。

○ 大麻を初めて使用した年齢

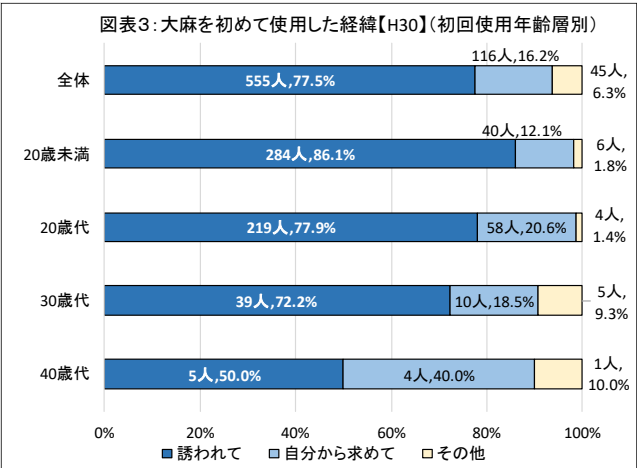
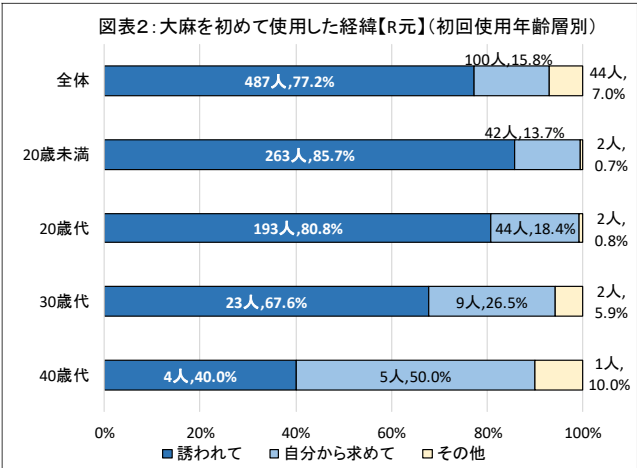
対象者が初めて大麻を使用した年齢は、「20歳未満」が最多であり、最年少は10歳以下（1人）、最高齢は60歳以上（1人）であった。

初回使用年齢層の構成比の傾向は、30年調査と大きな変化は認められなかった（図表1）。



○ 大麻を初めて使用した経緯、動機

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、初めて使用した年齢が若いほど、誘われて使用する比率は高く、その傾向は30年調査と同様である（図表2、3）。



また、その時の動機については、「好奇心・興味本位」が最多であり、初めて使用した年齢が若いほど「その場の雰囲気」の割合が高く、「誘いを断れなかった」との回答もあった。

30年調査と比較すると、初めて使用した年齢が30歳代の対象者の動機は、「ストレス発散・現実逃避」の割合が低くなり、20歳未満・20歳代の傾向に近くなった（図表4、5）。

図表4：大麻を初めて使用した動機【R元】（初回使用年齢層別・複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	64.0%	54.3%	57.8%	21.4%	58.8%
その場の雰囲気	21.3%	19.5%	13.3%	7.1%	20.0%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	4.4%	6.0%	4.4%	14.3%	5.2%
パーティー感覚	1.1%	2.6%	2.2%	0.0%	1.8%
ストレス発散・現実逃避	2.8%	8.1%	8.9%	35.7%	5.9%
多幸感・陶酔効果を求めて	3.7%	7.0%	8.9%	14.3%	5.5%
その他	2.8%	2.6%	4.4%	7.1%	2.8%

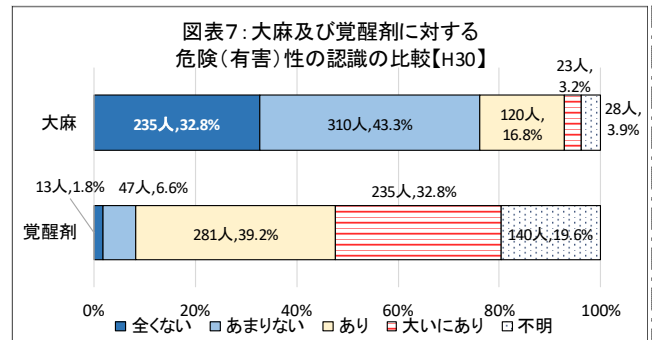
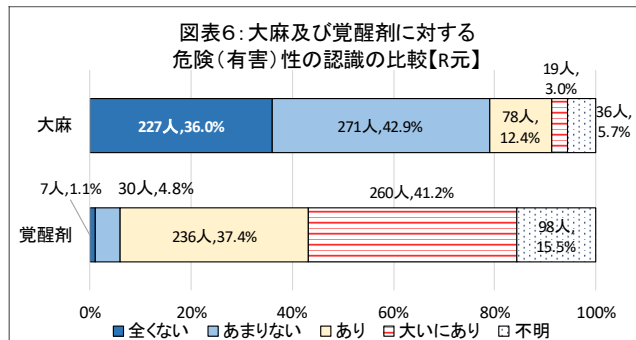
図表5：大麻を初めて使用した動機【H30】（初回使用年齢層別・複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	全体
好奇心・興味本位	55.7%	50.0%	48.3%	47.4%	52.6%
その場の雰囲気	20.6%	16.6%	14.6%	15.8%	18.1%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	6.4%	9.1%	7.9%	5.3%	7.5%
パーティー感覚	5.0%	4.1%	3.4%	5.3%	4.4%
ストレス発散・現実逃避	2.3%	7.5%	16.9%	21.1%	6.3%
多幸感・陶酔効果を求めて	7.9%	9.5%	6.7%	5.3%	8.3%
その他	2.1%	3.2%	2.2%	0.0%	2.8%

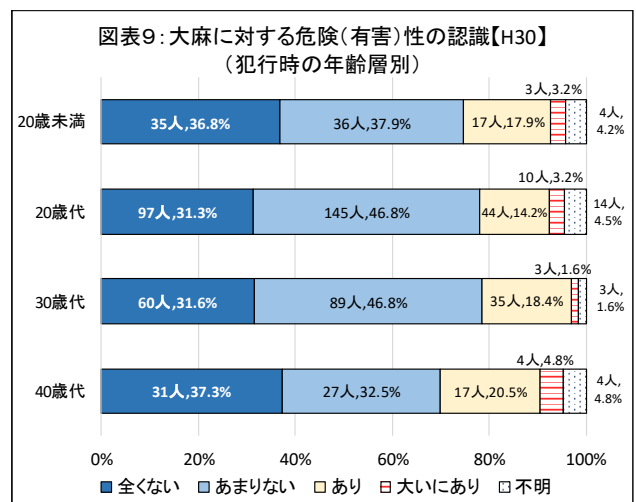
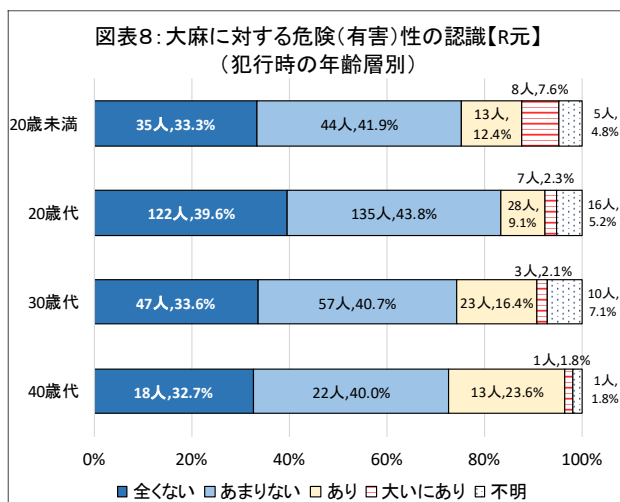
○ 大麻に対する危険（有害）性の認識

大麻に対する危険（有害）性の認識は「なし（全くない・あまりない。以下同じ。）」が78.9%であり、覚醒剤の危険（有害）性と比較して大麻の危険（有害）性の認識は低い。

また、30年調査と比較すると、「なし」の割合が2.8ポイント増加した（図表6、7）。



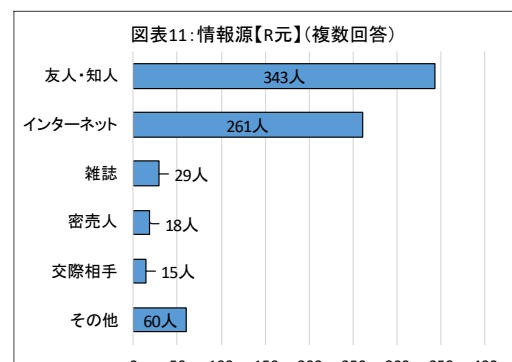
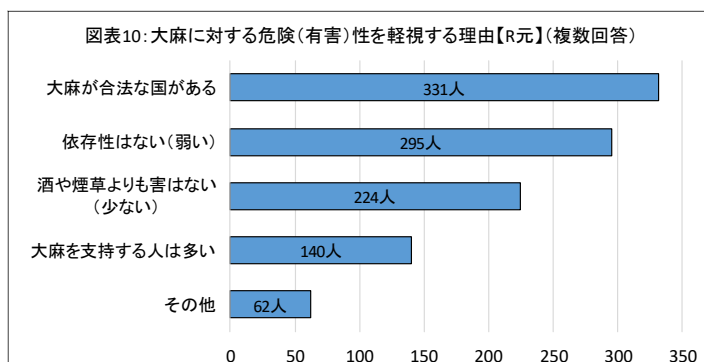
犯行時の年齢層別で大麻に対する最も危険（有害）性の認識が低いのは20歳代であり、30年調査と比較すると、「なし」の割合が5.3ポイント増加した（図表8、9）。



○ 大麻に対する危険（有害）性を軽視する理由

大麻に対する危険（有害）性を軽視する理由は、「大麻が合法的な国がある」が最多である。また、「依存性はない（弱い）」といった誤った認識を持つ者も多い。

また、大麻に対する危険（有害）性を軽視している情報の多くは、「友人・知人」や「インターネット」から入手している状況が確認できた（図表10、11）。



若年層は友人・知人等から誘われるなど、周囲の環境に流されて大麻に手を出す傾向がうかがわれるほか、検挙被疑者については、大麻に対する危険（有害）性の認識が低下していることが判明した。

青少年（18歳未満）は大麻が脳に与える影響を受けやすく、学習や記憶、注意力等の認知機能により深刻な影響をもたらし、精神的症状の発現リスクを高めるほか、大麻には依存性があり大麻の使用を制御できなくなることなど、大麻の危険（有害）性を正しく伝え、大麻を勧められても断る勇気を持つように乱用防止の広報啓発活動を一層強化する必要がある。

2 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は、2年連続で300件台であったが、令和元年は463件と大幅に増加した。薬物事犯別でみると、覚醒剤事犯は273件と前年から大幅に増加し、大麻事犯は89件と増加、麻薬及び向精神薬事犯は101件と減少した（図表2-12）。

図表 2-12 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
覚醒剤事犯	検挙件数	73	82	126	127	273
	検挙人員	96	97	153	157	333
	暴力団構成員等	19	11	14	32	36
	構成比率(%)	19.8	11.3	9.2	20.4	10.8
	外国人	72	73	120	103	246
	構成比率(%)	75.0	75.3	78.4	65.6	73.9
大麻事犯	検挙件数	65	42	81	75	89
	検挙人員	59	42	67	63	80
	暴力団構成員等	2	3	8	12	8
	構成比率(%)	3.4	7.1	11.9	19.0	10.0
	外国人	21	21	36	25	36
	構成比率(%)	35.6	50.0	53.7	39.7	45.0
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	102	77	95	122	101
	MDMA等合成麻薬	16	14	27	32	26
	コカイン	6	7	10	32	32
	ヘロイン	2	1	6	0	3
	その他	78	55	52	58	40
	検挙人員	94	78	69	92	85
	暴力団構成員等	21	5	3	5	1
	構成比率(%)	22.3	6.4	4.3	5.4	1.2
	外国人	26	28	27	54	53
	構成比率(%)	27.7	35.9	39.1	58.7	62.4
	MDMA等合成麻薬	13	13	10	19	23
	暴力団構成員等	6	0	1	3	0
	構成比率(%)	46.2	0.0	10.0	15.8	0.0
	外国人	3	3	2	9	13
	構成比率(%)	23.1	23.1	20.0	47.4	56.5
	コカイン	6	12	10	32	31
	暴力団構成員等	2	3	1	0	1
	構成比率(%)	33.3	25.0	10.0	0.0	3.2
	外国人	3	8	9	31	24
	構成比率(%)	50.0	66.7	90.0	96.9	77.4
	ヘロイン	0	0	2	0	2
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	2	0	2
	構成比率(%)	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
	その他	75	53	47	41	29
	暴力団構成員等	13	2	1	2	0
	構成比率(%)	17.3	3.8	2.1	4.9	0.0
	外国人	20	17	14	14	14
	構成比率(%)	26.7	32.1	29.8	34.1	48.3
あへん事犯	検挙件数	0	0	0	0	0
	検挙人員	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	240	201	302	324	463
	検挙人員	249	217	289	312	498
	暴力団構成員等	42	19	25	49	45
	構成比率(%)	16.9	8.8	8.7	15.7	9.0
	外国人	119	122	183	182	335
	構成比率(%)	47.8	56.2	63.3	58.3	67.3

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は609.5キログラムと、前年から減少したものの、引き続き高い水準にある。乾燥大麻は120.3キログラムと前年同様、100キログラムを超え、大麻樹脂は10.5キログラムと増加した（図表2-13）。

図表2-13 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類		年別	H27	H28	H29	H30	R元
覚醒剤	(kg)		394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5
	(錠)		497	113	0	200	13
乾燥大麻	(kg)		16.0	3.9	5.6	120.6	120.3
大麻樹脂	(kg)		2.7	0.1	7.6	0.2	10.5
合成麻薬	(錠)		5	1,595	826	11,639	73,183
MDMA	(錠)		3	1,595	826	11,639	73,123
コカイン	(kg)		18.0	13.9	8.3	40.2	33.4
ヘロイン	(kg)		2.0	0.0	70.3	0.0	0.0
あへん	(kg)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

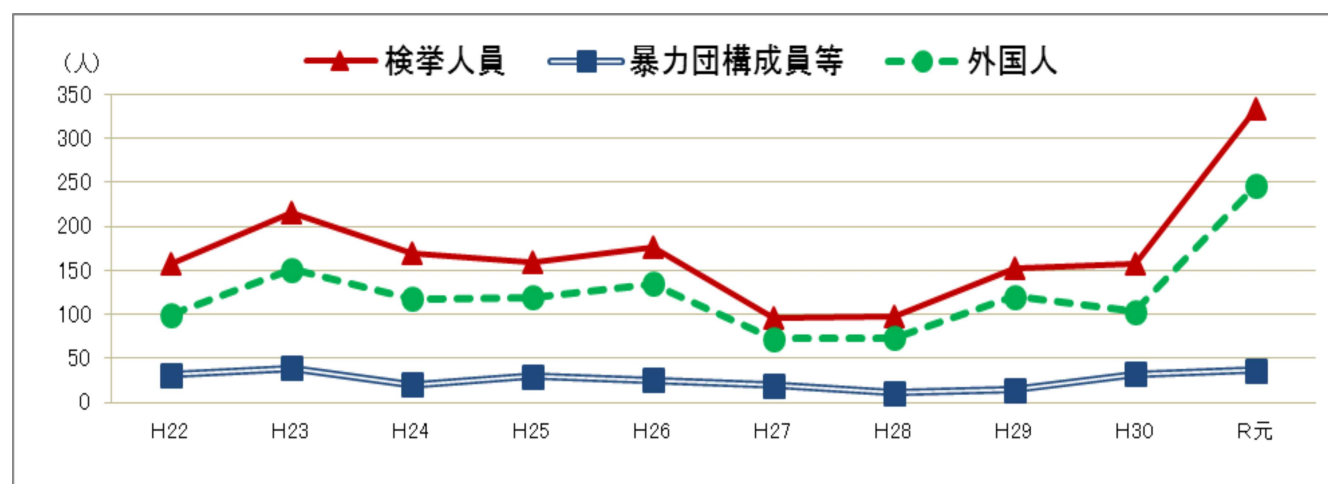
注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は273件と、前年から大幅に増加した。検挙人員については、暴力団構成員等は36人と微増し、外国人は246人と大幅に増加した（図表2-14）。また、国籍・地域別でみると、日本が87人と最も多く、次いでタイが65人、マレーシアが30人、アメリカが19人となっている。

図表2-14 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



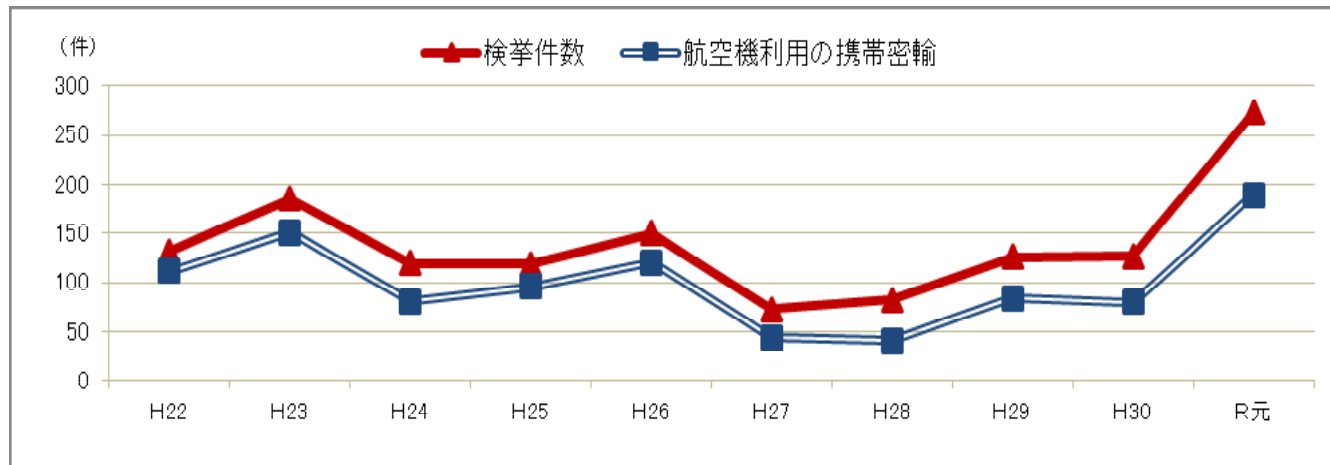
区分		年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
検挙人員	検挙人員		158	216	170	160	176	96	97	153	157	333
	暴力団構成員等		31	39	20	30	25	19	11	14	32	36
	外国人		100	151	118	119	135	72	73	120	103	246

(7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯の検挙件数は189件と平成8年以降で最多であり、密輸入事犯全体の69.2%を占めている（図表2-15）。その手口としては、二重底にしたスーツケースや着衣・下着の内部に隠匿したり、身体に巻きつけたりして、数百グラムから数キログラムを密輸するものがある。

このほか、国際宅配便が60件、郵便物が18件、事業用貨物が3件となっている。

図表2-15 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移

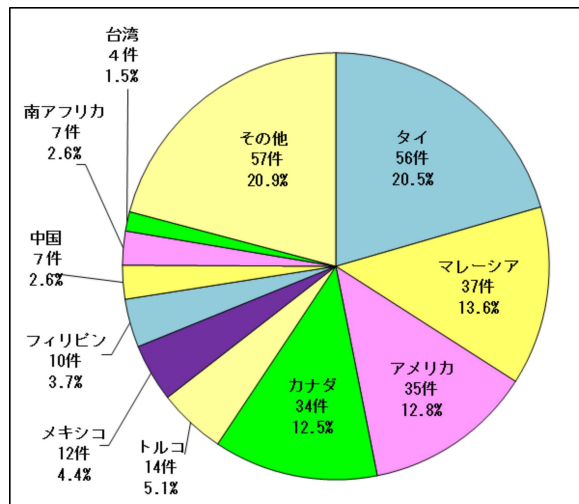


区分	年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
検挙件数		132	185	120	119	150	73	82	126	127	273
航空機利用の携帯密輸		112	151	81	96	121	44	41	84	80	189

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、タイが56件（構成比率20.5%）と最も多く、次いでマレーシアが37件（同13.6%）、以下、アメリカが35件（同12.8%）、カナダが34件（同12.5%）、トルコが14件（同5.1%）となっている（図表2-16）。

図表2-16 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は200件を超えて過去最多となり、航空機利用の携帯密輸が密輸入事犯全体の検挙件数の69.2%を占めている。

また、押収量についても、海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙により、依然として高水準にある。

こうした状況の背景には、我が国に根強い薬物需要が存在していることのほか、国際的な

ネットワークを有する薬物犯罪組織が、アジア・太平洋地域において覚醒剤の取引を活発化させていることがあるものと推認される。

イ 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙件数は89件と、前年から増加した。

(7) 態様別の検挙状況

態様別でみると、主なものとしては、郵便物が39件、航空機利用の携帯密輸が25件、国際宅配便が23件、事業用貨物が1件となっている。覚醒剤事犯と比べると、航空機利用の携帯密輸によるものの割合は低く、郵便物や国際宅配便を利用したものの占める割合は高くなっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別でみると、アメリカが38件と最も多く、次いでカナダが15件、オランダ及びフランスが各5件となっている。

覚醒剤密輸入事犯の現状

○ 覚醒剤密輸入事犯の現状

覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は、273件と前年より146件増加し、過去最多となった。

そのうち最も多い態様は航空機を利用した携帯密輸で、次いで国際宅配便であるが、令和元年はこれら2つの態様が前年より急増した（図表1）。

図表1: 態様別の検挙件数

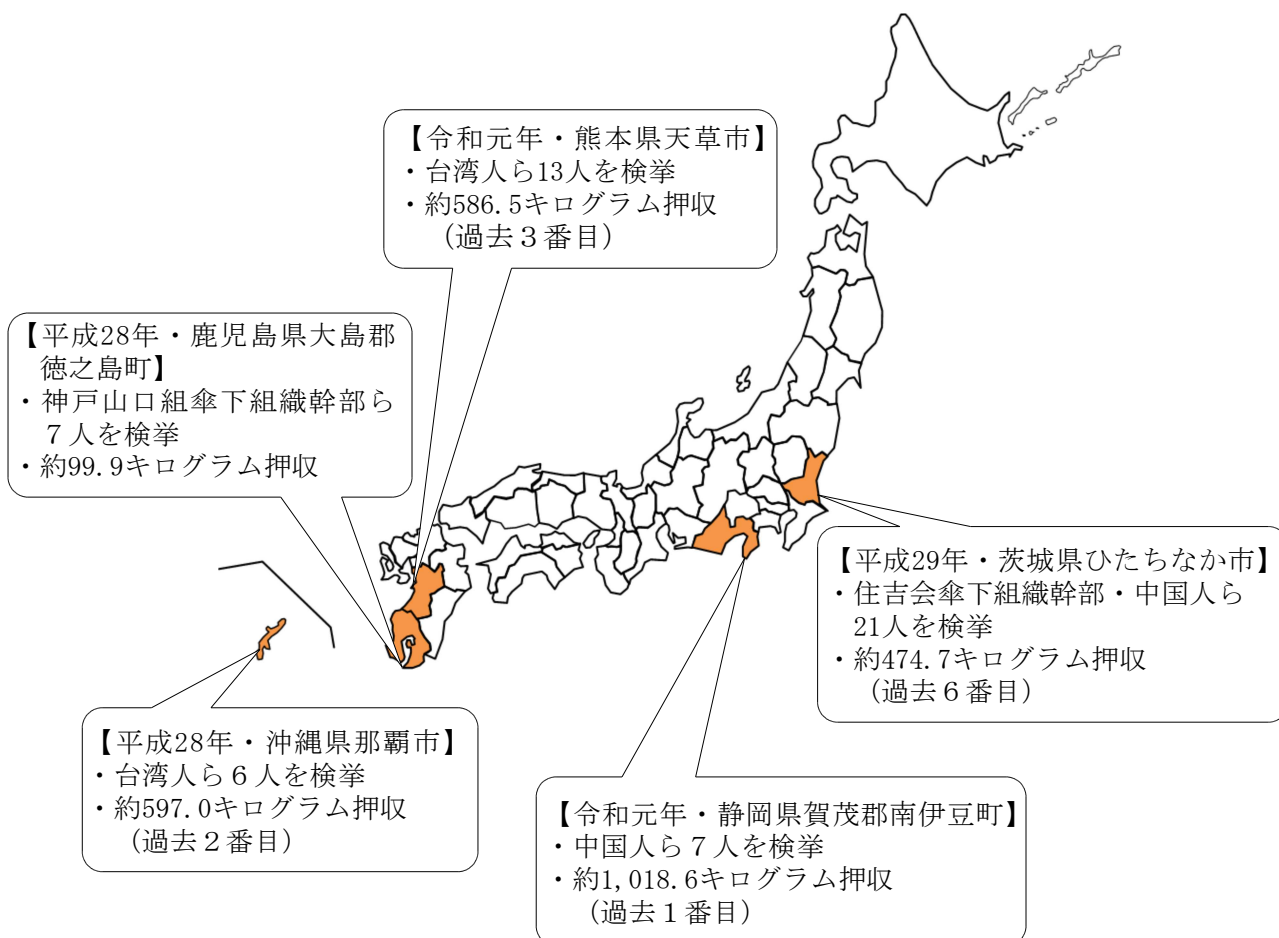
態様別 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元
航空機利用の携帯密輸	44	41	84	80	189
国際宅配便	17	22	20	21	60
郵便物	5	8	17	18	18
事業用貨物	4	4	2	6	3
洋上取引	0	2	1	0	0 ※(2)
その他	3	5	2	2	3
合計	73	82	126	127	273

※（ ）は、犯罪統計上、営利目的所持で計上されている。

○ 洋上取引の検挙状況

洋上取引の検挙は年に1、2事件程度であるが、1事件で概ね100キログラムから1,000キログラムと大量の覚醒剤を押収している。

また、洋上取引は地理的要因からか、そのほとんどに中国系薬物犯罪組織が関与しているが、検挙場所には特段の傾向は認められず、全国どこの港が利用されてもおかしくない状況にある。

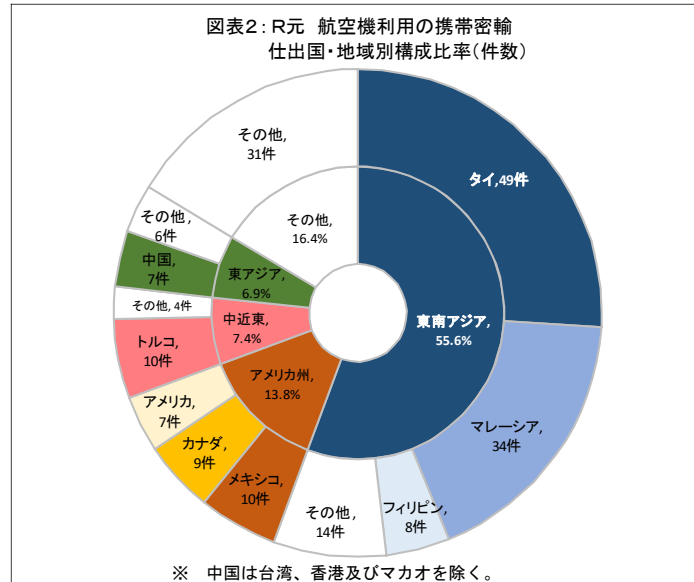


○ 航空機利用の携帯密輸の検挙状況

航空機利用の携帯密輸は189件と過去最多であり、仕出国・地域別の検挙件数は、タイ、マレーシア等の東南アジアからの仕出しが半数以上を占めている（図表2）。

過去5年間の推移をみると、タイは平成28年を除き上位に入っており、マレーシアも平成30年以降増加している一方、中国、香港、台湾は、減少傾向にある（図表3）。

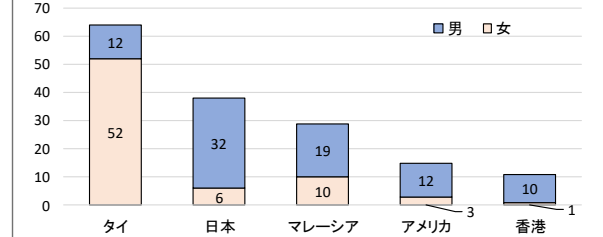
検挙人員を国籍・地域別にみても、タイ人が64人と最も多いが、タイ人については女性が52人と他国籍・地域の被疑者に比べ非常に多いことが特徴的である（図表4）。



図表3: 航空機利用の携帯密輸 仕出上位3カ国・地域別の検挙件数

年別 順位	H27	H28	H29	H30	R元
1	タイ 中国 各9	中国 13	タイ 15	タイ 17	タイ 49
2	香港 7	アメリカ 8	中国 11	マレーシア 13	マレーシア 34
3	メキシコ 4	ウガンダ 3	台湾 7	メキシコ 8	トルコ メキシコ 10

図表4: 航空機利用の携帯密輸
主な国籍・地域別検挙人員の男女別



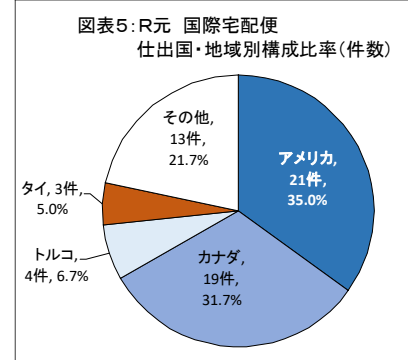
○ 国際宅配便による密輸の検挙状況

国際宅配便による密輸は、60件と前年より39件増加した。

仕出国・地域別の検挙件数は、アメリカ・カナダが突出して多い（図表5）。

また、過去5年間の推移をみると、アメリカは常に上位に入っており、増加傾向にある（図表6）。

パソコンの内部やジーンズのウエスト部分等の様々な物品に覚醒剤を隠匿して密輸入したり、民泊を届け先にして覚醒剤を密輸入するといった巧妙な事例がみられる。



図表6: 国際宅配便 仕出上位3カ国・地域別の検挙件数

年別 順位	H27	H28	H29	H30	R元
1	中国 5	香港 6	アメリカ 中国 各4	アメリカ 10	アメリカ 21
2	タイ 4	アメリカ 5	カナダ 台湾 各3	マレーシア 3	カナダ 19
3	アメリカ 2	中国 3	タイ マレーシア 各2	フィリピン 台湾 香港 各2	トルコ 4

薬物犯罪組織は密輸ルートや密輸態様を変遷しつつ、我が国における水際での摘発を免れようとする動きがうかがわれることから、関係機関との連携を一層強化し、水際対策を徹底する必要がある。

3 薬物犯罪組織の動向

(1) 薬物密売の概要

薬物の密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は588人であり、このうち、暴力団構成員等は312人（構成比率53.1%）、外国人は60人（同10.2%）となっている。

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は372人であり、このうち暴力団構成員等は240人（同64.5%）と、依然として覚醒剤の密売関連事犯に暴力団が深く関与している状況が続いている。また、外国人は43人（同11.6%）となっている（図表2-17）。

大麻の密売関連事犯の検挙人員は199人であり、このうち暴力団構成員等が63人（同31.7%）と、その割合は覚醒剤事犯に比べ低いものの、大麻の密売関連事犯にも暴力団の関与が認められる。また、外国人は14人（同7.0%）となっている。

図表2-17 覚醒剤の密売関連事犯検挙人員の推移

区分		年別	H27	H28	H29	H30	R元
密売関連事犯			445	492	458	402	372
暴力団構成員等			318	322	290	263	240
構成比率(%)			71.5	65.4	63.3	65.4	64.5
外国人			34	57	49	41	43
構成比率(%)			7.6	11.6	10.7	10.2	11.6
国籍・地域別	イラン		10	21	15	12	14
	インドネシア		0	0	1	0	0
	韓国・朝鮮		13	13	15	12	2
	ベトナム		0	0	2	0	2
	タイ		1	1	1	1	1
	台湾		1	5	1	3	1
	中国(台湾及び香港等を除く)		1	8	0	2	1
	香港等		0	0	0	0	6
	フィリピン		3	3	3	0	0
	ブラジル		2	1	4	9	5
	イギリス		0	0	1	0	0
	ナイジェリア		0	0	1	0	4
	その他		3	5	5	2	7

注：香港等は香港及びマカオをいう。

(2) 暴力団の関与

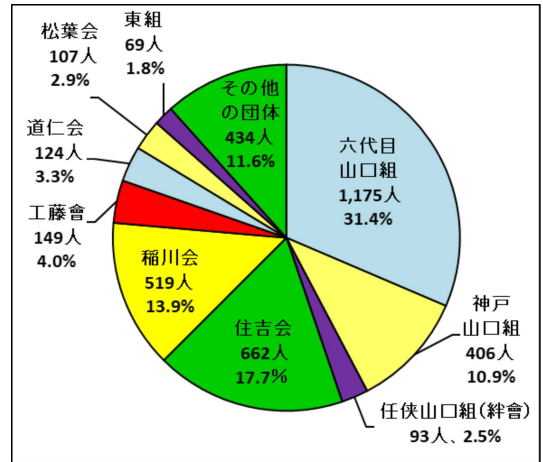
暴力団構成員等による刑法犯及び特別法犯検挙人員は14,281人であり、このうち、薬物事犯検挙人員は4,576人（構成比率32.0%）と最も多くなっており、暴力団による不法行為に占める薬物事犯の割合は高い。

ア 暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組（絆会）、住吉会及び稲川会の構成員等は2,855人と、これらで覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の76.4%を占めている（図表2-18）。

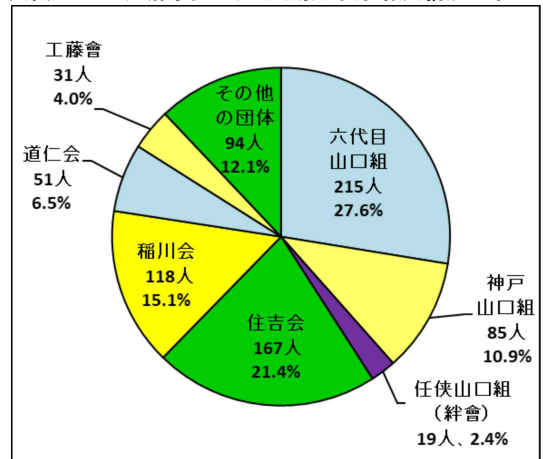
図表2-18 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率



(4) 大麻事犯

暴力団構成員等の検挙人員を組織別にみると、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組（絆会）、住吉会及び稲川会の構成員等は604人と、これらで大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員全体の77.4%を占めている（図表2-19）。

図表2-19 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



イ 違反態様別の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の検挙人員を主な違反態様別にみると、使用事犯が2,117人、所持事犯が1,164人、譲渡事犯が238人、譲受事犯が36人、密輸入事犯が36人となっている。

また、暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は276人と、全営利犯検挙人員（682人）の40.5%を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

(4) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯の検挙人員は99人と、全営利犯検挙人員（305人）の32.5%を占めており、大麻の密売等にも暴力団が関与している状況が続いている。

(3) 外国人の営利犯

ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯の検挙人員は272人と、覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（682人）の39.9%を占めている。また、このうち密輸入事犯は229人（構成比率84.2%）となっている。

国籍・地域別でみると、タイが62人と最も多く、このうち密輸入事犯が61人、密売関連事犯が1人となっている。次いでマレーシアが29人で、全て密輸入事犯となっている。以下、香港等が21人で、このうち密輸入事犯が15人、密売関連事犯が6人、イランが15人で、このうち密輸入事犯が1人、密売関連事犯が14人、アメリカも15人で、全て密輸入事犯となっている。

イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯の検挙人員は31人と、大麻事犯の全営利犯検挙人員（305人）の10.2%を占めている。

国籍・地域別でみると、ブラジルが8人と最も多く、このうち密売関連事犯が5人、栽培事犯が3人となっており、次いでカナダが5人で、このうち栽培事犯が3人、密輸入事犯が2人となっている。

4 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況（図表2-20）

(1) 国籍・地域別

外国人による薬物事犯を国籍・地域別でみると、ブラジルが196人と最も多く、次いで韓国・朝鮮が179人、フィリピンが110人、以下、アメリカが100人、タイが99人、ベトナムが66人、中国が47人、ペルーが37人、マレーシアが36人、香港等が30人となっている。

(2) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯では、韓国・朝鮮が158人と最も多く、次いでブラジルが111人、以下、フィリピンが90人、タイが86人、中国が38人、ベトナムが36人、マレーシアが34人、アメリカが32人、香港等が29人、イランが19人となっている。

(3) 大麻事犯

大麻事犯では、ブラジルが79人と最も多く、次いでアメリカが47人、ペルーが20人となっている。

図表 2-20 外国人の国籍・地域別、薬物事犯別の検挙状況

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	MDMA等		コカイン		ヘロイン		H30	R元
計	1,018	1,163	632	761	253	279	133	123	18	30	83	63	6	5	0	0
イラン	21	23	20	19	1	3		1				1				
インドネシア	0	11		11												
サウジアラビア	4	1			2	1	2				2					
トルコ	14	9	13	8	1	1										
韓国・朝鮮	212	179	169	158	36	18	7	3	1		5	3				
シンガポール	3	2	2	2			1									
スリランカ	19	7	9	2	8	5	2									
タイ	37	99	33	86	1	8	3	5	1		1	1		1		
台湾	14	18	10	11	3	2	1	5								
中国(台湾・香港等を除く)	39	47	29	38	8	5	2	4		3						
パキスタン	6	3	1		3	3	2						2			
バングラデシュ	3	1	2		1	1										
フィリピン	107	110	96	90	10	16	1	4		2	1					
ベトナム	59	66	28	36	19	17	12	13	7	9	1	1	2	1		
香港等	13	30	8	29	5			1				1				
マレーシア	26	36	23	34			3	2			2	1				
ラオス	5	3	5	2		1										
アメリカ	87	100	20	32	39	47	28	21	3	9	14	7		1		
アルゼンチン	4	3	1	1	2	2	1				1					
カナダ	13	21	3	13	3	8	7		1		6					
コロンビア	4	1	1		3	1										
ブラジル	163	196	95	111	63	79	5	6		1	4	5				
ペルー	27	37	13	11	12	20	2	6			2	6				
ボリビア	13	4	6	4	4		3				2					
メキシコ	18	10	13	9	3	1	2				2					
アイルランド	0	5		1		1		3				1		2		
イギリス	19	10	6		2	2	11	8	2	2	9	4				
イタリア	0	5		3		1		1				1				
ウクライナ	0	4		1		2		1								
オランダ	0	7		6				1				1				
オーストリア	0	4		3				1				1				
スウェーデン	3	3	1	3			2				2					
スペイン	3	6	2	3	1	2		1				1				
チェコ	2	3	1	2			1	1			1	1				
ドイツ	7	11	2	6	1	1	4	4		1	4	2				
フランス	8	10		1	5	5	3	4			3	4				
ロシア	2	4	1	1	1	2		1				1				
ガーナ	3	1	2			1	1				1					
ナイジェリア	4	16	2	5	2	7		4		2		2				
オーストラリア	13	12	3	2	2	4	8	6			7	4				
その他	43	45	12	17	12	12	19	16	3	1	13	14	2	0	0	0

注：香港等は香港及びマカオをいう。

5 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(1) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ^{*}事犯の検挙状況は175事件、182人と前年に引き続き大幅に減少した。

適用法令別でみると、指定薬物に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、麻薬及び向精神薬取締法違反は、いずれも前年に引き続き減少した。（図表2-21）。

また、危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等による事犯は16事件、16人、外国人による事犯は27事件、27人、少年による事犯は1事件、1人となっている。

※ 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用いる。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物を用いる。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
※ 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表2-21 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		H27		H28		H29		H30		R元	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	895	960	713	758	555	578	336	346	159	165		
乱用者による単純所持・使用等	671	695	495	519	390	404	231	235	119	123		
麻薬及び向精神薬取締法違反	133	148	115	126	56	56	45	48	16	17		
交通関係法令違反	36	36	8	7	1	1	1	1	0	0		
その他法令違反	36	52	28	29	16	16	1	1	0	0		
合計	1,100	1,196	864	920	628	651	383	396	175	182		

- 注1：同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。
- 注2：複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。
- 注3：指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。
- 注4：麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。
- 注5：交通関係法令違反は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。
- 注6：適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。
- 注7：乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。
- 注8：交通関係法令違反及びその他法令違反には、規制薬物及び指定薬物が検出されなかった事件を含む。
- 注9：平成26年から指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

(2) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者^{*}の検挙人員は172人（構成比率94.5%）となっている。

※ 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
--

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別の構成比率をみると、20歳代の占める割合は横ばいであり、30歳代の占める割合は減少傾向であり、40歳代及び50歳以上の占める割合が増加傾向となっている（図表2-22）。

図表 2-22 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分 \ 年別			H27	H28	H29	H30	R元
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		966	838	605	368	172
	年齢層別	50歳以上	75	125	105	67	32
		構成比率(%)	7.8	14.9	17.4	18.2	18.6
		40～49歳	236	293	208	135	65
		構成比率(%)	24.4	35.0	34.4	36.7	37.8
		30～39歳	330	261	196	109	47
		構成比率(%)	34.2	31.1	32.4	29.6	27.3
		20～29歳	297	145	94	56	27
		構成比率(%)	30.7	17.3	15.5	15.2	15.7
		20歳未満	28	14	2	1	1
		構成比率(%)	2.9	1.7	0.3	0.3	0.6

イ 薬物経験別の検挙状況

薬物経験別でみると、薬物犯罪の初犯者が98人（構成比率57.0%）、薬物犯罪の再犯者が74人（同43.0%）となっている。

ウ 危険ドラッグの入手状況

入手先別でみると、インターネットを利用して危険ドラッグを入手した者の割合が36.6%と最も高い（図表 2-23）。

図表 2-23 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分 \ 年別			H27	H28	H29	H30	R元
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		966	838	605	368	172
	入手先別	街頭店舗	265	130	84	33	10
		構成比率(%)	27.4	15.5	13.9	9.0	5.8
		インターネット	336	353	227	166	63
		構成比率(%)	34.8	42.1	37.5	45.1	36.6
		友人・知人	110	93	77	45	30
		構成比率(%)	11.4	11.1	12.7	12.2	17.4
		密売人	109	71	55	32	19
		構成比率(%)	11.3	8.5	9.1	8.7	11.0
		その他・不明	146	191	162	92	50
		構成比率(%)	15.1	22.8	26.8	25.0	29.1

エ 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は1人と横ばい状態で推移している（図表 2-24）。

図表 2-24 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元
死者数	11	6	3	1	1

注 1：令和元年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注 2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

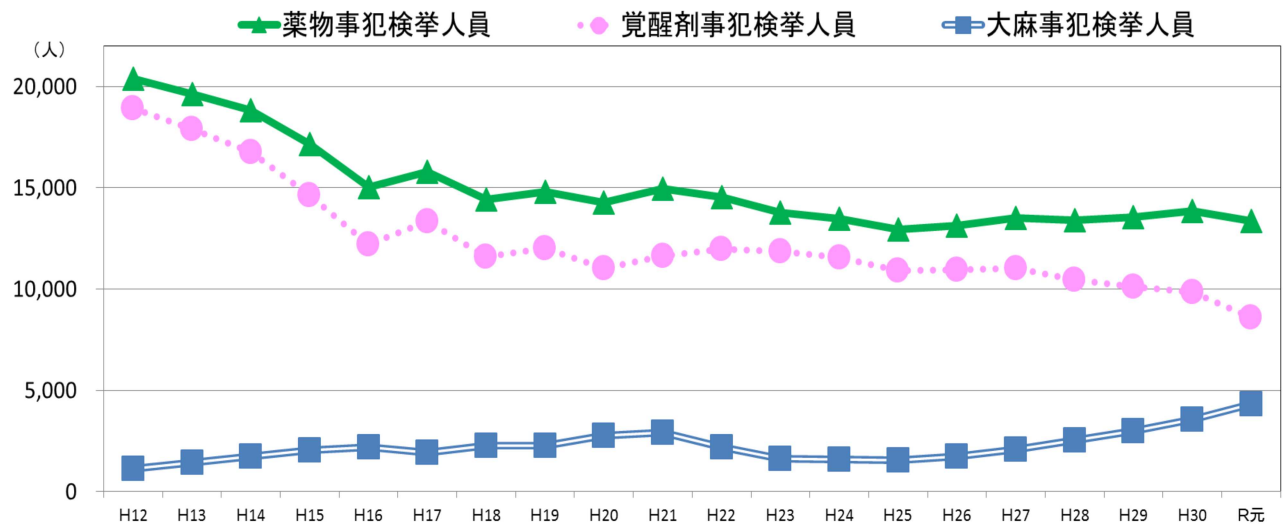
(3) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は33事件、35人と減少した。

仕出国・地域別でみると、中国及びオランダが7事件と最も多く、次いでフランスが5事件となっている。

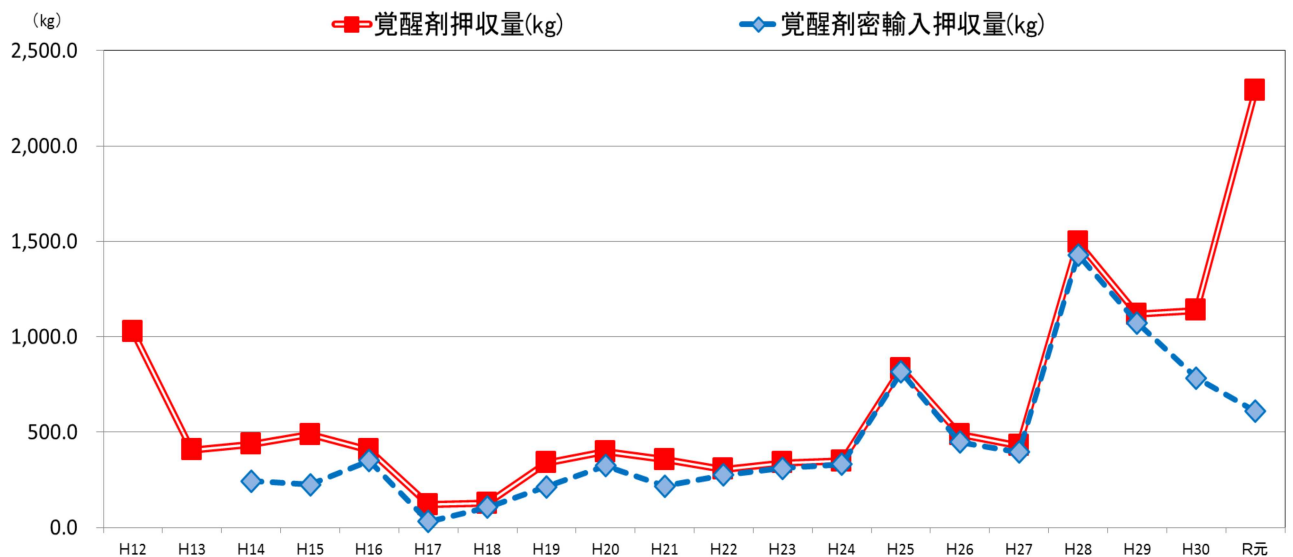
6 参考資料

(1) 薬物事犯検挙状況の推移（平成12～令和元年）



区分	年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
薬物事犯検挙人員		20,382	19,647	18,823	17,171	15,048	15,803	14,440	14,790	14,288	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862	13,364
覚醒剤事犯検挙人員		18,942	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584
大麻事犯検挙人員		1,151	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321

(2) 覚醒剤押収量の推移（平成12～令和元年）



区分	年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
覚醒剤押収量(kg)		1,026.9	406.1	437.0	486.8	406.1	118.9	126.8	339.3	397.5	356.3	305.5	338.8	348.5	831.9	487.5	429.7	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1
覚醒剤密輸入押収量(kg)		-	-	243.5	223.8	350.0	32.2	106.8	213.1	324.3	217.9	275.5	310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5

7 薬物事犯の検挙事例

(1) 覚醒剤事犯

【覚醒剤密輸入事犯】

○ オランダ人によるキャリーバック内に隠匿した南アフリカ来覚醒剤密輸入事件（平成31年2月、青森）

南アフリカから航空機に搭乗し、キャリーバック内に覚醒剤を隠匿して密輸入したオランダ人の男女2人を覚せい剤取締法違反（共同所持）で逮捕し、覚醒剤約3.0キログラムを押収した。

○ カナダ人によるスーツケース内に隠匿したカナダ来覚醒剤密輸入事件（平成31年2月、千葉）

カナダから航空機に搭乗し、スーツケース内に覚醒剤を隠匿して密輸入したカナダ人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、覚醒剤約29.9キログラムを押収した。

○ アメリカ人による航空貨物を利用したメキシコ来覚醒剤密輸入事件（平成31年3月、愛知）

平成31年3月までに、メキシコから航空貨物を利用し、パソコン内に覚醒剤を隠匿して密輸入したアメリカ人の男を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約9.9キログラムを押収した。

○ 中国人による小型船を利用した覚醒剤密輸入事件（令和元年6月、警視庁・静岡・福岡）

海上において、別の船舶から覚醒剤を小型船に積み替え、静岡県海岸に陸揚げして密輸入した中国人の男7人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）で逮捕し、覚醒剤約1,018.6キログラムを押収した。

注：本件で押収した覚醒剤については、犯罪統計上、第1の2(2)の覚醒剤の密輸入押収量には計上されていない。

○ メキシコ人らによる海上貨物を利用したメキシコ来覚醒剤密輸入事件（令和元年6月、警視庁・山梨）

メキシコから海上貨物を利用し、船舶用減速機内に覚醒剤を隠匿して密輸入したメキシコ人の男1人、イラン人の男2人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕し、覚醒剤約43キログラムを押収した。

○ タイ人グループによる体内に隠匿したタイ来覚醒剤密輸入事件（令和元年8月、千葉）

タイから航空機に搭乗し、コンドーム内に包んだ覚醒剤を体内に隠匿して密輸入したタイ人の女5人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、覚醒剤約1.2キログラムを押収した。

○ タイ人グループによる下着内等に隠匿したタイ来覚醒剤密輸入事件（令和元年9月、福岡）

タイから航空機に搭乗し、下着内等に覚醒剤を隠匿して密輸入したタイ人の女7人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、覚醒剤約1.2キログラムを押収した。

○ **二代目東組傘下組織組長らによる航空貨物を利用したカナダ来覚醒剤密輸入事件（令和元年9月、大阪）**

令和元年9月までに、カナダから航空貨物を利用し、ジーンズ内に覚醒剤を隠匿して密輸入した二代目東組傘下組織組長ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同輸入）等で逮捕し、覚醒剤約2.0キログラムを押収した。

○ **台湾人らによる漁船を利用した覚醒剤密輸入未遂事件（令和元年12月、福岡ほか）**

海上において、別の船舶から覚醒剤を漁船に積み替え、熊本県の海岸に陸揚げして密輸入しようとした台湾人の男4人、少年1人を含む日本人の男女9人を覚せい剤取締法違反（営利目的所持等）で逮捕し、覚醒剤約586.5キログラムを押収した。

注：本件で押収した覚醒剤については、犯罪統計上、第1の2(2)の覚醒剤の密輸入押収量には計上されていない。

【覚醒剤密売事犯】

○ **旭琉會傘下組織組員らによる覚醒剤密売事件（平成31年2月、沖縄）**

平成31年2月までに、沖縄県内において覚醒剤を密売していた旭琉會傘下組織組員ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客32人を同法違反（使用）等で検挙した。

○ **道仁会傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（平成31年3月、福岡）**

平成31年3月までに、インターネット掲示板を利用して広域的に覚醒剤を密売していた無職の男ら2人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で、さらに同人らが覚醒剤を仕入れていた道仁会傘下組織幹部ら2人を麻薬特例法違反（覚醒剤としての譲渡）等で逮捕するとともに、無職の男らから覚醒剤を購入するなどした密売客20人を覚せい剤取締法違反（所持）等で検挙した。

○ **住吉会傘下組織総長らによる覚醒剤密売事件（令和元年6月、埼玉）**

令和元年6月までに、埼玉県を中心に広域的に覚醒剤を密売していた住吉会傘下組織総長ら10人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客45人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **七代目合田一家傘下組織幹部らによる覚醒剤密売事件（令和元年7月、山口）**

令和元年7月までに、山口県を中心に広域的に覚醒剤を密売していた七代目合田一家傘下組織幹部ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客13人を同法違反（所持）等で逮捕した。

○ **七代目会津小鉄会傘下組織組員らによる覚醒剤密売事件（令和元年7月、京都・石川）**

令和元年7月までに、宅配便を利用するなどして広域的に覚醒剤を密売していた七代目会津小鉄会傘下組織組員ら10人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同譲渡）等で、さらに同人らが覚醒

剤を仕入れていた二代目東組傘下組織幹部ら4人を同法違反（営利目的譲渡）等で検挙するとともに、七代目会津小鉄会傘下組織組員らから覚醒剤を購入するなどした密売客34人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **暴力団間における覚醒剤密売事件（令和元年8月、広島）**

令和元年8月までに、暴力団間において覚醒剤を密売していたとして、覚醒剤を譲り受けた六代目共政会傘下組織組長ら5人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同譲受等）で、覚醒剤を譲り渡した六代目山口組傘下組織組員ら2人を同法違反（営利目的譲渡）で逮捕した。

○ **住吉会傘下組織会長らによる覚醒剤密売事件（令和元年10月、警視庁・広島・高知）**

令和元年10月までに、宅配便を利用するなどして広域的に覚醒剤を密売していた住吉会傘下組織会長ら11人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤を購入するなどした密売客6人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **六代目山口組傘下組織組員らによる覚醒剤等密売事件（令和元年12月、岐阜）**

令和元年12月までに、愛知県を中心に広域的に覚醒剤等を密売していた六代目山口組傘下組織組員ら4人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから覚醒剤等を購入するなどした密売客42人を麻薬特例法違反（覚醒剤としての譲受）等で検挙した。

(2) **大麻事犯**

【**大麻密輸入事犯**】

○ **航空貨物を利用したラオス来大麻密輸入及び密売事件（平成31年3月、大阪・秋田）**

平成31年3月までに、ラオスから航空貨物を利用して食品の箱内に乾燥大麻を隠匿して密輸入し、さらにインターネット掲示板を利用して広域的に乾燥大麻を密売していた無職の男ら4人を大麻取締法違反（営利目的共同輸入）等で検挙し、乾燥大麻約6.4キログラムを押収するとともに、同人らから乾燥大麻を購入するなどした密売客17人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **国際スピード郵便を利用したカナダ来大麻密輸入事件（令和元年8月、埼玉）**

令和元年8月までに、カナダから国際スピード郵便を利用し、衣類の間に乾燥大麻を隠匿して5カ所に発送し密輸入した自営業の男ら5人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、乾燥大麻約4.9キログラムを押収した。

【**大麻栽培・密売事犯**】

○ **倉庫における大麻栽培事件（平成31年3月、大阪）**

平成31年3月までに、倉庫2棟において大麻草を栽培していた会社経営の男ら10人を大麻取締法違反（営利目的共同栽培等）で逮捕し、大麻草1361本、乾燥大麻約17.8キログラム、大麻樹脂約0.6キログラムを押収した。

○ **一戸建て住宅における大麻栽培事件（平成31年4月、千葉）**

平成31年4月までに、一戸建て住宅4軒において大麻草を栽培していた自動車整備工の男ら4人を大麻取締法違反（営利目的共同栽培等）で逮捕し、大麻草770本、乾燥大麻約0.8キログラムを押収した。

○ **飲食店を密売拠点とする密売グループによる大麻密売事件（令和元年6月、佐賀）**

令和元年6月までに、飲食店を密売拠点として乾燥大麻を密売していた飲食店経営の男ら5人を大麻取締法違反（営利目的共同所持等）で逮捕するとともに、同人らから乾燥大麻を購入するなどした密売客6人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **倉庫における大麻栽培事件（令和元年6月、栃木）**

令和元年6月までに、倉庫内において大麻草を栽培し、ビル内で保管していた会社役員の男ら5人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草152本、乾燥大麻約15.7キログラムを押収した。

○ **双愛会傘下組織幹部らによる大麻栽培及び大麻密売事件（令和元年11月、千葉）**

令和元年11月までに、地下施設において大麻草を栽培し、乾燥大麻を密売していた双愛会傘下組織幹部ら4人を大麻取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから乾燥大麻を購入するなどした密売客3人を麻薬特例法違反（大麻として譲受）等で検挙した。

○ **少年の密売人を配下とした六代目山口組傘下組織組長らによる大麻密売事件（令和元年12月、富山）**

令和元年12月までに、富山県内において乾燥大麻等を密売していた六代目山口組傘下組織組長ら5人、少年1人を大麻取締法違反（譲渡）等で逮捕するとともに、同人らから乾燥大麻等を購入するなどした高校生を含む密売客9人を同法違反（所持）等で検挙した。

○ **カナダ人による大麻栽培事件（令和元年12月、茨城・神奈川）**

令和元年12月までに、プレハブ建物において大麻草を栽培していたカナダ人の男2人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草1041本、乾燥大麻約67.3キログラムを押収した。

○ **大麻栽培用器具購入者らによる大麻栽培及び園芸用品販売店経営者による大麻栽培幫助事件（令和元年12月、神奈川）**

令和元年12月までに、園芸用品販売店で大麻栽培用の器具等を購入して大麻草を栽培するなどした7つのグループをそれぞれ大麻取締法違反（営利目的栽培）等で検挙するとともに、大麻栽培に使用されると知りながら器具等を販売したとして、同販売店の経営者を大麻取締法違反（栽培幫助）で逮捕した。

○ **町議会議員、米軍属らによる大麻密売事件（令和元年12月、沖縄）**

令和元年12月までに、沖縄県内において乾燥大麻を密売していた米軍属の男ら大麻取締法違反（営利目的譲渡）等で、さらに米軍属の男が乾燥大麻を仕入れていた県外の町議会議員の男ら2人を同法違反（営利目的譲渡）等で検挙するとともに、乾燥大麻を購入するなどした高校生を含む密売客ら16人を同法違反（譲受等）で検挙した。

(3) 麻薬及び向精神薬事犯

【麻薬密輸入事犯】

○ **国際郵便を利用したドイツ来麻薬密輸入及び密売事件（平成31年2月、香川）**

平成31年2月までに、ドイツから国際郵便を利用して自動車部品内等にMDMAを隠匿して密輸入し、さらに宅郵便を利用してコカインを密売していた音楽家の男ら3人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的共同輸入）等で逮捕し、MDMA約18,000錠及びペースト状になった約20,000錠分を押収するとともに、同人らからコカインを購入するなどした密売客2人を同法違反（所持等）で逮捕した。

○ **イギリス人によるスーツケース内に隠匿したドイツ来麻薬密輸入事件（令和元年11月、千葉）**

ドイツから航空機に搭乗し、スーツケース内にMDMAを隠匿して密輸入したイギリス人の男を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、MDMA約10,000錠を押収した。

【コカイン密売事犯】

○ **住吉会傘下組織組員らによるコカイン密売事件（平成31年4月、京都）**

平成31年4月までに、コカインを密売していたミュージシャンの男ら4人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的譲受）等で、さらに同人らがコカインを仕入れていた住吉会傘下組織組員を同法違反（営利目的譲渡）で逮捕するとともに、ミュージシャンらからコカインを購入するなどした密売客6人を同法違反（譲受）等で検挙した。

(4) 危険ドラッグ事犯

○ **中国人による香港来指定薬物密輸入事件（平成31年2月、千葉）**

香港から航空機に搭乗し、スーツケース内に覚醒剤の原料となる指定薬物 t-BOCメタンフェタミン等を隠匿して密輸入した中国人の男を医薬品医療機器法違反（輸入）で逮捕し、t-BOCメタンフェタミン約7.3キログラム等を押収した。

第2 銃器情勢

令和元年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は13件と過去最少となった前年から増加した。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、令和元年は401丁で、このうち暴力団からの押収丁数は77丁と、いずれも前年から増加した。

暴力団の対立抗争に起因するものをはじめ、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しているほか、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や、拳銃の隠匿方法の巧妙化がみられることから、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化することとしている。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

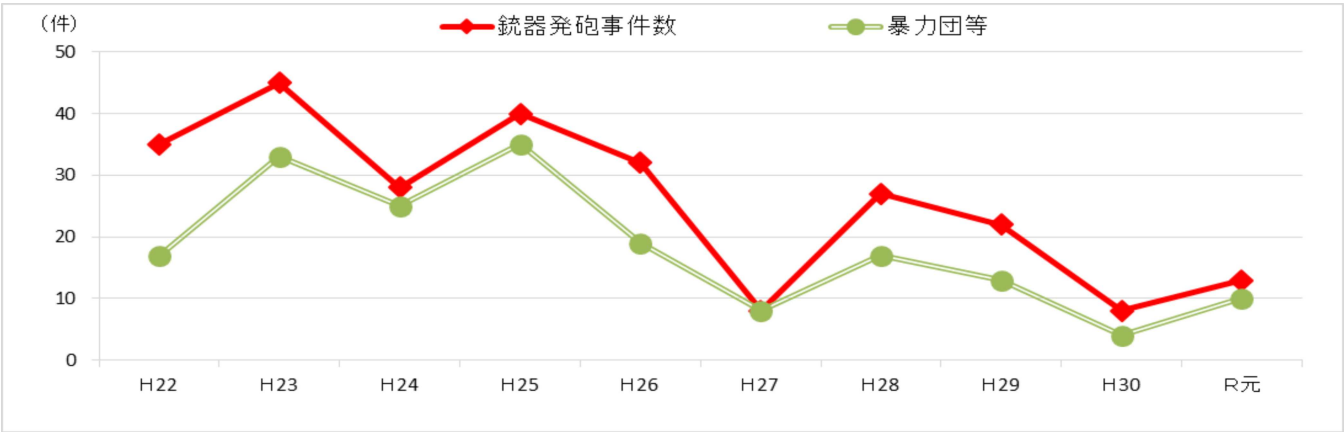
ア 銃器発砲事件の発生状況

銃器発砲事件[※]の発生件数は13件であり、このうち暴力団等によるとみられるものは10件と前年から増加し、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するとみられるものが3事件発生した（図表2-25）。

銃器発砲事件による死傷者数は12人であり、このうち暴力団構成員等は9人となっている。死傷者数のうち、死者数は4人、負傷者数は8人である（図表2-26）。

※ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
※ 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表2-25 銃器発砲事件数の推移



年別		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分	銃器発砲事件数	35	45	28	40	32	8	27	22	8	13
	暴力団等	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10
	対立抗争	0	9	7	20	9	0	6	1	1	3
	その他・不明	18	12	3	5	13	0	10	9	4	3

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表 2-26 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分 \ 年別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
死傷者数	17	18	16	8	10	4	11	8	3	12
死者数	11	8	4	6	6	1	5	3	2	4
暴力団構成員等	3	2	3	1	0	1	2	1	0	4
負傷者数	6	10	12	2	4	3	6	5	1	8
暴力団構成員等	3	5	7	2	3	3	1	2	1	5

イ 銃種別の発生状況

銃種別でみると、銃器発砲事件（13事件）のうち、拳銃が使用されたものは12事件、小銃等の使用が1事件となっている（図表 2-27）。

図表 2-27 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元
銃器発砲事件数	8	27	22	8	13
拳銃	8	23	20	8	12
猟銃等	0	3	2	0	0
小銃等	0	0	0	0	1
その他・不明	0	1	0	0	0

注 1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注 2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件^{*}の認知件数は93件と、近年横ばい状態にある。

罪種別でみると、殺人が15件、強盗が18件、その他が60件となっている（図表 2-28）。

※ 銃器使用事件とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

図表 2-28 銃器使用事件の認知件数の推移

区分 \ 年別	H27	H28	H29	H30	R元
認知件数	110	112	104	83	93
拳銃及び拳銃様のもの	58	71	60	43	55
殺人	5	13	9	3	15
拳銃及び拳銃様のもの	5	12	9	3	10
強盗	17	25	19	12	18
拳銃及び拳銃様のもの	16	24	19	10	18
その他	88	74	76	68	60
拳銃及び拳銃様のもの	37	35	32	30	27

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

2 銃器事犯取締状況

(1) 拳銃の押収状況

ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数*は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあるところ、令和元
年は401丁と前年から増加した。このうち、真正拳銃は342丁（うち密造拳銃20丁）、改造拳銃は
59丁となっている。

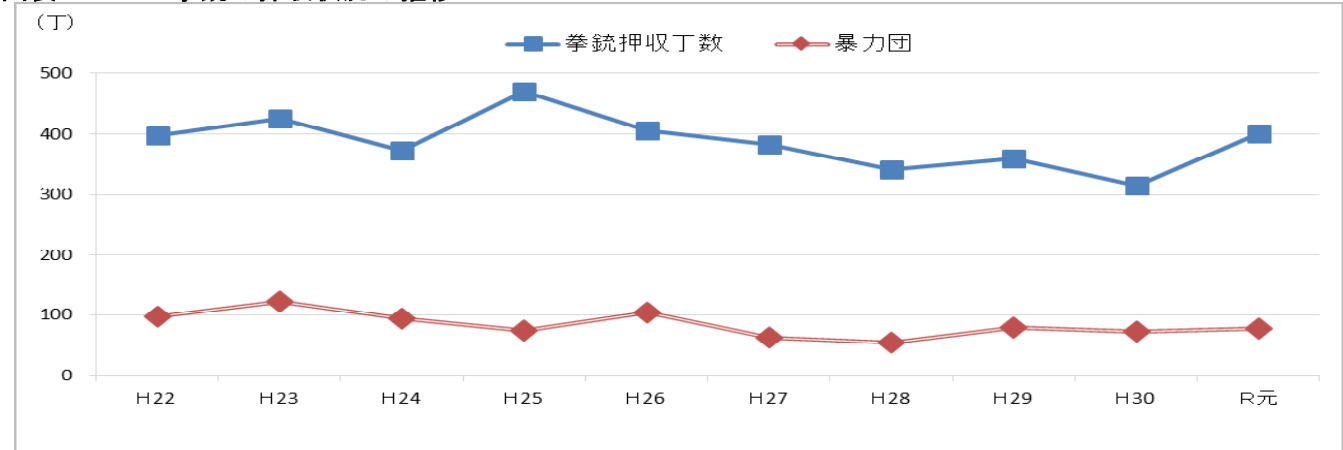
暴力団から押収した拳銃は77丁であり、組織別でみると、六代目山口組が21丁（構成比率27.3
%）、神戸山口組が7丁（同9.1%）、任侠山口組（絆會）が2丁（同2.6%）、稲川会が6丁
（同7.8%）、住吉会が13丁（同16.9%）、その他が28丁（同36.4%）となっている（図表2-29）。

これまでに押収された拳銃の隠匿場所をみると、墓石内や土中に隠匿するものなどがみられ、
隠匿の巧妙化・分散化がみられる。

暴力団以外から押収した拳銃324丁のうち、真正拳銃は266丁であり、このうち旧軍用拳銃が
41丁（同15.4%）となっている。

※ 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

図表 2-29 拳銃の押収状況の推移



年別		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分	押収丁数	397	426	373	471	406	383	341	360	315	401
	暴力団	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77
	構成比率(%)	24.7	28.9	25.5	15.7	25.6	16.4	15.8	21.9	23.2	19.2
	(組織別)六代目山口組	45	55	58	37	31	16	20	18	8	21
	構成比率(%)	45.9	44.7	61.1	50.0	29.8	25.4	37.0	22.8	11.0	27.3
	神戸山口組	—	—	—	—	—	4	6	18	14	7
	構成比率(%)	—	—	—	—	—	6.3	11.1	22.8	19.2	9.1
	任侠山口組(絆會)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
	構成比率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	2.6
	稲川会	13	17	4	9	11	8	6	9	16	6
	構成比率(%)	13.3	13.8	4.2	12.2	10.6	12.7	11.1	11.4	21.9	7.8
	住吉会	19	13	14	11	12	10	9	14	27	13
	構成比率(%)	19.4	10.6	14.7	14.9	11.5	15.9	16.7	17.7	37.0	16.9
	その他	21	38	19	17	50	25	13	20	7	28
	構成比率(%)	21.4	30.9	20.0	23.0	48.1	39.7	24.1	25.3	9.6	36.4
その他・不明	その他・不明	299	303	278	397	302	320	287	281	242	324
	構成比率(%)	75.3	71.1	74.5	84.3	74.4	83.6	84.2	78.1	76.8	80.8

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃342丁を製造国別でみると、アメリカ製が125丁（構成比率36.5%）と最も多く、次いで日本製が79丁（同23.1%）、以下、ベルギー製が24丁（同7.0%）、ドイツ製が15丁（同4.4%）、スペイン製が11丁（同3.2%）となっている（図表2-30）。

また、真正拳銃の名称別でみると、S&Wが42丁（同12.3%）、ブローニングが19丁（同5.6%）、マカロフが8丁（同2.3%）となっている（図表2-31）。

図表2-30 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別	H27	H28	H29	H30	R元
押収丁数			383	341	360	315	401
真正拳銃			340	313	320	298	342
構成比率(%)			88.8	91.8	88.9	94.6	85.3
(製造国別)	アメリカ		112	118	112	90	125
	中国		6	7	6	6	6
	フィリピン		8	6	6	9	9
	ロシア(旧ソ連)		9	12	9	11	8
	ブラジル		8	6	7	9	3
	ベルギー		27	33	46	30	24
	イタリア		6	5	6	8	9
	ドイツ		13	12	20	15	15
	スペイン		4	5	6	7	11
	日本		66	69	64	70	79
	その他		9	8	1	7	7
	不明		72	32	37	36	46
改造拳銃			43	28	40	17	59
構成比率(%)			11.2	8.2	11.1	5.4	14.7

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表2-31 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別	H27	H28	H29	H30	R元
真正拳銃の押収丁数			340	313	320	298	342
	トカレフ型	主に中国製	9	8	8	7	5
	S&W	主にアメリカ製	35	23	29	23	42
	パルティック	フィリピン製	3	11	4	7	0
	ブローニング	主にベルギー製	19	30	37	25	19
	マカロフ型	主にロシア製	6	8	4	8	8
	ロッシ	ブラジル製	2	2	1	4	0
	その他		266	231	237	224	268

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は、近年減少傾向にあるところ、令和元年は54丁と前年から増加した（図表2-32）。

図表2-32 インターネット関連の拳銃押収状況

区分		年別	H27	H28	H29	H30	R元
押収丁数			58	46	37	29	54

エ 拳銃１１０番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃１１０番報奨制度」により受理した通報件数は2,446件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は１丁、報奨金額の支払いはなかった。

(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は150件、検挙人員は151人であり、このうち、暴力団構成員等の検挙件数は47件、検挙人員は57人となっている（図表２－33）。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別でみると、六代目山口組が10人（構成比率17.5%）、神戸山口組が11人（同19.3%）、任侠山口組（絆會）が１人（同1.8%）、稲川会が11人（同19.3%）、住吉会が５人（同8.8%）となっており、これらで全体の66.7%を占めている。

図表２－33 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
検挙件数		144	121	146	142	150
検挙人員		147	142	157	150	151
	暴力団構成員等	60	67	83	70	57
	構成比率(%)	40.8	47.2	52.9	46.7	37.7
	六代目山口組	23	31	22	7	10
	構成比率(%)	38.3	46.3	26.5	10.0	17.5
	神戸山口組	3	18	20	9	11
	構成比率(%)	5.0	26.9	24.1	12.9	19.3
	任侠山口組(絆會)	—	—	—	2	1
	構成比率(%)	—	—	—	2.9	1.8
	稲川会	7	5	13	17	11
	構成比率(%)	11.7	7.5	15.7	24.3	19.3
	住吉会	11	4	6	18	5
	構成比率(%)	18.3	6.0	7.2	25.7	8.8
	その他	16	9	22	17	19
	構成比率(%)	26.7	13.4	26.5	24.3	33.3

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件[※]の検挙事件数は３事件、検挙人員は３人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収はなかった（図表２－34）。

※ 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数、人員及び押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

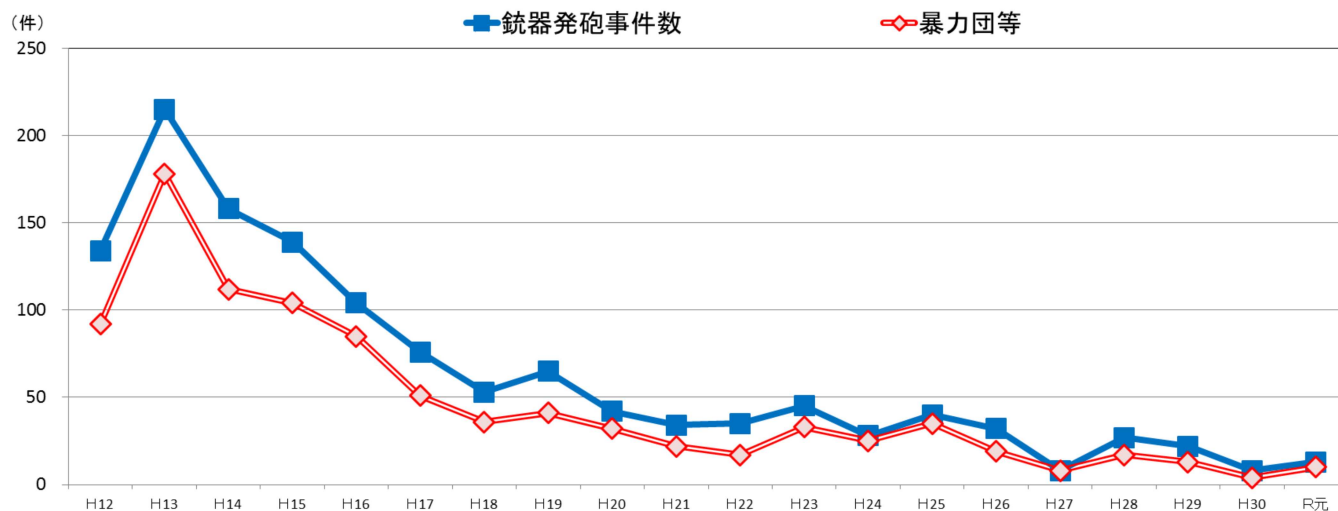
図表２－34 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

年別		H27	H28	H29	H30	R元
区分						
検挙事件数		7	3	2	6	3
	拳銃	5	3	0	2	0
検挙人員		7	3	2	6	3
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	拳銃	5	3	0	2	0
拳銃押収丁数		5	3	0	5	0
	暴力団	0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

3 参考資料

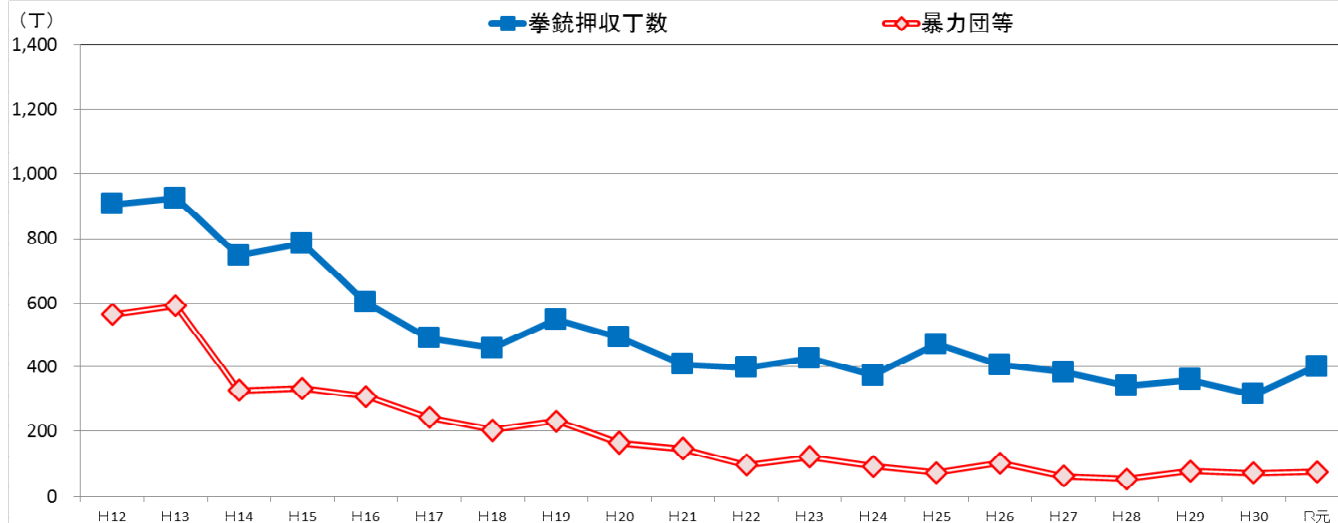
(1) 銃器発砲事件数の推移（平成12～令和元年）



区分	年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
銃器発砲事件数		134	215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40	32	8	27	22	8	13
暴力団等		92	178	112	104	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35	19	8	17	13	4	10

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

(2) 拳銃押収丁数の推移（平成12～令和元年）



区分	年別	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
拳銃押収丁数		903	922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471	406	383	341	360	315	401
暴力団等		564	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74	104	63	54	79	73	77

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

4 銃器事犯の検挙事例

(1) 拳銃発砲事件

【事例】

○ カラオケ店における拳銃使用の殺人事件（令和元年7月、警視庁）

平成31年1月に東京都新宿区内のカラオケ店において知人男性に向けて拳銃を発射し死亡させた事件で、令和元年7月、無職の男（犯行時、住吉会傘下組織組員）を殺人等で逮捕し、拳銃1丁及び実包6個を押収した。

○ インターネットカジノ店における拳銃使用の強盗殺人未遂等事件（平成31年4月、大阪）

平成31年3月に大阪府大阪市内のインターネットカジノ店において同店の従業員と客に向けて拳銃を発射し負傷させた事件で、同年4月、無職の男を強盗殺人未遂等で逮捕し、拳銃1丁、実包3個、打殻薬きょう2個を押収した。

○ 住吉会傘下組織組長らによる拳銃使用の殺人未遂事件（令和元年8月、栃木）

令和元年7月に栃木県栃木市内の飲食店において知人男性に向けて拳銃を発射し負傷させた事件で、同年8月までに、住吉会傘下組織組長ら3人を殺人未遂等で逮捕し、拳銃1丁及び実包3個を押収した。

○ 神戸山口組傘下組織組長による拳銃使用の殺人未遂事件（令和元年12月、兵庫）

令和元年8月に兵庫県神戸市内の路上において六代目山口組傘下組織組員に向けて拳銃を発射し負傷させた事件で、同年12月、神戸山口組傘下組織組長を殺人未遂等で逮捕した。

○ 六代目山口組傘下組織幹部による拳銃使用の殺人事件（令和元年10月、兵庫）

令和元年10月に兵庫県神戸市内の路上において神戸山口組傘下組織組員ら2人に向けて拳銃を発射し死亡させた事件で、同月、六代目山口組傘下組織幹部を殺人未遂等で検挙し、拳銃2丁及び実包11個を押収した。

○ 神戸山口組幹部に対する自動小銃使用の殺人事件（令和元年11月、兵庫・京都）

令和元年11月に兵庫県尼崎市内の路上において神戸山口組幹部に向けて自動小銃を発射し死亡させた事件で、同月、無職の男（元六代目山口組傘下組織組員）を殺人等で逮捕し、自動小銃1丁、拳銃1丁等を押収した。

(2) 拳銃所持事件

【事例】

○ 極東会傘下組織組員らによる拳銃所持事件（平成31年3月、静岡）

民家敷地内の倉庫において拳銃12丁及び実包403個、さらに別の民家において拳銃1丁及び実包9個を押収し、平成31年3月までに、極東会傘下組織組員ら6人を銃刀法違反（拳銃共同所持等）で逮捕した。

○ 二代目東組傘下組織幹部らによる拳銃所持事件（令和元年5月、大阪）

二代目東組傘下組織幹部の自宅において拳銃4丁、実包62個等を押収し、令和元年5月までに、同人ら2人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で検挙した。

○ ガンマニアによる拳銃所持事件（令和元年5月、福岡・兵庫・山形）

自宅において拳銃を密造した男の拳銃部品仕入先であった無職の男の自宅において、拳銃7丁、拳銃部品等を押収し、令和元年5月、同人を銃刀法違反（拳銃所持）で逮捕した。

○ 任侠山口組（絆會）傘下組織幹部らによる拳銃所持事件（令和元年6月、大阪）

不審車両に対する職務質問を実施し、車内から拳銃2丁、実包106個等を押収し、令和元年6月までに、任侠山口組（絆會）傘下組織幹部ら4人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ 墓地の墓石内における拳銃所持事件（令和元年8月、山口）

無職の男が管理する墓地の墓石内に隠匿された拳銃1丁、さらに自宅において実包9個を押収し、令和元年8月までに、同人を銃刀法違反（拳銃所持等）で逮捕した。

○ 恐喝未遂被疑者による拳銃所持事件（令和元年8月、京都・大阪）

恐喝未遂で逮捕した建築業の男の自宅において拳銃3丁及び実包30個を押収し、令和元年8月までに、同人を銃刀法違反（拳銃加重所持）等で逮捕した。

○ 六代目山口組傘下組織組長らによる墓地の墓石内における拳銃所持事件（令和元年9月、福島）

他人が管理する墓地の墓石内に隠匿された拳銃2丁及び実包8個を押収し、令和元年9月、六代目山口組傘下組織組長ら2人を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕した。

○ 東声会会長らによる拳銃所持事件（令和元年11月、警視庁）

東声会傘下組織幹部の自宅において拳銃2丁及び実包57個を押収し、令和元年11月までに、同組織会長ら6人を銃刀法違反（組織的拳銃加重所持等）で逮捕した。

第 3 章：来日外国人犯罪情勢

凡 例

- 本資料中の「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 本資料中の特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 本資料中の「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 本資料中の「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 本資料中の「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 本資料中の在留資格「留学」について、「就学」と「留学」の在留資格が「留学」の在留資格に一本化された平成22年7月1日以前の数値については、「就学」と「留学」を合算している。
- 本資料中の在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 本資料中の「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 本資料中の刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
 - 凶悪犯 ----- 殺人、強盗、放火、強制性交等
 - 粗暴犯 ----- 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - 窃盗犯 ----- 窃盗
 - 知能犯 ----- 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - 風俗犯 ----- 賭博、わいせつ
 - その他の刑法犯 --- 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 本資料中の「入管法違反検挙状況等（第2の2の(4)関係）」の数値は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の2の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の2の(6)関係）」の数値は警察庁（保安課）、「薬物事犯検挙状況（第2の2の(7)関係）」の数値は警察庁（薬物銃器対策課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比率については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢等

来日外国人犯罪は、検挙件数については平成17年を、検挙人員については平成16年をピークにそれぞれ減少傾向が続き、近年はほぼ横ばい状態で推移しているが、特別法犯では、ここ数年、検挙件数・人員とも増加の傾向がみられる。

来日外国人犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に敢行される傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

近年は、SNSで注文を受け付け、海外から偽造在留カードを密輸入したり、国内で製造、密売する入管法違反等事犯や短期滞在の在留資格により来日し、偽造クレジットカードを使用して高級ブランド品等をだまし取り、犯行後は本国に逃げ帰るいわゆるヒット・アンド・アウェイ型の犯罪がみられるほか、指示役の指示により、化粧品等を大量に万引きした実行犯グループが、指定された配送先に盗品を発送するといった組織窃盗事犯も依然多数みられる。

このような情勢に対処するため、警察では、国内外の関係機関との連携を強化し、組織性・悪質性の高い犯罪の徹底検挙、水際対策の推進、国外逃亡被疑者に対する追跡捜査に努めている。また、犯罪組織の基盤に打撃を与えるべく、犯罪を助長し、容易にする不法就労助長や偽造在留カードの密売等、犯罪インフラ事犯の取締りを強化している。

令和元年中の来日外国人犯罪情勢については、

- 総検挙状況をみると、近年の横ばい状態の傾向は続いているものの、前年との比較では、総検挙件数・人員とも増加した。内訳をみると、検挙件数・人員とも、刑法犯は減少している一方、特別法犯は増加している。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙件数・人員ともベトナム及び中国の2か国で全体の50%以上を占めており、いずれもベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員11,655人の国籍等別の内訳は、ベトナム3,365人（構成比率28.9%）中国2,948人（同25.3%）、フィリピン746人（同6.4%）、タイ509人（同4.4%）、ブラジル508人（同4.4%）等となっている。
- 総検挙人員11,655人の在留資格別の内訳は「短期滞在」2,437人（構成比率20.9%）、「留学」2,121人（同18.2%）、「技能実習」2,103人（同18.0%）、「定住者」1,298人（同11.1%）、「日本人の配偶者等」978人（同8.4%）等となっている。
- 刑法犯検挙状況をみると、検挙件数・人員とも減少しており、検挙件数が減少した主な要因としては、ブラジル、韓国等による窃盗犯が減少したことが挙げられる。また、検挙人員が減少した主な要因としては、ベトナムによる窃盗犯が減少したことが挙げられる。
- 特別法犯検挙状況をみると、検挙件数・人員とも増加しており、その主な要因としては、ベトナムによる入管法違反が増加したことが挙げられる。

などの特徴がみられた。

以下、来日外国人犯罪情勢について、その長期的・短期的推移のほか、来日外国人犯罪組織等の動向や犯罪インフラ事犯に関し、令和元年中の事件検挙等を踏まえて概説する。

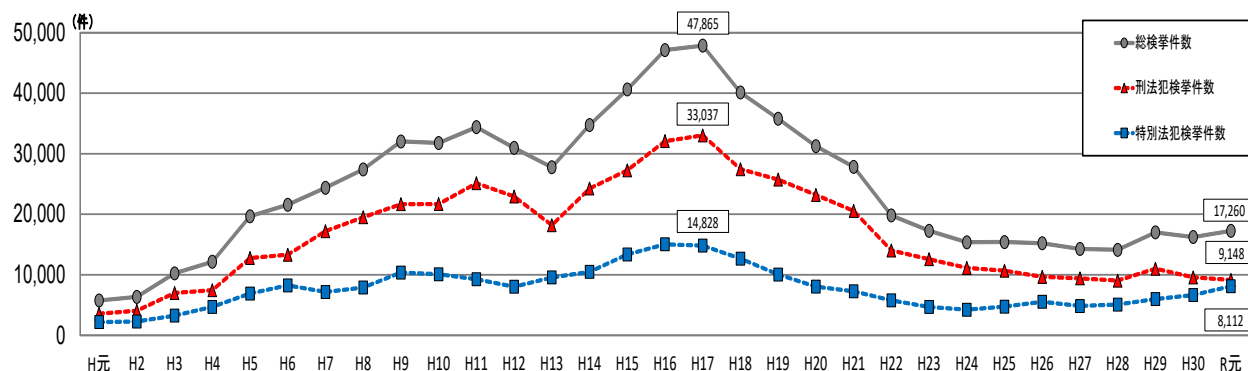
1 令和元年中の検挙状況の概要

(1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙（刑法犯及び特別法犯の検挙をいう。以下同じ。）状況をみると、近年、総検挙件数・人員ともほぼ横ばい状態で推移しているが、令和元年は、前年に比べ、特別法犯の検挙件数・人員が共に増加している（図表3-1）。

図表3-1 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

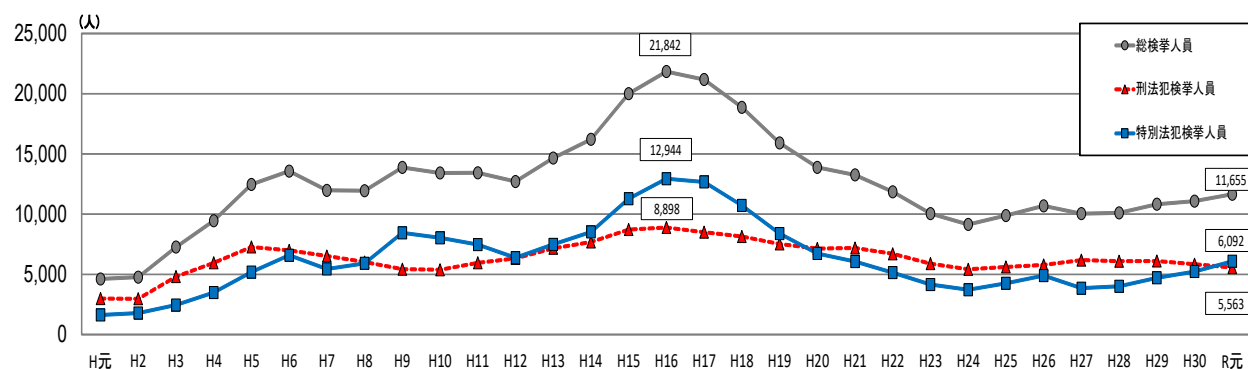


	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 件 数	5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑 法 犯 検 挙 件 数	3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特 別 法 犯 検 挙 件 数	2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 件 数	47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑 法 犯 検 挙 件 数	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特 別 法 犯 検 挙 件 数	15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

	R元	増減数	増減率
総 検 挙 件 数	17,260	1,025	6.3%
刑 法 犯 検 挙 件 数	9,148	-425	-4.4%
特 別 法 犯 検 挙 件 数	8,112	1,450	21.8%

【検挙人員】



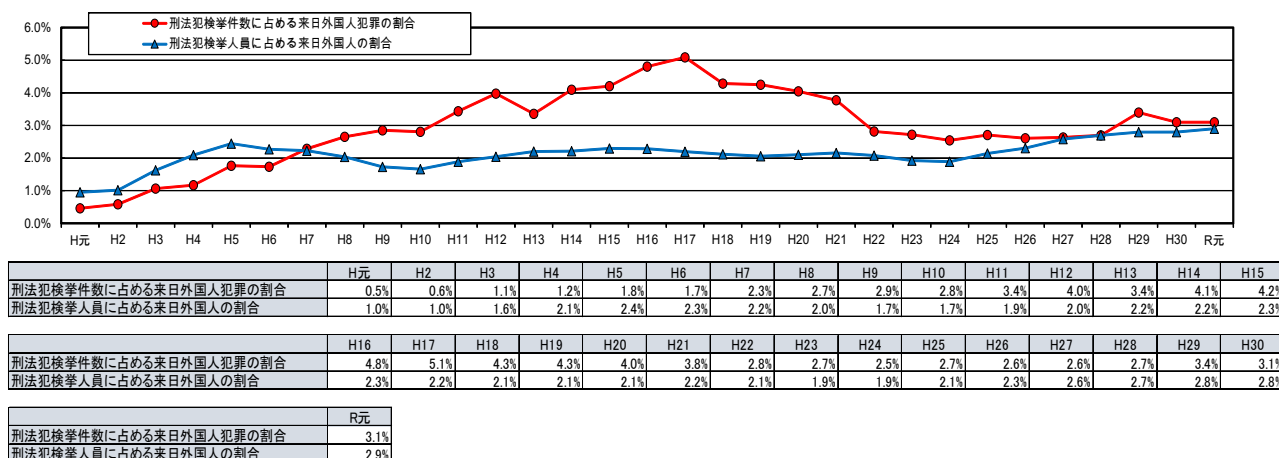
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 人 員	4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑 法 犯 検 挙 人 員	2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特 別 法 犯 検 挙 人 員	1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 人 員	21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑 法 犯 検 挙 人 員	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特 別 法 犯 検 挙 人 員	12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

	R元	増減数	増減率
総 検 挙 人 員	11,655	573	5.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	5,563	-281	-4.8%
特 別 法 犯 検 挙 人 員	6,092	854	16.3%

刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、検挙件数が3.1%、検挙人員が2.9%となっている（図表3-2）。

図表3-2 刑法犯検挙（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合の推移



(2) 国籍等別検挙状況

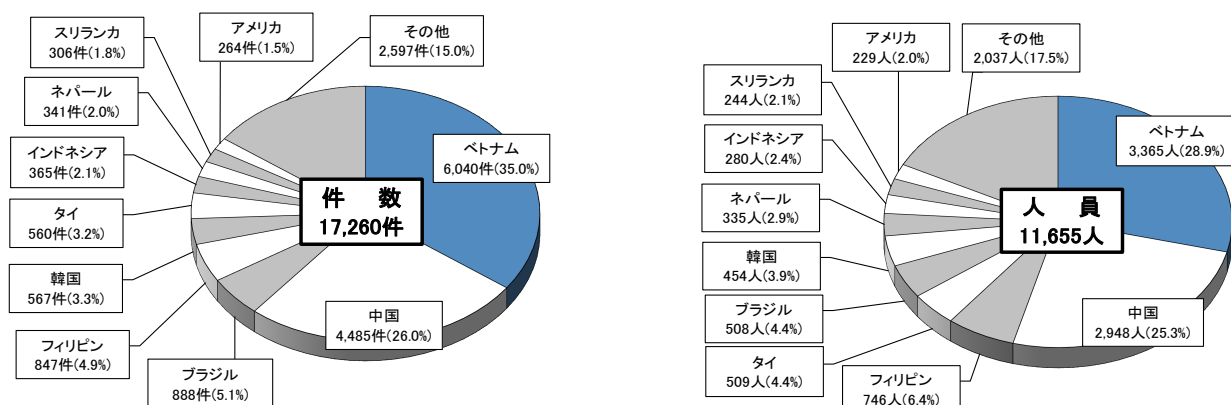
総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-3、3-4、3-5、3-6）。

図表3-3 国籍等別 検挙状況

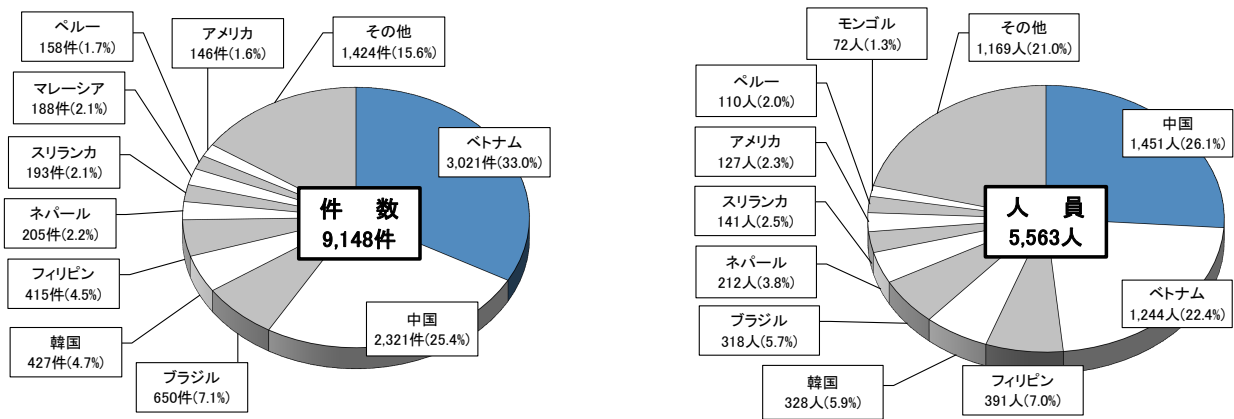
		総検挙件数			構成比率
		刑法犯	特別法犯	数	
総	数	9,148	8,112	17,260	100.0%
ベトナム		3,021	3,019	6,040	35.0%
中国		2,321	2,164	4,485	26.0%
ブラジル		650	238	888	5.1%
フィリピン		415	432	847	4.9%
韓国		427	140	567	3.3%
タイ		86	474	560	3.2%
インドネシア		41	324	365	2.1%
ネパール		205	136	341	2.0%
スリランカ		193	113	306	1.8%
アメリカ		146	118	264	1.5%
その他		1,643	954	2,597	15.0%

		総検挙人員			構成比率
		刑法犯	特別法犯	数	
総	数	5,563	6,092	11,655	100.0%
ベトナム		1,244	2,121	3,365	28.9%
中国		1,451	1,497	2,948	25.3%
フィリピン		391	355	746	6.4%
タイ		63	446	509	4.4%
ブラジル		318	190	508	4.4%
韓国		328	126	454	3.9%
ネパール		212	123	335	2.9%
インドネシア		40	240	280	2.4%
スリランカ		141	103	244	2.1%
アメリカ		127	102	229	2.0%
その他		1,248	789	2,037	17.5%

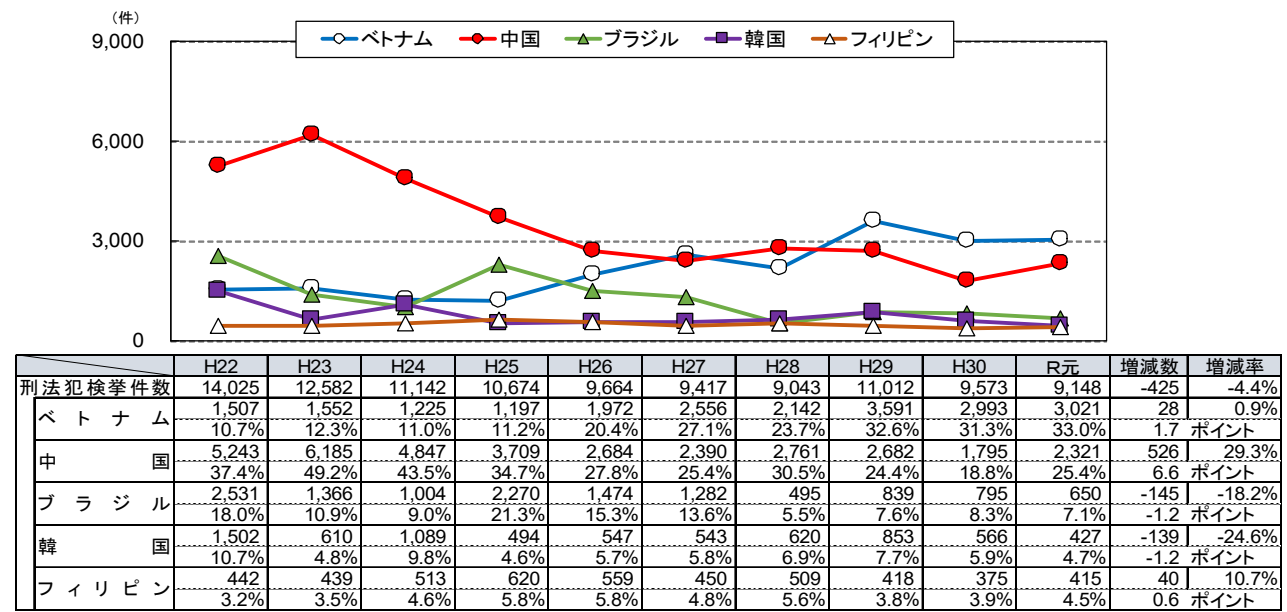
図表3-4 国籍等別 総検挙状況



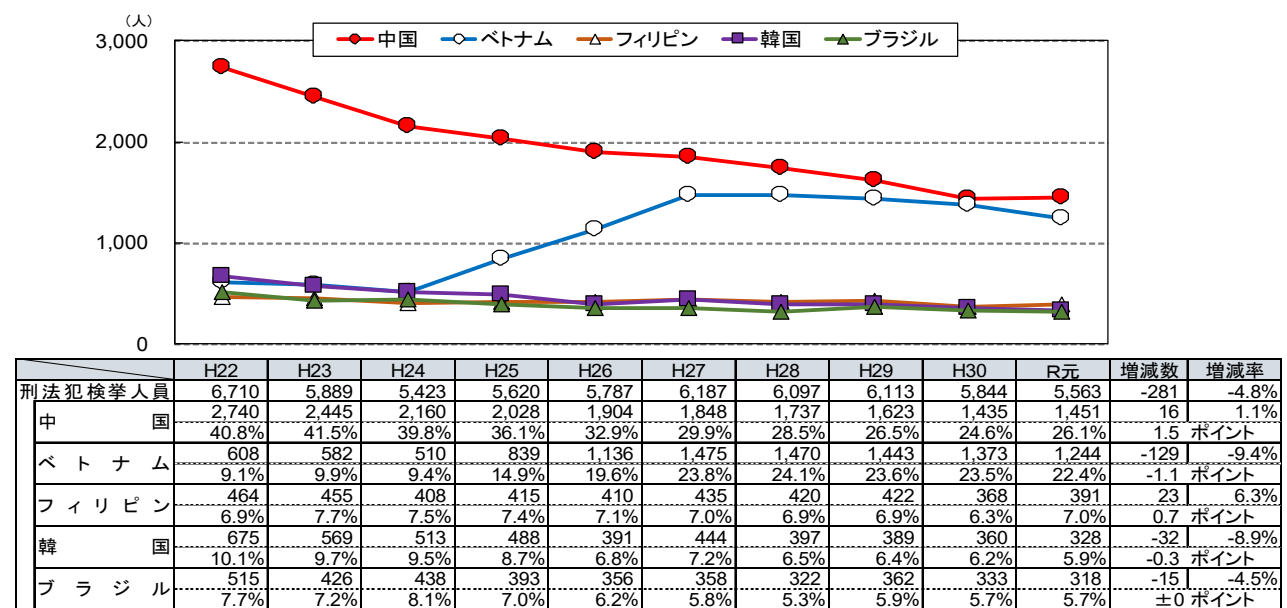
図表 3－5 国籍等別 刑法犯 検挙状況



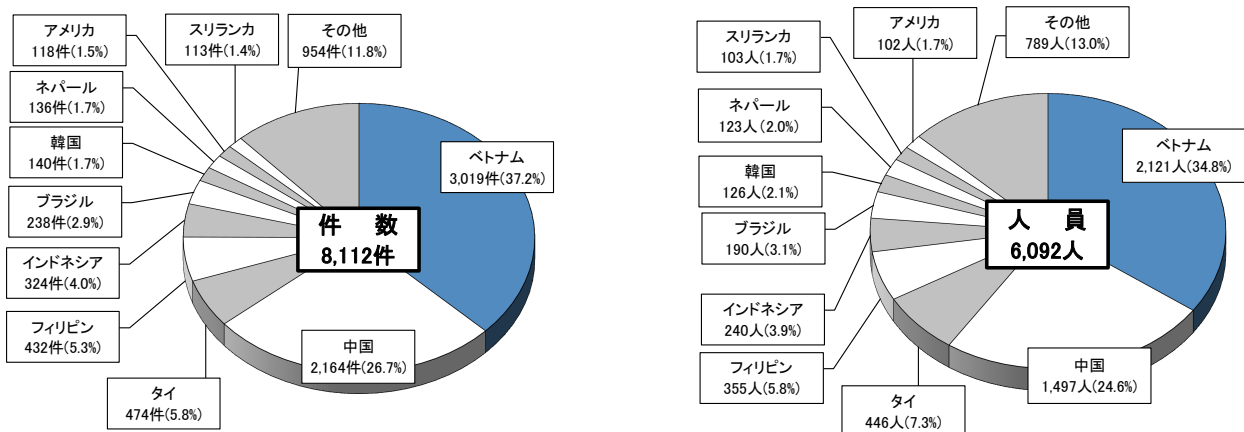
【検挙件数】



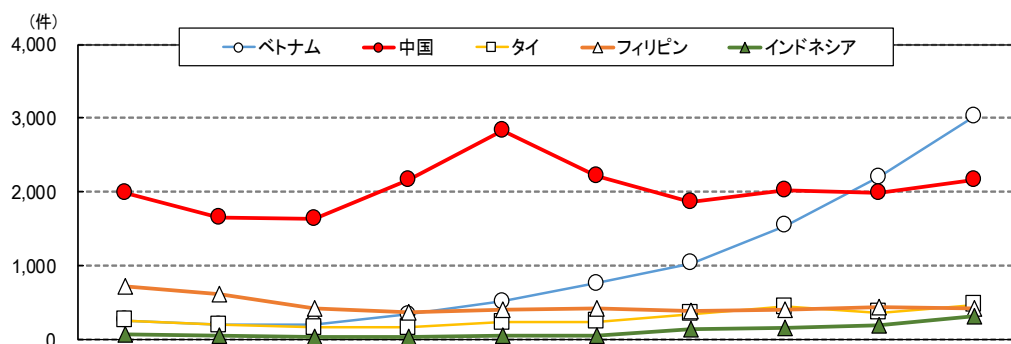
【検挙人員】



図表 3-6 国籍等別 特別法犯 検挙状況

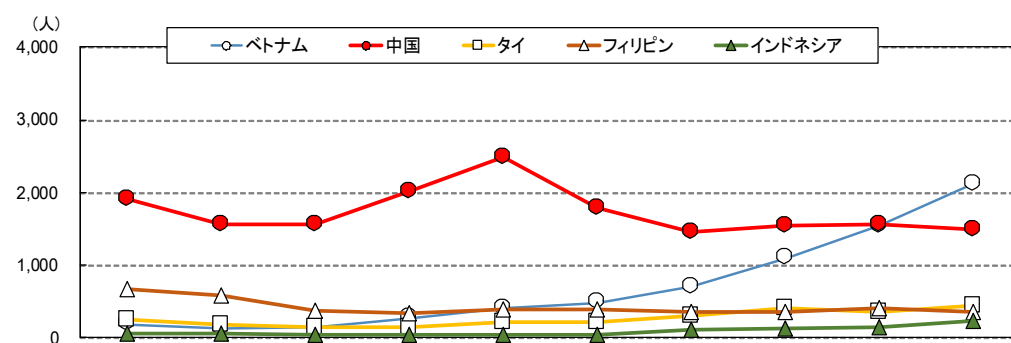


【検挙件数】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
特別法犯検挙件数	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	1,450	21.8%
ベトナム	257	197	205	343	516	759	1,035	1,549	2,206	3,019	813	36.9%
	4.4%	4.2%	4.9%	7.2%	9.3%	15.6%	20.3%	25.8%	33.1%	37.2%	4.1	ポイント
中国	1,988	1,654	1,636	2,167	2,825	2,225	1,859	2,019	1,988	2,164	176	8.9%
	34.4%	35.3%	38.7%	45.7%	50.9%	45.9%	36.5%	33.7%	29.8%	26.7%	-3.1	ポイント
タイ	265	198	168	160	235	246	351	442	364	474	110	30.2%
	4.6%	4.2%	4.0%	3.4%	4.2%	5.1%	6.9%	7.4%	5.5%	5.8%	0.3	ポイント
フィリピン	717	619	425	368	399	416	387	405	446	432	-14	-3.1%
	12.4%	13.2%	10.1%	7.8%	7.2%	8.6%	7.6%	6.8%	6.7%	5.3%	-1.4	ポイント
インドネシア	66	55	38	35	56	58	151	154	188	324	136	72.3%
	1.1%	1.2%	0.9%	0.7%	1.0%	1.2%	3.0%	2.6%	2.8%	4.0%	1.2	ポイント

【検挙人員】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	854	16.3%
ベトナム	191	134	151	279	412	492	709	1,106	1,551	2,121	570	36.8%
	3.7%	3.2%	4.1%	6.5%	8.4%	12.8%	17.7%	23.5%	29.6%	34.8%	5.2	ポイント
中国	1,917	1,565	1,559	2,019	2,478	1,789	1,456	1,536	1,566	1,497	-69	-4.4%
	37.2%	37.6%	41.8%	47.3%	50.6%	46.4%	36.3%	32.6%	29.9%	24.6%	-5.3	ポイント
タイ	253	179	154	140	209	215	307	411	349	446	97	27.8%
	4.9%	4.3%	4.1%	3.3%	4.3%	5.6%	7.7%	8.7%	6.7%	7.3%	0.6	ポイント
フィリピン	664	580	381	345	393	398	352	362	403	355	-48	-11.9%
	12.9%	13.9%	10.2%	8.1%	8.0%	10.3%	8.8%	7.7%	7.7%	5.8%	-1.9	ポイント
インドネシア	58	51	36	33	46	49	117	126	153	240	87	56.9%
	1.1%	1.2%	1.0%	0.8%	0.9%	1.3%	2.9%	2.7%	2.9%	3.9%	1.0	ポイント

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、検挙件数・人員とも、凶悪犯、窃盗犯及び風俗犯が減少している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が57.0%、検挙人員が45.4%と、いずれも前年より減少したものの、依然として最も高い状態が続いている（図表3-7）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反、銃刀法違反及び薬物事犯の検挙件数・人員が増加している。特に、特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が72.7%、検挙人員が70.2%と、いずれも前年より増加し、また、最も高い状態が続いている（図表3-8）。

図表3-7 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

刑法犯					
		H30		R元	
		件数	人員	増減数	増減率
刑法犯	件数	9,573	9,148	-425	-4.4%
	人員	5,844	5,563	-281	-4.8%
凶悪犯	件数	156	147	-9	-5.8%
		構成比率 1.6%	構成比率 1.6%		
	人員	171	157	-14	-8.2%
		構成比率 2.9%	構成比率 2.8%		
粗暴犯	件数	1,176	1,235	59	5.0%
		構成比率 12.3%	構成比率 13.5%		
	人員	1,290	1,342	52	4.0%
		構成比率 22.1%	構成比率 24.1%		
窃盗犯	件数	5,763	5,218	-545	-9.5%
		構成比率 60.2%	構成比率 57.0%		
	人員	2,694	2,528	-166	-6.2%
		構成比率 46.1%	構成比率 45.4%		
知能犯	件数	1,010	1,285	275	27.2%
		構成比率 10.6%	構成比率 14.0%		
	人員	463	457	-6	-1.3%
		構成比率 7.9%	構成比率 8.2%		
風俗犯	件数	183	176	-7	-3.8%
		構成比率 1.9%	構成比率 1.9%		
	人員	153	148	-5	-3.3%
		構成比率 2.6%	構成比率 2.7%		
その他の刑法犯	件数	1,285	1,087	-198	-15.4%
		構成比率 13.4%	構成比率 11.9%		
	人員	1,073	931	-142	-13.2%
		構成比率 18.4%	構成比率 16.7%		

図表3-8 違反法令別 特別法犯 検挙状況

特別法犯					
		H30		R元	
		件数	人員	増減数	増減率
特別法犯	件数	6,662	8,112	1,450	21.8%
	人員	5,238	6,092	854	16.3%
入管法	件数	4,744	5,897	1,153	24.3%
		構成比率 71.2%	構成比率 72.7%		
	人員	3,541	4,279	738	20.8%
		構成比率 67.6%	構成比率 70.2%		
風営適正化法	件数	162	180	18	11.1%
		構成比率 2.4%	構成比率 2.2%		
	人員	224	190	-34	-15.2%
		構成比率 4.3%	構成比率 3.1%		
売春防止法	件数	25	24	-1	-4.0%
		構成比率 0.4%	構成比率 0.3%		
	人員	14	18	4	28.6%
		構成比率 0.3%	構成比率 0.3%		
銃刀法	件数	141	145	4	2.8%
		構成比率 2.1%	構成比率 1.8%		
	人員	125	127	2	1.6%
		構成比率 2.4%	構成比率 2.1%		
薬物事犯	件数	809	890	81	10.0%
		構成比率 12.1%	構成比率 11.0%		
	人員	608	749	141	23.2%
		構成比率 11.6%	構成比率 12.3%		
その他	件数	781	976	195	25.0%
		構成比率 11.7%	構成比率 12.0%		
	人員	726	729	3	0.4%
		構成比率 13.9%	構成比率 12.0%		

(4) 在留資格別検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和元年中は、正規滞在の割合が全体の65.8%、不法滞在の割合が34.2%となっている。平成27年からは不法滞在の割合が上昇傾向にある。

また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「短期滞在」20.9%、「留学」18.2%、「技能実習」18.0%、「定住者」11.1%、「日本人の配偶者等」8.4%となっている（図表3-9）。なお、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」を有する者の検挙はなかった。

図表３－９ 在留資格別検挙人員の推移

			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 検 挙 人 員 合 計 (A)			11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	573	5.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	-281	-4.8%	
	正 規 滞 在 (B)	6,243	5,501	5,102	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	-250	-4.6%	
	不 法 滞 在 (C)	467	388	321	307	283	358	398	399	366	335	-31	-8.5%	
	うち不法残留 (D)	315	278	225	232	227	293	331	338	303	297	-6	-2.0%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	854	16.3%	
	正 規 滞 在 (E)	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	137	6.0%	
	不 法 滞 在 (F)	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	717	24.4%	
	うち不法残留 (G)	2,018	1,365	1,113	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	728	25.7%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (B) + (E)			8,647	7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718	7,988	7,777	7,664	-113	-1.5%
構成比率 (B)+(E) / (A)			72.9%	77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%	73.8%	70.2%	65.8%	-4.4 ポイント	
不 法 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (C) + (F)			3,211	2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391	2,840	3,305	3,991	686	20.8%
構成比率 (C)+(F) / (A)			27.1%	22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%	26.2%	29.8%	34.2%	4.4 ポイント	
うち 不法 残留 の 総 検 挙 人 員 (D)+(G)			2,333	1,643	1,338	1,400	1,630	1,978	2,208	2,660	3,132	3,854	722	23.1%
構成比率 (D)+(G) / (A)			19.7%	16.4%	14.6%	14.2%	15.2%	19.7%	21.8%	24.6%	28.3%	33.1%	4.8 ポイント	
短 期 滞 在 合 計			1,824	1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	346	16.5%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	464	317	367	356	420	474	526	628	721	688	-33	-4.6%	
	正 規 滞 在 (A)	363	254	317	321	373	435	475	587	665	654	-11	-1.7%	
	不 法 残 留 (B)	101	63	50	35	47	39	51	41	56	34	-22	-39.3%	
	小 計	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	379	27.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在 (C)	217	247	224	255	289	187	252	353	395	564	169	42.8%	
	不 法 残 留 (D)	1,143	706	546	444	489	441	635	848	975	1,185	210	21.5%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)			580	501	541	576	662	622	727	940	1,060	1,218	158	14.9%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)			1,244	769	596	479	536	480	686	889	1,031	1,219	188	18.2%
留 学 合 計			1,839	1,740	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	-97	-4.4%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	-151	-12.1%	
	正 規 滞 在 (A)	1,202	1,051	853	1,062	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	-134	-11.7%	
	不 法 残 留 (B)	66	91	61	68	64	112	109	130	102	85	-17	-16.7%	
	小 計	571	598	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	54	5.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在 (C)	327	414	469	778	943	321	381	397	383	372	-11	-2.9%	
	不 法 残 留 (D)	244	184	179	217	259	306	382	441	587	652	65	11.1%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)			1,529	1,465	1,322	1,840	2,153	1,757	1,778	1,670	1,529	1,384	-145	-9.5%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)			310	275	240	285	323	418	491	571	689	737	48	7.0%
技 能 実 習 合 計			—	—	331	643	961	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	310	17.3%
刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	—	—	237	411	507	604	678	736	687	714	27	3.9%	
	正 規 滞 在 (A)	—	—	218	384	453	524	562	623	604	592	-12	-2.0%	
	不 法 残 留 (B)	—	—	19	27	54	80	116	113	83	122	39	47.0%	
	小 計	—	—	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	283	25.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在 (C)	—	—	50	54	133	135	117	146	213	221	8	3.8%	
	不 法 残 留 (D)	—	—	44	178	321	613	592	760	893	1,168	275	30.8%	
正 規 滞 在 の 総 検 挙 人 員 (A) + (C)			—	—	268	438	586	659	679	769	817	813	-4	-0.5%
不 法 残 留 の 総 検 挙 人 員 (B) + (D)			—	—	63	205	375	693	708	873	976	1,290	314	32.2%
定 住 者 合 計			1,855	1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	-36	-2.7%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	-45	-4.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	431	416	406	391	420	353	374	419	357	366	9	2.5%	
日 本 人 の 配 偶 者 等 合 計			2,237	1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	978	-40	-3.9%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	-3	-0.4%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	940	745	674	611	664	488	391	366	337	300	-37	-11.0%	
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務 合 計			481	429	438	528	586	491	437	508	531	580	49	9.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	326	294	277	274	307	328	296	345	350	384	34	9.7%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	155	135	161	254	279	163	141	163	181	196	15	8.3%	
技 能 合 計			188	380	390	393	447	343	387	341	303	352	49	16.2%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	151	303	312	300	311	268	289	270	252	261	9	3.6%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	37	77	78	93	136	75	98	71	51	91	40	78.4%	
特 定 活 動 合 計			425	211	124	188	158	173	251	388	468	351	-117	-25.0%
刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	357	163	101	124	93	138	188	242	304	246	-58	-19.1%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	68	48	23	64	65	35	63	146	164	105	-59	-36.0%	

※ 総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について、検挙時の在留資格の状態別(正規滞在、不法滞在(うち不法残留))に計上した数。

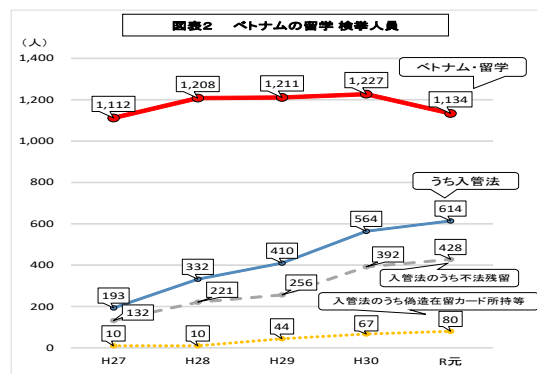
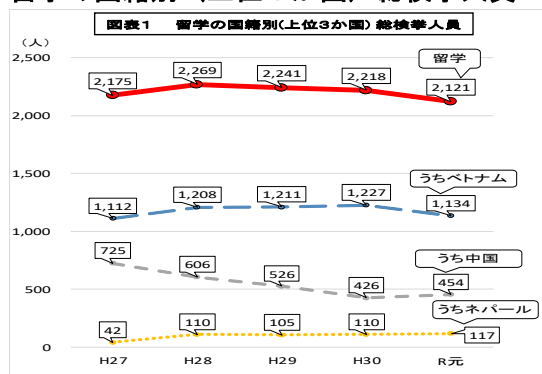
※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したもの。

★ トピックスⅣ

留学生・技能実習生の検挙状況

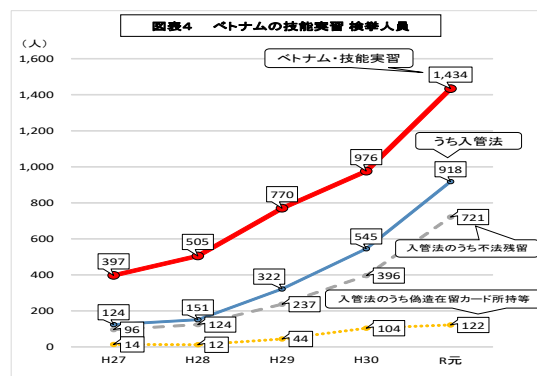
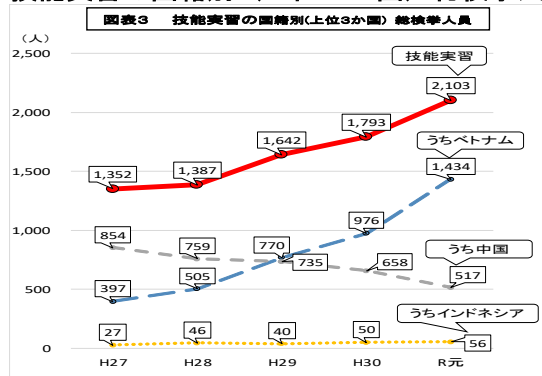
留学生や技能実習生の失踪、不法残留等が社会問題となっている現状を踏まえ、検挙された外国人のうち留学又は技能実習の在留資格を有する者に着目して分析した。その結果、ベトナム人の留学生や技能実習生について、不法残留で検挙された人員が右肩上がり増加していることが明らかになった。不法残留者は、その多くが不法就労に従事しているとみられることから、引き続き、動向を注視していく必要がある。

○ 留学の国籍別（上位3か国）総検挙人員



- 過去5年の留学の総検挙人員はわずかな増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向で推移しており、令和元年は前年比で97人（4.4%）減少している。
- 留学の検挙人員を国籍別にみると、令和元年はベトナムが最も多く、次いで中国、ネパールとなっている。
- 検挙人員が最多のベトナム人留学生について、包括罪種別・違反法令別にみると、入管法違反が最も多く、入管法違反の中では不法残留が最も多くなっており、平成27年のベトナム人留学生の検挙人員に占める不法残留の検挙人員の割合が11.9%のところ、令和元年は37.7%と25.8ポイント上昇し、不法残留の検挙人員は5年間で296人（224.2%）増加している。また、偽造在留カード所持等の検挙人員については、ベトナム人留学生の検挙人員に占める割合は必ずしも高くないものの、5年間で8倍に増加している（図表1・2）。

○ 技能実習の国籍別（上位3か国）総検挙人員



- 過去5年の技能実習の総検挙人員は増加傾向で推移しており、令和元年は前年比で310人（17.3%）増加している。
- 技能実習の検挙人員を国籍別にみると、令和元年はベトナムが最も多く、次いで中国、インドネシアとなっている。
- 検挙人員が最多のベトナム人技能実習生について、包括罪種別・違反法令別にみると、留学と同様、入管法違反が最も多く、入管法違反の中では不法残留が最も多くなっており、平成27年のベトナム人技能実習生の検挙人員に占める不法残留の検挙人員は24.2%のところ、令和元年は50.3%と26.1ポイント上昇し、不法残留の検挙人員は5年間で625人（651.0%）増加している。また、偽造在留カード所持等の検挙人員については、ベトナム人技能実習生の検挙人員に占める割合は必ずしも高くないものの、5年間で約8.7倍に増加している（図表3・4）。

※ 検挙人員は、正規滞在と不法滞在を合算した数。

第2 統計からみる来日外国人犯罪の検挙状況

1 刑法犯検挙状況

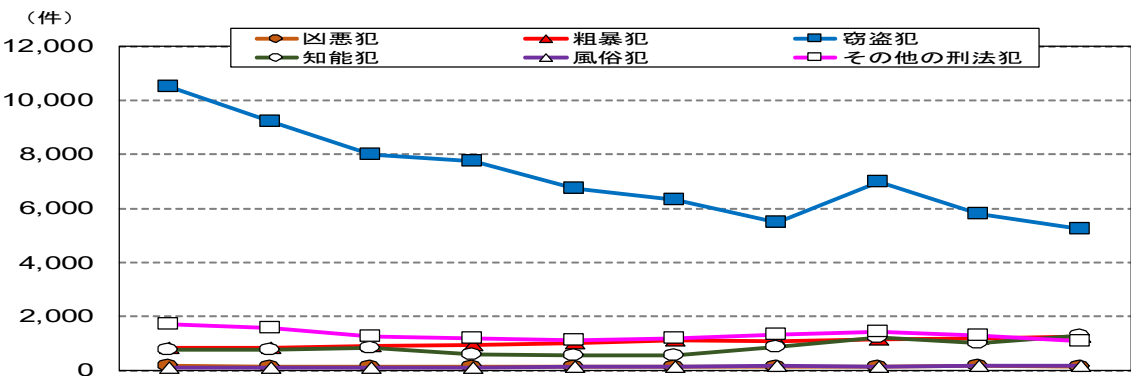
(1) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、近年、検挙件数・人員とも、ほぼ横ばい状態で推移しているところ、令和元年は、前年に比べ、粗暴犯は検挙件数・人員ともわずかに増加している一方、凶悪犯、窃盗犯及び風俗犯は検挙件数・人員とも減少している（図表3-10）。

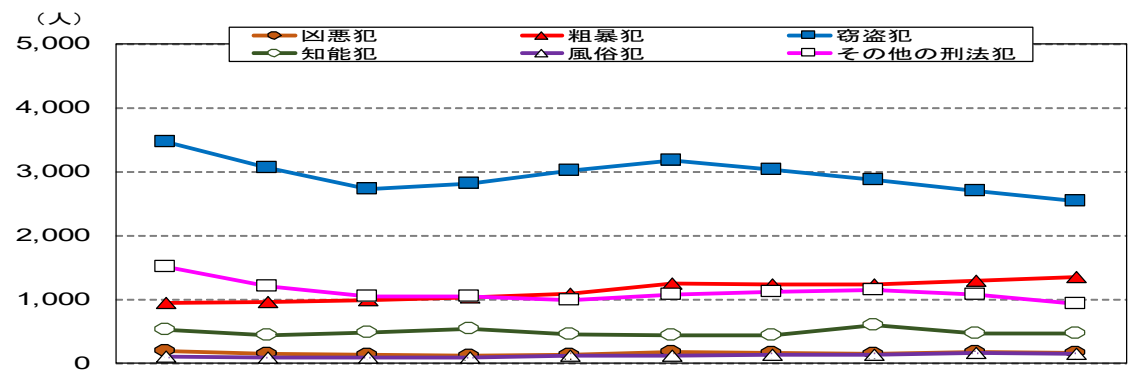
図表3-10 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
刑法犯件数	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	-425	-4.4%
凶悪犯	168	138	130	128	133	142	146	138	156	147	-9	-5.8%
粗暴犯	846	829	884	920	990	1,094	1,081	1,152	1,176	1,235	59	5.0%
窃盗犯	10,474	9,210	7,969	7,744	6,716	6,303	5,452	6,955	5,763	5,218	-545	-9.5%
知能犯	747	771	819	595	566	565	865	1,214	1,010	1,285	275	27.2%
風俗犯	96	88	103	97	137	121	169	134	183	176	-7	-3.8%
その他の刑法犯	1,694	1,546	1,237	1,190	1,122	1,192	1,330	1,419	1,285	1,087	-198	-15.4%

【検挙人員】



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
刑法犯人員	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	-281	-4.8%
凶悪犯	191	147	133	120	131	167	161	147	171	157	-14	-8.2%
粗暴犯	938	960	978	1,033	1,082	1,238	1,225	1,233	1,290	1,342	52	4.0%
窃盗犯	3,457	3,060	2,721	2,812	3,012	3,168	3,030	2,868	2,694	2,528	-166	-6.2%
知能犯	522	432	470	539	454	429	437	598	463	457	-6	-1.3%
風俗犯	103	84	83	81	122	120	127	131	153	148	-5	-3.3%
その他の刑法犯	1,499	1,206	1,038	1,035	986	1,065	1,117	1,136	1,073	931	-142	-13.2%

イ 財産犯被害状況

令和元年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約20億円に上り、このうち約11億円（構成比率55.1％）が窃盗犯被害、約8億8,000万円（同44.2％）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約4億2,000万円（同21.1％）、乗り物盗被害が約2億6,000万円（同13.2％）となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約8億7,000万円（同43.7％）となっている。

(2) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯はベトナム及び中国、粗暴犯及び知能犯は中国、窃盗犯はベトナムが多くを占めている（図表3－11）。

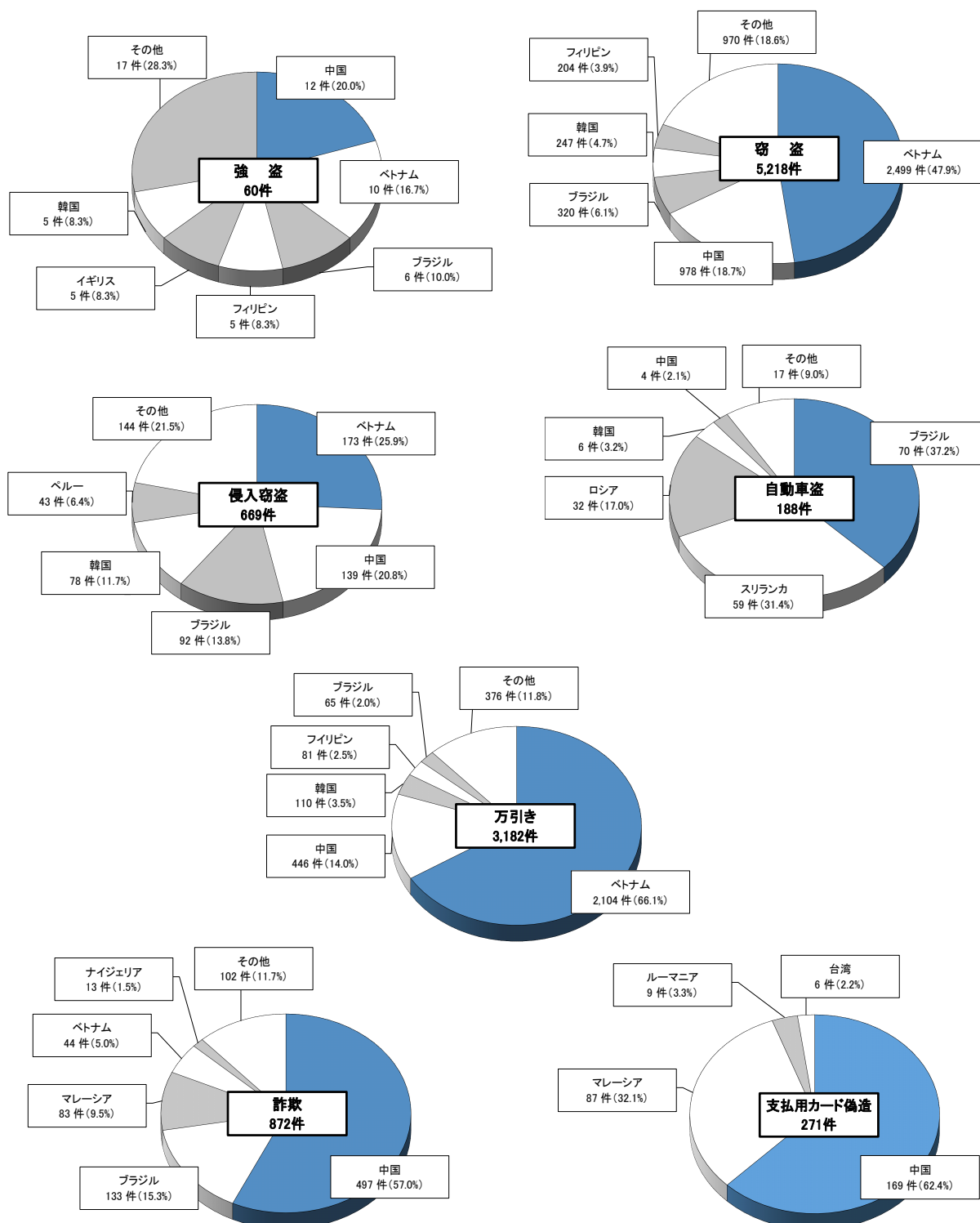
図表3－11 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

		総 数			うちベトナム			うち中国			うちブラジル			うち韓国			うちフィリピン		
		H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数
刑 法 犯	件数	9,573	9,148	-425	2,993	3,021	28	1,795	2,321	526	795	650	-145	566	427	-139	375	415	40
	人員	5,844	5,563	-281	1,373	1,244	-129	1,435	1,451	16	333	318	-15	360	328	-32	368	391	23
凶 悪 犯	件数	156	147	-9	30	31	1	41	31	-10	15	11	-4	7	7	0	6	13	7
	人員	171	157	-14	27	31	4	47	37	-10	16	14	-2	8	10	2	5	13	8
殺 人	件数	41	45	4	10	17	7	15	15	0	1	1	0	2	0	-2	2	1	-1
	人員	38	48	10	10	19	9	13	16	3	1	1	0	2	0	-2	3	2	-1
強 盗	件数	71	60	-11	20	10	-10	16	12	-4	11	6	-5	2	5	3	1	5	4
	人員	95	70	-25	16	9	-7	26	17	-9	12	10	-2	3	7	4	1	4	3
放 火	件数	5	6	1	0	0	0	3	1	-2	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	人員	4	5	1	0	0	0	2	0	-2	0	0	0	1	2	1	0	1	1
強 制 性 交 等	件数	39	36	-3	0	4	4	7	3	-4	3	4	1	2	1	-1	3	6	3
	人員	34	34	0	1	3	2	6	4	-2	3	3	0	2	1	-1	1	6	5
粗 暴 犯	件数	1,176	1,235	59	85	108	23	278	299	21	106	123	17	114	92	-22	98	113	15
	人員	1,290	1,342	52	99	110	11	335	324	-11	111	133	22	112	100	-12	116	136	20
窃 盗 犯	件数	5,763	5,218	-545	2,428	2,499	71	853	978	125	573	320	-253	348	247	-101	163	204	41
	人員	2,694	2,528	-166	888	787	-101	685	656	-29	138	122	-16	168	156	-12	133	155	22
侵 入 窃 盗	件数	1,060	669	-391	404	173	-231	73	139	66	99	92	-7	163	78	-85	17	10	-7
	人員	147	136	-11	30	26	-4	23	22	-1	22	21	-1	9	16	7	8	9	1
う ち 住宅対象	件数	763	428	-335	281	136	-145	61	68	7	46	9	-37	138	63	-75	13	9	-4
	人員	78	62	-16	21	11	-10	13	12	-1	14	6	-8	5	12	7	5	5	0
非 侵 入 窃 盗	件数	4,025	4,154	129	1,962	2,265	303	753	805	52	282	146	-136	165	153	-12	122	179	57
	人員	2,299	2,157	-142	803	701	-102	638	599	-39	86	86	0	142	129	-13	105	127	22
う ち 万 引 き	件数	2,994	3,182	188	1,793	2,104	311	486	446	-40	79	65	-14	120	110	-10	79	81	2
	人員	1,804	1,609	-195	696	570	-126	468	413	-55	59	63	4	113	102	-11	81	84	3
乗 り 物 盗	件数	678	395	-283	62	61	-1	27	34	7	192	82	-110	20	16	-4	24	15	-9
	人員	248	235	-13	55	60	5	24	35	11	30	15	-15	17	11	-6	20	19	-1
う ち 自動車盗	件数	441	188	-253	1	0	-1	1	4	3	167	70	-97	1	6	5	2	1	-1
	人員	34	29	-5	1	0	-1	0	4	4	6	4	-2	0	0	0	2	1	-1
知 能 犯	件数	1,010	1,285	275	88	84	-4	339	719	380	17	140	123	34	17	-17	37	23	-14
	人員	463	457	-6	68	59	-9	148	208	60	13	5	-8	21	14	-7	50	26	-24
風 俗 犯	件数	183	176	-7	19	29	10	48	27	-21	8	13	5	8	5	-3	8	11	3
	人員	153	148	-5	12	21	9	33	27	-6	7	11	4	7	3	-4	7	9	2
そ の 他 の 刑 法 犯	件数	1,285	1,087	-198	343	270	-73	236	267	31	76	43	-33	55	59	4	63	51	-12
	人員	1,073	931	-142	279	236	-43	187	199	12	48	33	-15	44	45	1	57	52	-5

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗及び窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗はベトナム、中国及びブラジル、自動車盗はブラジル、スリランカ及びロシア、万引きはベトナム及び中国が高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺は中国及びブラジル、支払用カード偽造は中国及びマレーシアが高い割合を占めている（図表3-12）。

図表3-12 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数

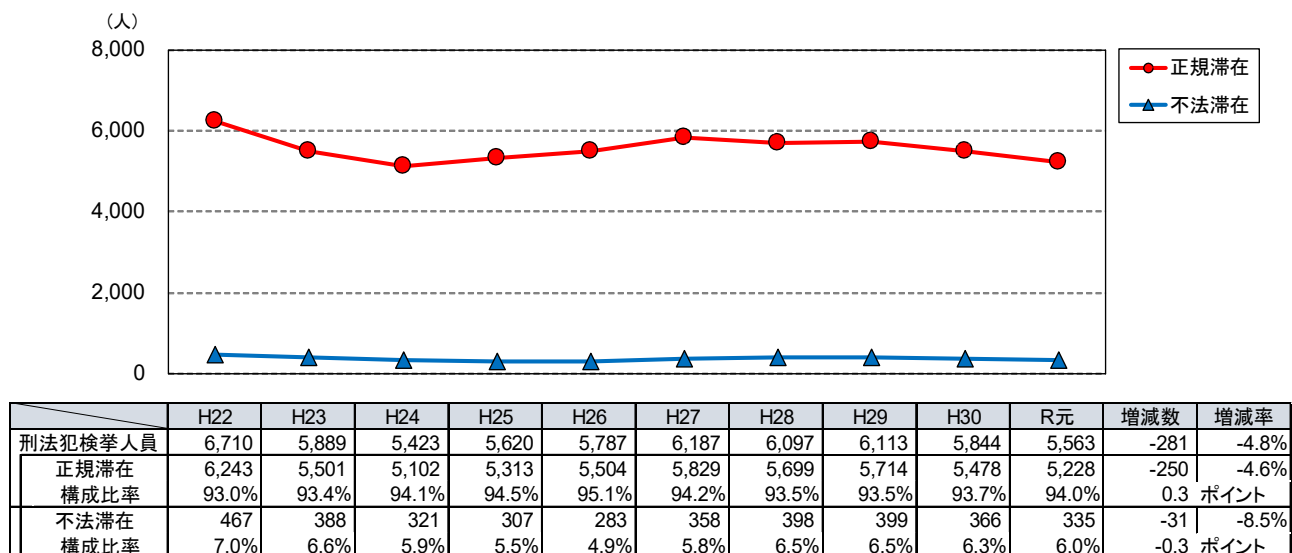


(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

刑法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、過去10年間、正規滞在の割合が9割以上を占め、ほぼ横ばい状態で推移している（図表3-13）。

図表3-13 正規滞在・不法滞在別 刑法犯検挙人員の推移



イ 包括罪種等別・在留資格別検挙状況

包括罪種等別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、いずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を上回っている（図表3-14）。

図表3-14 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	凶悪犯	殺人	強盗	うち 侵入強盗	放火	強制性交等	粗暴犯	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
刑法犯人員	5,563	157	48	70	14	5	34	1,342	2,528	136	457	148	931
正規滞在	5,228	145	39	67	12	5	34	1,313	2,309	118	416	140	905
構成比率	94.0%	92.4%	81.3%	95.7%	85.7%	100.0%	100.0%	97.8%	91.3%	86.8%	91.0%	94.6%	97.2%
短期滞在	654	15	4	7	0	2	2	79	330	30	96	9	125
技能実習	592	22	11	7	0	0	4	58	409	12	26	6	71
興行	11	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	5
留学	1,012	25	8	9	1	1	7	166	408	9	99	27	287
研修	19	1	0	0	0	0	1	3	13	0	0	0	2
日本人の配偶者等	678	16	1	9	1	2	4	275	229	11	67	21	70
定住者	932	28	5	18	10	0	5	350	375	39	48	22	109
その他	1,330	38	10	17	0	0	11	379	542	17	80	55	236
不法滞在	335	12	9	3	2	0	0	29	219	18	41	8	26
構成比率	6.0%	7.6%	18.8%	4.3%	14.3%	0.0%	0.0%	2.2%	8.7%	13.2%	9.0%	5.4%	2.8%
不法入国・上陸	7	1	1	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1
不法在留	31	1	0	1	1	0	0	4	19	1	4	0	3
不法残留	297	10	8	2	1	0	0	23	198	17	36	8	22
短期滞在	34	3	3	0	0	0	0	7	18	3	4	1	1
技能実習	122	4	3	1	0	0	0	3	93	3	12	1	9
興行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留学	85	3	2	1	1	0	0	3	60	5	8	3	8
研修	8	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	1
その他	48	0	0	0	0	0	0	10	21	4	11	3	3

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表３－１５ 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位５か国の推移）

【短期滞在】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	464	317	367	356	420	474	526	628	721	688	-33	-4.6%
中 国	71	74	82	85	91	107	104	125	193	180	-13	-6.7%
韓 国	107	58	73	62	51	82	70	75	72	73	1	1.4%
マレーシア	2	2	0	1	4	7	4	83	88	65	-23	-26.1%
アメリカ	29	19	20	23	28	23	49	31	50	46	-4	-8.0%
台湾	25	11	11	16	27	31	32	47	30	30	0	0.0%
その他	230	153	181	169	219	224	267	267	288	294	6	2.1%

【留学】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	1,268	1,142	914	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	-151	-12.1%
ベトナム	71	90	104	365	641	888	794	690	564	421	-143	-25.4%
中 国	841	778	610	530	407	379	356	334	255	309	54	21.2%
ネパール	14	21	12	24	20	35	91	75	90	80	-10	-11.1%
スリランカ	12	19	16	6	11	27	32	74	103	75	-28	-27.2%
韓 国	147	114	81	74	44	52	44	37	51	36	-15	-29.4%
その他	183	120	91	131	151	167	189	193	185	176	-9	-4.9%

【技能実習】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	—	—	237	411	507	604	678	736	687	714	27	3.9%
ベトナム	—	—	85	158	181	253	328	398	380	450	70	18.4%
中 国	—	—	130	219	278	300	295	263	245	203	-42	-17.1%
フィリピン	—	—	4	3	2	2	10	17	11	15	4	36.4%
インドネシア	—	—	2	1	1	8	15	17	20	15	-5	-25.0%
モンゴル	—	—	6	16	19	14	9	14	4	7	3	75.0%
その他	—	—	10	14	26	27	21	27	27	24	-3	-11.1%

【定住者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	1,424	1,335	1,252	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	-45	-4.6%
ブラジル	384	333	338	311	282	282	238	294	263	238	-25	-9.5%
フィリピン	192	240	203	209	228	225	226	219	193	198	5	2.6%
中 国	189	175	171	174	127	142	142	125	120	113	-7	-5.8%
ベ ルー	214	176	139	150	145	153	119	105	99	87	-12	-12.1%
韓 国	134	142	122	106	112	113	98	109	66	67	1	1.5%
その他	311	269	279	277	304	292	264	241	236	229	-7	-3.0%

【日本人の配偶者等】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	1,297	1,211	1,088	1,008	977	928	889	731	681	678	-3	-0.4%
中 国	479	443	420	353	346	306	277	202	165	172	7	4.2%
フィリピン	177	129	144	153	132	163	139	117	104	120	16	15.4%
韓 国	118	149	127	121	102	88	97	80	79	65	-14	-17.7%
ブラジル	90	70	69	53	53	52	57	41	50	57	7	14.0%
アメリカ	36	61	39	37	52	35	48	42	29	35	6	20.7%
その他	397	359	289	291	292	284	271	249	254	229	-25	-9.8%

【技術・人文知識・国際業務】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	326	294	277	274	307	328	296	345	350	384	34	9.7%
中 国	154	153	135	143	148	147	124	149	130	123	-7	-5.4%
ベトナム	19	12	15	14	21	26	30	45	65	84	19	29.2%
韓 国	46	35	28	25	31	40	28	30	26	41	15	57.7%
アメリカ	19	26	21	18	13	19	28	19	11	20	9	81.8%
ネパール	4	1	7	2	5	6	11	4	11	16	5	45.5%
その他	84	67	71	72	89	90	75	98	107	100	-7	-6.5%

【技能】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	151	303	312	300	311	268	289	270	252	261	9	3.6%
中 国	95	186	180	166	186	151	140	137	91	108	17	18.7%
ベトナム	8	69	56	68	58	60	64	54	59	73	14	23.7%
ネパール	8	17	20	16	20	25	33	26	42	39	-3	-7.1%
インド	8	6	16	17	13	11	18	17	11	12	1	9.1%
タイ	1	3	1	2	6	2	3	1	4	3	-1	-25.0%
その他	31	22	39	31	28	19	31	35	45	26	-19	-42.2%

※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したもの。

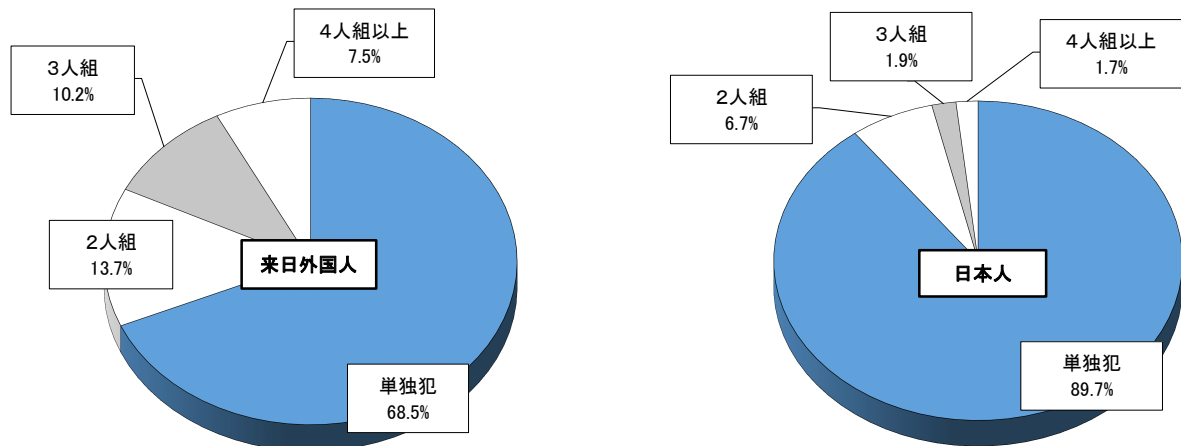
※ 「短期滞在」、「留学」及び「技能実習」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※ 「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 共犯事件検挙状況

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別にみると、日本人は10.3%、来日外国人は31.5%と日本人の約3.1倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別にみると、2人組は13.7%、3人組は10.2%、4人組以上は7.5%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では、日本人は16.4%、来日外国人は78.0%と日本人の約4.8倍となっている（図表3-16、3-17）。

図表3-16 刑法犯の共犯形態別 構成比率



※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

図表3-17 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	総数	来日外国人					総数	日本人				
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上
刑法犯件数	9,148	6,270	2,878	1,256	936	686	269,795	242,011	27,784	17,947	5,147	4,690
	構成比率	68.5%	31.5%	13.7%	10.2%	7.5%	構成比率	89.7%	10.3%	6.7%	1.9%	1.7%
凶悪犯	147	132	15	7	3	5	3,825	3,491	334	166	88	80
	構成比率	89.8%	10.2%	4.8%	2.0%	3.4%	構成比率	91.3%	8.7%	4.3%	2.3%	2.1%
うち強盗	60	47	13	6	3	4	1,207	983	224	88	66	70
	構成比率	78.3%	21.7%	10.0%	5.0%	6.7%	構成比率	81.4%	18.6%	7.3%	5.5%	5.8%
窃盗犯	5,218	3,233	1,985	842	702	441	164,861	148,048	16,813	11,269	3,277	2,267
	構成比率	62.0%	38.0%	16.1%	13.5%	8.5%	構成比率	89.8%	10.2%	6.8%	2.0%	1.4%
うち侵入窃盗	669	231	438	207	142	89	35,029	28,995	6,034	4,306	1,290	438
	構成比率	34.5%	65.5%	30.9%	21.2%	13.3%	構成比率	82.8%	17.2%	12.3%	3.7%	1.3%
うち住宅対象	428	94	334	144	109	81	15,760	13,172	2,588	1,906	562	120
	構成比率	22.0%	78.0%	33.6%	25.5%	18.9%	構成比率	83.6%	16.4%	12.1%	3.6%	0.8%
うち車上ねらい	144	64	80	8	30	42	9,860	8,782	1,078	699	280	99
	構成比率	44.4%	55.6%	5.6%	20.8%	29.2%	構成比率	89.1%	10.9%	7.1%	2.8%	1.0%
うち引き	3,182	2,010	1,172	444	453	275	60,897	59,026	1,871	1,511	279	81
	構成比率	63.2%	36.8%	14.0%	14.2%	8.6%	構成比率	96.9%	3.1%	2.5%	0.5%	0.1%
うち自動車盗	188	74	114	71	37	6	3,222	2,008	1,214	844	196	174
	構成比率	39.4%	60.6%	37.8%	19.7%	3.2%	構成比率	62.3%	37.7%	26.2%	6.1%	5.4%
その他	3,783	2,905	878	407	231	240	101,109	90,472	10,637	6,512	1,782	2,343
	構成比率	76.8%	23.2%	10.8%	6.1%	6.3%	構成比率	89.5%	10.5%	6.4%	1.8%	2.3%

※ 来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。

2 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、近年、検挙件数・人員とも増加傾向が継続しており、これを違反法令別にみると、要因として、入管法違反の増加が挙げられる。(図表3-18)。

図表3-18 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
特 別 法 犯	件数	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	1,450	21.8%
	人員	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	854	16.3%
	入 管 法	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	1,153	24.3%
	人員	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	738	20.8%
	風 営 適 正 化 法	327	261	228	192	241	239	190	153	162	180	18	11.1%
	人員	517	421	307	299	289	277	220	211	224	190	-34	-15.2%
	売 春 防 止 法	144	79	101	94	86	64	49	30	25	24	-1	-4.0%
	人員	90	63	68	50	51	40	36	18	14	18	4	28.6%
	銃 刀 法	80	94	95	88	98	123	135	143	141	145	4	2.8%
	人員	68	76	76	83	80	99	116	120	125	127	2	1.6%
薬 物 事 犯	件数	738	698	600	513	527	560	641	838	809	890	81	10.0%
	人員	538	497	436	411	427	410	465	617	608	749	141	23.2%
そ の 他	件数	823	739	766	626	744	710	732	838	781	976	195	25.0%
	人員	746	667	673	596	681	638	655	749	726	729	3	0.4%

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、検挙件数・人員とも、ベトナムによる入管法違反が大きく増加している一方、中国による入管法違反は減少している(図表3-19)。

図表3-19 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

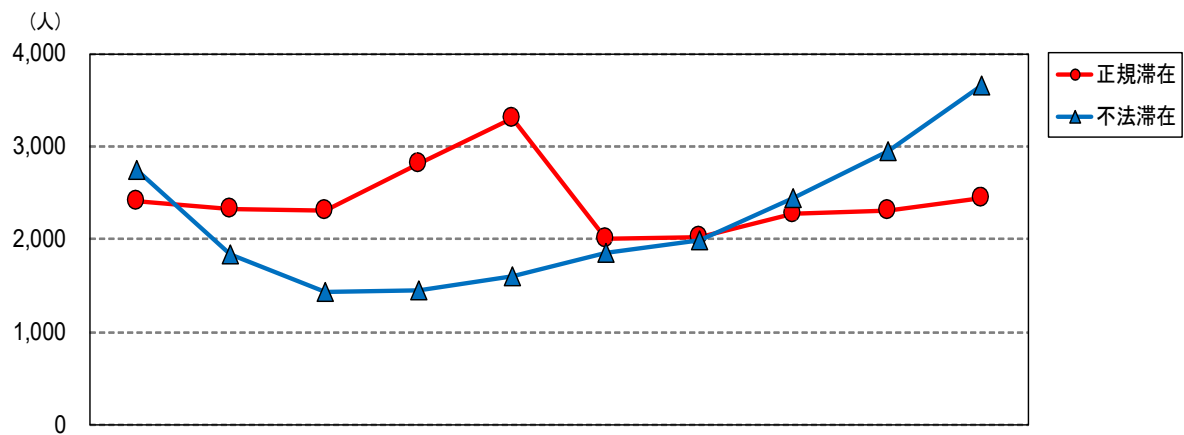
		総 数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			うちフィリピン			うちインドネシア		
		H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数	H30	R元	増減数
特 別 法 犯	件数	6,662	8,112	1,450	2,206	3,019	813	1,988	2,164	176	364	474	110	446	432	-14	188	324	136
	人員	5,238	6,092	854	1,551	2,121	570	1,566	1,497	-69	349	446	97	403	355	-48	153	240	87
	入 管 法	4,744	5,897	1,153	1,965	2,721	756	1,517	1,493	-24	306	365	59	290	308	18	175	308	133
	人員	3,541	4,279	738	1,336	1,869	533	1,096	1,068	-28	282	302	20	271	254	-17	138	217	79
	風 営 適 正 化 法	162	180	18	2	2	0	123	132	9	6	17	11	10	5	-5	0	0	0
	人員	224	190	-34	5	1	-4	160	123	-37	19	35	16	11	7	-4	0	0	0
	売 春 防 止 法	25	24	-1	0	0	0	14	15	1	4	2	-2	1	0	-1	0	0	0
	人員	14	18	4	0	0	0	7	13	6	5	3	-2	1	0	-1	0	0	0
	銃 刀 法	141	145	4	28	32	4	48	43	-5	4	2	-2	7	3	-4	5	2	-3
	人員	125	127	2	26	28	2	43	37	-6	4	1	-3	7	3	-4	4	2	-2
薬 物 事 犯	件数	809	890	81	75	93	18	34	32	-2	37	69	32	95	81	-14	1	5	4
	人員	608	749	141	53	61	8	26	28	2	31	88	57	71	63	-8	0	11	11
そ の 他	件数	781	976	195	136	171	35	252	449	197	7	19	12	43	35	-8	7	9	2
	人員	726	729	3	131	162	31	234	228	-6	8	17	9	42	28	-14	11	10	-1

(3) 在留資格別検挙状況

ア 正規滞在・不法滞在別検挙状況

特別法犯検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、平成29年に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回って以降、不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回っている(図表3-20)。

図表 3-20 正規滞在・不法滞在別 特別法犯検挙人員の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
特別法犯検挙人員	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	854	16.3%
正規滞在	2,404	2,328	2,303	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	137	6.0%
構成比率	46.7%	56.0%	61.8%	66.0%	67.4%	51.9%	50.3%	48.2%	43.9%	40.0%	-3.9	ポイント
不法滞在	2,744	1,831	1,423	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	717	24.4%
構成比率	53.3%	44.0%	38.2%	34.0%	32.6%	48.1%	49.7%	51.8%	56.1%	60.0%	3.9	ポイント

イ 違反法令別・在留資格別検挙状況

違反法令別の構成比率を正規滞在・不法滞在別にみると、入管法違反を除き、不法滞在より正規滞在の割合が高くなっている（図表 3-21）。

図表 3-21 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開錠用具所持	迷惑防止条例	その他
特別法犯人員	6,092	4,279	190	18	749	30	127	97	3	163	436
正規滞在	2,436	711	165	17	700	30	124	97	3	162	427
構成比率	40.0%	16.6%	86.8%	94.4%	93.5%	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%	99.4%	97.9%
興行	20	13	0	0	7	0	0	0	0	0	0
短期滞在	564	127	28	2	317	2	11	2	1	17	57
留学	372	154	13	0	36	4	28	14	0	21	102
研修	3	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0
技能実習	221	119	2	0	20	2	11	9	0	9	49
定住者	366	29	24	3	192	5	22	27	0	16	48
日本人の配偶者等	300	57	73	8	66	4	13	10	0	41	28
その他	590	212	25	4	62	13	37	35	2	57	143
不法滞在	3,656	3,568	25	1	49	0	3	0	0	1	9
構成比率	60.0%	83.4%	13.2%	5.6%	6.5%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.6%	2.1%
不法入国・上陸	22	19	0	0	3	0	0	0	0	0	0
不法在留	77	66	0	0	10	0	0	0	0	0	1
不法残留	3,557	3,483	25	1	36	0	3	0	0	1	8
興行	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期滞在	1,185	1,162	16	0	5	0	0	0	0	0	2
留学	652	641	0	0	8	0	2	0	0	1	0
研修	19	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0
技能実習	1,168	1,150	9	1	6	0	0	0	0	0	2
その他	524	504	0	0	15	0	1	0	0	0	4

ウ 在留資格別・国籍等別検挙状況

図表3-22 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【短期滞在】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	1,360	953	770	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	379	27.7%
中国	186	95	99	129	133	100	115	318	445	529	84	18.9%
タイ	96	68	48	32	119	145	229	326	270	380	110	40.7%
フィリピン	225	177	126	94	116	103	145	134	127	144	17	13.4%
インドネシア	25	6	9	9	14	16	52	51	48	108	60	125.0%
ベトナム	41	19	12	5	17	12	22	36	58	105	47	81.0%
その他	787	588	476	430	379	252	324	336	422	483	61	14.5%

【留学】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	571	598	648	995	1,202	627	763	838	970	1,024	54	5.6%
ベトナム	26	24	39	134	228	224	414	521	663	713	50	7.5%
中国	449	427	495	695	799	346	250	192	171	145	-26	-15.2%
ネパール	2	7	11	20	30	7	19	30	20	37	17	85.0%
スリランカ	6	8	7	4	2	3	10	17	21	33	12	57.1%
ウズベキスタン	1	1	0	1	4	0	1	1	14	27	13	92.9%
その他	87	131	96	141	139	47	69	77	81	69	-12	-14.8%

【技能実習】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	—	—	94	232	454	748	709	906	1,106	1,389	283	25.6%
ベトナム	—	—	12	56	93	144	177	372	596	984	388	65.1%
中国	—	—	67	152	330	554	464	472	413	314	-99	-24.0%
インドネシア	—	—	7	8	9	19	31	23	30	41	11	36.7%
タイ	—	—	0	2	3	8	7	9	27	16	-11	-40.7%
フィリピン	—	—	3	5	6	6	14	16	19	13	-6	-31.6%
その他	—	—	5	9	13	17	16	14	21	21	0	0.0%

【定住者】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	431	416	406	391	420	353	374	419	357	366	9	2.5%
ブラジル	146	116	109	90	87	68	110	122	107	131	24	22.4%
フィリピン	52	70	51	64	76	91	65	75	86	64	-22	-25.6%
中国	57	77	70	73	108	61	71	72	40	47	7	17.5%
ペルー	27	36	26	20	22	18	26	21	22	32	10	45.5%
韓国	60	35	50	48	41	42	37	24	23	22	-1	-4.3%
その他	89	82	100	96	86	73	65	105	79	70	-9	-11.4%

【日本人の配偶者等】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	940	745	674	611	664	488	391	366	337	300	-37	-11.0%
中国	463	411	347	330	349	251	189	163	151	144	-7	-4.6%
フィリピン	97	72	58	50	74	59	46	37	41	25	-16	-39.0%
韓国	144	95	79	65	73	52	37	33	22	21	-1	-4.5%
アメリカ	13	10	18	19	16	13	11	14	14	20	6	42.9%
ブラジル	31	21	28	20	18	16	15	19	21	16	-5	-23.8%
その他	192	136	144	127	134	97	93	100	88	74	-14	-15.9%

【技術・人文知識・国際業務】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	155	135	161	254	279	163	141	163	181	196	15	8.3%
中国	92	83	85	150	173	97	73	78	87	71	-16	-18.4%
ベトナム	2	1	2	8	7	8	10	21	24	35	11	45.8%
ネパール	2	1	2	7	6	2	14	10	5	20	15	300.0%
アメリカ	10	7	1	14	11	6	5	7	9	14	5	55.6%
韓国	13	19	33	30	24	19	5	7	9	7	-2	-22.2%
その他	36	24	38	45	58	31	34	40	47	49	2	4.3%

【技能】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総数	37	77	78	93	136	75	98	71	51	91	40	78.4%
中国	22	38	52	61	89	51	53	26	26	29	3	11.5%
ベトナム	0	3	0	3	9	3	7	12	6	26	20	333.3%
ネパール	6	5	10	14	14	11	16	18	8	18	10	125.0%
タイ	2	2	1	2	3	1	2	1	3	5	2	66.7%
インド	0	8	5	5	11	2	6	6	1	3	2	200.0%
その他	7	21	10	8	10	7	14	8	7	10	3	42.9%

※ 「技能実習」は平成24年から集計を開始したもの。

※ 「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「日本人の配偶者等」の特別法犯は、平成21年から集計を開始したもの。

※ 「短期滞在」、「留学」及び「技能実習」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数。

※ 「技術・人文知識・国際業務」、「技能」、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の検挙人員は、正規滞在のみの数。

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、過去10年間、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めており、検挙件数は平成25年から、検挙人員は平成26年からそれぞれ増加している（図表3-23）。

図表3-23 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
入管法違反件数	3,672	2,819	2,436	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	1,153	24.3%
不法入国・上陸	58	43	42	29	18	14	16	17	14	27	13	92.9%
不法在留	680	423	283	241	170	153	114	86	82	68	-14	-17.1%
不法残留	2,085	1,423	1,156	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	706	24.4%
旅券等不携帯・提示拒否	550	546	625	1,200	1,521	307	325	442	506	793	287	56.7%
資格外活動	222	301	244	337	389	351	351	396	415	398	-17	-4.1%
偽造在留カード所持等	—	—	—	108	192	369	304	390	620	748	128	20.6%
その他	77	83	86	98	120	167	203	235	210	260	50	23.8%

【検挙人員】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
入管法違反人員	3,189	2,435	2,166	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	738	20.8%
不法入国・上陸	47	28	29	22	12	11	9	13	6	16	10	166.7%
不法在留	601	373	242	201	149	127	82	71	63	49	-14	-22.2%
不法残留	1,856	1,242	1,028	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	625	26.6%
旅券等不携帯・提示拒否	407	438	553	1,118	1,409	153	112	126	203	173	-30	-14.8%
資格外活動	208	291	231	309	357	322	321	358	344	329	-15	-4.4%
偽造在留カード所持等	—	—	—	78	122	250	219	266	438	564	126	28.8%
その他	70	63	83	77	96	116	167	179	134	170	36	26.9%

※ 「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

※ 「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上を開始され、平成24年は「その他」に計上されている。

※ 「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・収受を含む。

イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム1,869人（構成比率43.7%）、中国1,068人（同25.0%）、タイ302人（同7.1%）、フィリピン254人（同5.9%）、インドネシア217人（同5.1%）等となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は1,000人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は5,279人となっている。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は、364件、検挙人員は406人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は357件（構成比率98.1%）、検挙人員は406人（同100%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あつせん」したとして検挙された者は、17人となっている。

イ 暴力団員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団員は4人となっている。

ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は602人となっている。性別では、男性が374人（構成比率62.1%）、女性が228人（同37.9%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが191人、中国が151人、タイが82人となっている。ベトナム、中国及びタイの3か国で424人と全体の70.4%を占めている。

エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「短期滞在」が223人（構成比率37.0%）と最も多く、次いで、「技能実習」が147人（同24.4%）、「留学」が87人（同14.5%）となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は24件、検挙人員は18人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、周旋等が6人（構成比率33.3%）と最も多く、国籍等別にみると、中国が13人（同72.2%）と最も多くなっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は749人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は495人、大麻事犯は156人等となっている。

イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ブラジル117人、タイ88人、フィリピン63人、ベトナム61人、アメリカ60人等となっている。

3 国外逃亡被疑者等の状況

(1) 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和元年中に国外に逃亡した被疑者は136人で、このうち外国人被疑者は95人となっている。

(2) 国外逃亡被疑者等の状況

令和元年末現在の国外逃亡被疑者等は666人で、このうち外国人被疑者は538人となっている。

(3) 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和元年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が201人と最も多く、次いで、窃盗犯が98人、知能犯が59人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が59人と最も多くなっている。

(4) 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和元年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が176人（構成比率26.4%）、次いで日本が128人（同19.2%）となっている。

(5) 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和元年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が205人（構成比率30.8%）と最も多く、次いで、ブラジルが73人（同11.0%）、フィリピンが58人（同8.7%）等となっている。

(6) 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和元年中に検挙した国外逃亡被疑者は84人（うち外国人被疑者46人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は39人（うち外国人被疑者38人）となっている。

(7) 国外犯処罰規定適用状況

令和元年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたものは、1件3人となっている。

第3 検挙事例等からみる来日外国人犯罪組織等の動向

1 ベトナム人犯罪組織等の動向

(1) 概要

ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の35.0%、総検挙人員の28.9%（刑法犯については検挙件数の33.0%、検挙人員の22.4%）を占め、総検挙件数・人員ともに最も多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

来日外国人全体の刑法犯検挙件数に占めるベトナムの割合を包括罪種等別にみると、万引きが66.1%、侵入窃盗が25.9%等となっている（図表3-24）。

図表3-24 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	凶悪犯	殺人	強盗	事後強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入 窃盗	非侵入 窃盗	部品 ねらい	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の 刑法犯
来日外国人 全 体	9,148	147	45	60	18	1,235	5,218	669	4,154	42	3,182	395	188	1,285	872	176	1,087
ベトナム	3,021	31	17	10	5	108	2,499	173	2,265	14	2,104	61	0	84	44	29	270
構成比率	33.0%	21.1%	37.8%	16.7%	27.8%	8.7%	47.9%	25.9%	54.5%	33.3%	66.1%	15.4%	0.0%	6.5%	5.0%	16.5%	24.8%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」が28.2%と最も多く、次いで「技能実習」が27.8%、「定住者」が5.1%等となっている（図表3-25）。

図表3-25 ベトナムの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	1,244	26	421	450	21	63	263
構成比率	100.0%	2.1%	33.8%	36.2%	1.7%	5.1%	21.1%
正規滞在	1,025	20	351	346	21	63	224
全体に占める構成比率	82.4%	1.6%	28.2%	27.8%	1.7%	5.1%	18.0%
不法滞在	219	6	70	104			39
全体に占める構成比率	17.6%	0.5%	5.6%	8.4%			3.1%

(3) 特徴的な動向

ベトナム人の在留者は、近年、「留学」や「技能実習」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。万引きの犯行形態としては、SNS等を介して自国にいる指示役からの指示を受け、数人のグループで、見張り役、実行役、商品搬出役等を分担して、大型ドラッグストア、大型スーパー等に車両で乗り付け、ベトナムで人気の高い日本製の化粧品等、大量の商品を万引きし、窃取した商品を海外に輸出するなど、高い組織性、計画性が認められる。

2 中国人犯罪組織等の動向

(1) 概要

中国人による犯罪の検挙は、来日外国人全体の総検挙件数の26.0%、総検挙人員の25.3%（刑法犯については検挙件数の25.4%、検挙人員の26.1%）を占め、総検挙件数・人員ともにベトナムに次いで多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

来日外国人全体の刑法犯検挙件数に占める中国の割合を包括罪種等別にみると、払出盗が85.3%、支払用カード偽造が62.4%、詐欺が57.0%、侵入窃盗が20.8%、万引きが14.0%等となっている（図表3-26）。

図表3-26 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数

	総数 (件数)	凶悪犯	殺人	強盗	侵入 強盗	粗暴犯	窃盗犯	侵入 窃盗	住宅 対象	非侵入 窃盗	車上 ねらい	万引き	払出盗	知能犯	詐欺	文書 偽造	支払用 カード偽造	風俗犯	その他の 刑法犯
来日外国人 全 体	9,148	147	45	60	8	1,235	5,218	669	428	4,154	144	3,182	197	1,285	872	114	271	176	1,087
中 国	2,321	31	15	12	3	299	978	139	68	805	6	446	168	719	497	44	169	27	267
構成比率	25.4%	21.1%	33.3%	20.0%	37.5%	24.2%	18.7%	20.8%	15.9%	19.4%	4.2%	14.0%	85.3%	56.0%	57.0%	38.6%	62.4%	15.3%	24.6%

イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では、「留学」が20.6%と最も多く、次いで、「技能実習」が12.8%、日本人の配偶者等が11.9%等となっている（図表3-27）。

図表3-27 中国の在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	1,451	180	309	203	172	113	474
構成比率	100.0%	12.4%	21.3%	14.0%	11.9%	7.8%	32.7%
正規滞在	1,403	169	299	186	172	113	464
全体に占める構成比率	96.7%	11.6%	20.6%	12.8%	11.9%	7.8%	32.0%
不法滞在	48	11	10	17			10
全体に占める構成比率	3.3%	0.8%	0.7%	1.2%			0.7%

(3) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在する。

中国人の在留者は、「技能実習」、「留学」等の在留資格で入国する者が多いが、金銭的に困窮し、必要な資金調達のため、実習先から失踪する者や留学先の学校等を中途退学する者もあり、その後、不法就労や不法滞在を続けるうちに、その他の犯罪に加担する者も少なくない。過去に多くみられたピッキング等の開錠用具を使用した侵入窃盗や侵入強盗・緊縛強盗などの凶悪犯が減少する一方、近年は、精巧な偽造クレジットカードや不正に入手した他人名義のモバイル決済システムの情報を利用して大量の商品をだまし取る犯罪がみられる。

このほか、中国は、偽装結婚、旅券・在留カード等偽造などの犯罪インフラ事犯の検挙が比

較的多い。また、中国人による犯罪では、スマートフォンアプリ等を通信手段として使用している場合が多く、犯罪の匿名性、広域性を強めている。

3 マレーシア人犯罪組織等の動向

(1) 概要

マレーシア人による刑法犯の検挙件数は188件（前年比176件（48.4％）減少）、検挙人員は71人（同26人（26.8％）減少）となっており、検挙件数・人員とも減少している。減少している主な要因としては、詐欺の検挙件数が83件（同88件（51.5％）減少）、検挙人員が41人（同14人（25.5％）減少）となっており、また、支払用カード偽造の検挙件数が87件（同93件（51.7％）減少）、検挙人員が14人（同17人（54.8％）減少）となっていることが挙げられる。

(2) 在留資格別検挙状況

マレーシアの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、正規滞在では「短期滞在」（構成比率90.1％）が大半を占めている（図表3-28）。

図表3-28 マレーシアの在留資格別 刑法犯検挙人員

	合計	短期滞在	留学	技能実習	日本人の配偶者等	定住者	その他
合 計	71	65	0	0	4	0	2
構成比率	100.0%	91.5%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	2.8%
正規滞在	70	64	0	0	4	0	2
全体に占める構成比率	98.6%	90.1%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	2.8%
不法滞在	1	1	0	0			0
全体に占める構成比率	1.4%	1.4%	—	—			0.0%

(3) 特徴的な動向

マレーシア人による犯罪は、来日外国人全体に占める割合は高くはないが、自国の犯罪組織から指示され、「短期滞在」の在留資格で来日し、日本国内の百貨店等において、偽造クレジットカードを使用してバッグ等高級ブランド品をだまし取っていた事例が依然としてみられる。

第4 犯罪インフラ事犯等の現状

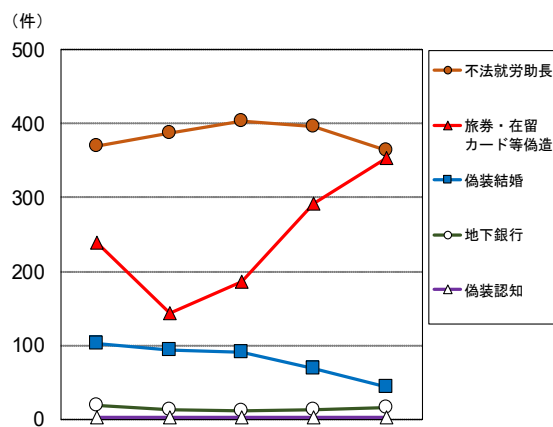
1 概要

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。外国人に係る犯罪インフラ事犯には、不法就労助長、旅券・在留カード偽造、偽造結婚、地下銀行、偽装認知のほか、携帯電話不正取得、偽造在留カード所持等が挙げられる。不法就労助長及び偽装結婚には、相当数の日本人や永住者等の定着居住者が深く関わっており、不法滞在者等を利用して利益を得る構図がみられる。

犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例がみられ、検挙件数の僅かな増減はあるものの、おおむね360件から400件の間で推移している。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために利用されており、平成28年以降、増加傾向で推移している。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であるが、近年、減少傾向にあるところ、ブローカー等への報酬等として多額の費用がかかることなどが一因となっているとみられる。地下銀行は、近年、検挙件数は十数件で推移しており、中には数億円を不正送金していた事例がみられる。偽装認知は、近年、3件前後で推移している（図表3-29）。

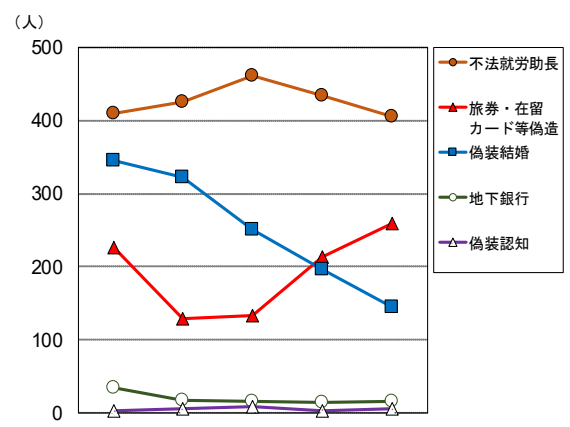
図表3-29 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 数	733	640	694	772	780	8	1.0%
不法就労助長	370	388	404	396	364	-32	-8.1%
旅券・在留カード等偽造	239	143	186	292	354	62	21.2%
偽装結婚	102	93	91	69	44	-25	-36.2%
地下銀行	19	13	11	12	16	4	33.3%
偽装認知	3	3	2	3	2	-1	-33.3%

【検挙人員】



	H27	H28	H29	H30	R元	増減数	増減率
総 人 員	1,019	898	869	860	831	-29	-3.4%
不法就労助長	410	425	462	434	406	-28	-6.5%
旅券・在留カード等偽造	227	129	133	213	259	46	21.6%
偽装結婚	345	322	251	196	145	-51	-26.0%
地下銀行	34	17	15	14	16	2	14.3%
偽装認知	3	5	8	3	5	2	66.7%

※ 警察庁(国際捜査管理官)における5つの類型に関する集計（日本人を含む）。

2 類型別検挙状況

(1) 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

ア 令和元年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国60人、フィリピン16人、韓国15人、タイ15人等となっている。

なお、日本人の検挙は264人である。

イ 代表的な検挙事例

【事例】

○ 飲食店経営者らによる入管法違反（不法就労助長等）等事件（令和元年8月、福島）

飲食店経営の日本人の男らは、令和元年7月、「興業」の在留資格で入国したフィリピン人の女らをホステスとして働かせていた。同年8月までに、フィリピン人の女らを雇用していた日本人の男4人を入管法違反（不法就労助長）及び風営適正化法違反（無許可営業、名義貸し）で、ホステスとして働いていたフィリピン人の女3人（興業）を入管法違反（資格外活動）で逮捕した。

○ 電気設備会社経営者による入管法違反（不法就労助長等）事件（令和元年9月、広島）

電気設備会社経営の日本人の男は、令和元年5月から同年9月にかけて、「短期滞在」の在留資格で入国した中国人の男らを電気工事作業員として働かせていた。同年9月までに、中国人の男らを雇用していた日本人の男1人を入管法違反（不法就労助長）で、作業員として働いていた中国人の男6人（不法残留）を入管法違反（不法残留、資格外活動）で逮捕した。

○ 日本語学校経営者らによる入管法違反（不法就労助長等）事件（令和元年11月、北海道）

日本語学校経営の日本人の男らは、平成31年4月から令和元年6月にかけて、「留学」の在留資格で入国したベトナム人の男らを、就労可能時間を超えて自らが経営する産業廃棄物処理場等で働かせていた。令和元年11月までに、ベトナム人の男らを雇用していた日本人の男女5人を入管法違反（不法就労助長）で、作業員として働いていたベトナム人の男2人（留学）を入管法違反（無許可活動）で逮捕した。

○ 人材派遣会社社員らによる入管法違反（不法就労助長等）事件（令和元年12月、三重）

人材派遣会社社員の日本人の男らは、平成28年5月から令和元年9月にかけて、「技能実習」等の在留資格で入国したベトナム人の男女らに偽造在留カードを提供するなどして自動車部品組立工場で働かせていた。令和元年12月までに、ベトナム人の男女らを雇用していた日本人の男1人及びベトナム人の男1人（永住者）を入管法違反（不法就労助長、偽造在留カード提供等）で、作業員として働いていたベトナム人の男女4人（不法残留）を入管法違反（不法残留）で逮捕した。

(2) 旅券・在留カード等偽造

旅券・在留カード等偽造とは、外国人が正規の出入国者、滞在者、運転資格保持者、就労資格保持者等を装う目的で、旅券、在留カード、運転免許証その他の身分証明書等を偽造し、又は行使することをいい、その行為は、有印公文書偽造・同行使罪等に当たる。

ア 令和元年中の検挙状況

旅券・在留カード等偽造事犯の検挙状況をみると、平成28年に一旦減少した後、平成29年から再び増加している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム129人、中国81人、インドネシア21人等となっている。

なお、日本人の検挙は5人である。

イ 代表的な検挙事例

【事例】

○ ベトナム人による入管法違反（偽造在留カード提供等）等事件（令和元年6月、新潟）

ベトナム人の男は、平成30年12月、SNSを通じて注文を受け付け、偽造在留カードをベトナム人に販売した。令和元年6月までに、ベトナム人の男1人（不法残留）を入管法違反（偽造在留カード提供、偽造在留カード所持、不法残留）及び犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲受・譲渡）で逮捕した。

○ 中国人らによる入管法違反（在留カード偽造等）等事件（令和元年7月、愛知・滋賀・兵庫）

中国人の男らは、平成30年2月から平成31年4月にかけて、SNSを通じて注文を受け付け、偽造在留カードをベトナム人及びインドネシア人らに販売した。令和元年7月までに、在留カードを偽造していた中国人の男4人（短期滞在1、不法残留2、在留資格なし1）を入管法違反（在留カード偽造、偽造在留カード提供未遂、偽造在留カード所持、不法残留）及び犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲受）で、偽造在留カードの代金の入金口座を管理していた中国人の男3人（技術・人文知識・国際業務2、経営・管理1）を犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲渡・譲受）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で、偽造在留カード等のあっせんブローカーのインドネシア人の男2人（不法残留1、日本人の配偶者等1）及びベトナム人の男3人（特定活動2、不法残留1）を入管法違反（偽造在留カード行使、偽造在留カード提供、偽造在留カード提供未遂）、有印公文書偽造罪、犯罪収益移転防止法違反（広告誘引）及び組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で、偽造在留カード等を購入するなどしていたインドネシア人の男2人（技能実習1、不法残留1）及びベトナム人の男女4人（技術・人文知識・国際業務1、特定活動1、不法残留2）を入管法違反（偽造在留カード収受、偽造在留カード所持、偽造在留カード行使、不法残留）及び有印公文書偽造罪で逮捕した。

(3) 偽装結婚

偽装結婚とは、「日本人の配偶者等」等の在留資格を得る目的で、日本人等との間で、婚姻の意思がないのに市区町村に内容虚偽の婚姻届を提出することなどをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

ア 令和元年中の検挙状況

偽装結婚事犯の検挙状況をみると、近年は減少傾向にあるところ、令和元年も前年に比べ、検挙件数・人員とも減少している。検挙人員を国籍等別にみると、中国32人、フィリピン19人、ベトナム8人等となっている。

なお、日本人の検挙は72人である。

イ 代表的な検挙事例

【事例】

○ フィリピン人らによる偽装結婚事件（平成31年4月、鳥取）

日本人の男らは、フィリピン人の女らに「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。平成31年4月までに、日本人の男6人及びフィリピン人の女2人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請）で逮捕した。

○ 中国人らによる偽装結婚等事件（令和元年10月、警視庁）

飲食店を経営する日本人の男らは、同店で働く中国人の女に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の男をあっせんして偽装結婚させていた。令和元年10月までに、偽装結婚をあっせんしていた日本人の男1人及び中国人の女1人（日本人の配偶者等）並びに偽装結婚の当事者である日本人の男5人及び中国人の女6人（日本人の配偶者等5、留学1）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請、資格外活動、不法就労助長）で逮捕した。

○ ベトナム人らによる偽装結婚等事件（令和元年11月、兵庫）

ベトナム人の女は、ベトナム人の男女に「永住者の配偶者等」等の在留資格を取得させる目的で、永住者の在留資格を持つベトナム人らをあっせんし、偽装結婚させ、虚偽の在留資格変更許可の申請を代行して報酬を得ていた。令和元年11月までに、偽装結婚した日本人の男及びベトナム人の男女5人（永住者2、永住者の配偶者等2、日本人の配偶者等1）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請）で、偽装結婚の手續に際して外国公務員に現金を渡していたベトナム人の女1人（永住者）を行政書士法違反（業務の制限）及び不正競争防止法違反（外国公務員への贈賄）で逮捕した。

(4) 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

ア 令和元年中の検挙状況

地下銀行事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム10人、タイ3人、中国1人、フィリピン1人、ミャンマー1人となっている。

イ 代表的な検挙事例

【事例】

○ タイ人らによる地下銀行等事件（平成31年2月、三重）

タイ人の女らは、平成26年頃から平成30年にかけて、中部地方に居住するタイ人らから送金依頼を受け、約4,000万円をタイへ不正送金していた。平成31年2月までに、タイ人の女4人（永住者3、短期滞在1）を銀行法違反（無免許営業）等で逮捕した。

○ ベトナム人らによる地下銀行等事件（令和元年6月、警視庁・山形・山口）

ベトナム人の男女らは、平成25年頃から平成31年4月にかけて、関東地方等に居住するベトナム人から送金依頼を受け、約4億6,000万円をベトナムへ不正送金していた。令和元年6月までに、ベトナム人の男女3人（定住者1、家族滞在1、技術・人文知識・国際業務1）を銀行法違反（無免許営業）及び犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等譲渡）で逮捕した。

○ ベトナム人らによる地下銀行等事件（令和元年7月、岡山）

ベトナム人の男は、平成30年3月から同年7月にかけて、同僚のベトナム人の女らから不正に譲り受けた預貯金通帳とキャッシュカードを利用して、中国地方に居住するベトナム人から送金依頼を受け、約172万円をベトナム国内へ不正送金していた。令和元年7月までに、ベトナム人の男1人（技能実習）を銀行法違反（無免許営業）及び犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等譲受）で、ベトナム人の女5人（技能実習）を犯罪収益移転防止法違反（預貯金通帳等譲渡）で逮捕した。

(5) 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

ア 令和元年中の検挙状況

偽装認知事犯の検挙状況をみると、近年はほぼ横ばい状態で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、フィリピン2人、中国1人となっている。

なお、日本人の検挙は2人である。

イ 代表的な検挙事例

【事例】

○ フィリピン人らによる偽装認知事件（令和元年11月、岐阜）

婚姻関係にある日本人の男とフィリピン人の女は、平成30年4月、フィリピン人の女の親族がフィリピンで出産した子を、夫婦の間に出生した子として虚偽の出生届を提出した。令和元年11月、日本人の男1人及びフィリピン人の女1人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。

(6) その他の犯罪インフラ事犯

以上5種類の犯罪インフラ事犯のほか、以下のような検挙事例がある。

【事例】

○ インドネシア人らによる有印公文書偽造事件（令和元年10月、愛知）

インドネシア人の男らは、平成31年3月、就職に関し、条件を優位にする目的で、SNSを通じて日本語能力認定書を入手しようとした。令和元年10月までに、インドネシア人の男1人（技能実習）及びベトナム人の男女5人（技能実習2、技術・人文知識・国際業務3）を有印公文書偽造罪で逮捕した。

○ 中国人らによる偽計業務妨害事件（令和元年11月、警視庁）

中国人の男らは、日本留学試験問題を塾で使用する目的で、令和元年6月、日本留学試験を偽名で受験した上、眼鏡型カメラで試験問題を撮影し、問題の内容を持ち去った。同年11月までに、中国人の男女5人（経営・管理1、技術・人文知識・国際業務2、留学1、家族滞在1）を偽計業務妨害罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる医師法違反等事件（令和元年12月、愛知）

ベトナム人の女らは、令和元年6月から同年9月にかけて、医師でないのに、自宅アパートにお

いて、医療行為である麻酔やまぶたの切開をしていた。令和元年12月までに、ベトナム人の男女6人（不法残留3、留学2、技術・人文知識・国際業務1）を医師法違反（無免許医業）、医薬品医療機器法違反（医薬品の無許可授与）及び入管法違反（不法残留）で逮捕した。

第5 主要検挙事件

1 凶悪事件

(1) 殺人事件

【事例】

○ 中国人による殺人事件（令和元年7月、警視庁）

中国人の男は、令和元年7月、自宅マンションにおいて、同居する中国人男性の胸などを包丁で刺して殺害した。同月、中国人の男1人（留学）を殺人罪及び銃刀法違反（刃物の携帯）で逮捕した。

○ ベトナム人による殺人・殺人未遂事件（令和元年9月、茨城）

ベトナム人の男は、令和元年8月、日本人夫婦の自宅において、夫婦の胸や腹部を刃物で刺して夫を殺害し、妻に重傷を負わせた。同年10月までに、ベトナム人の男1人（技能実習）を殺人罪及び殺人未遂罪で逮捕した。

(2) 強盗事件

【事例】

○ バングラデシュ人らによる強盗未遂事件（令和元年11月、警視庁）

バングラデシュ人の男らは、令和元年9月、バングラデシュ人が経営する飲食店において、イギリス人男性に暴行を加えて法外な飲食代金を要求し、現金を強取しようとした。同年11月までに、バングラデシュ人の男1人（永住者）、日本人の女1人及び中国人の女1人（特定活動）を強盗未遂罪で逮捕した。

○ ブラジル人らによる強盗致傷事件（令和元年11月、岐阜・愛知）

ブラジル人の男らは、令和元年6月、駐車場において、日本人男性に液体をかけ、蹴るなどの暴行を加えた上、現金等を強取した。同年11月までに、ブラジル人の男2人（定住者）及び日本人の男2人を強盗致傷罪で逮捕した。

2 窃盗事件

(1) 組織的侵入窃盗事件

【事例】

○ 韓国人らによる空き巣事件（平成31年2月、兵庫・大阪）

韓国人の男らは、平成31年1月、一般住宅に侵入して貴金属を窃取した。同年2月までに韓国人の男2人（短期滞在）を住居侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

○ ベトナム人による侵入窃盗事件（令和元年9月、兵庫）

ベトナム人らは、平成31年1月から令和元年5月にかけて、空き家等に侵入して現金等を窃取していた。令和元年9月までに、ベトナム人の男女4人（定住者1、留学2、技能実習1）を邸宅侵入罪及び窃盗罪で逮捕した。

(2) その他の窃盗事件

【事例】

○ ロシア人らによる窃盗事件（令和元年5月、島根・岡山）

ロシア人の男らは、平成30年10月、自動車工場等において、タイヤ、自動車関連部品等を繰り返し窃取していた。令和元年5月までに、ロシア人の男2人（技術・人文知識・国際業務1、経営・管理1）を窃盗罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる空き巣事件（令和元年9月、富山）

ベトナム人の男らは、平成31年3月、ベトナム人技能実習生の寮において、現金、パソコン等を繰り返し窃取していた。令和元年9月までに、ベトナム人の男2人（不法残留）を窃盗罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる万引き事件（令和元年10月、神奈川）

ベトナム人の男らは、平成30年3月から令和元年9月にかけて、ドラッグストアにおいて、化粧品や医薬品を大量に万引きし、転売していた。令和元年10月までに、ベトナム人の男4人（不法残留）を窃盗罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる万引き事件（令和元年11月、奈良）

ベトナム人の男らは、平成27年1月から平成31年2月にかけて、ドラッグストアや洋服店において、化粧品や洋服を大量に万引きし、転売していた。令和元年11月までに、ベトナム人の男女10人（不法残留8、留学2）を窃盗罪等で逮捕した。

○ ウズベキスタン人らによるすり等事件（令和元年12月、警視庁）

ウズベキスタン人の男らは、令和元年8月から同年10月にかけて、電車内で酔った乗客や仮眠中の乗客を狙って財布を窃取し、在中のクレジットカードをタクシー料金の支払いの際に提示して不正に使用した。同年12月までに、ウズベキスタン人の男4人（技術・人文知識・国際業務1、不法残留3）を窃盗罪、詐欺罪等で逮捕した。

3 カード犯罪

【事例】

○ パキスタン人らによる詐欺事件（令和元年7月、新潟）

パキスタン人の男らは、平成31年4月、リサイクルショップにおいて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用してネックレス等をだまし取っていた。令和元年7月までに、パキスタン人の男2人（特定活動）を詐欺罪で逮捕した。

○ 中国人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和元年9月、大阪）

中国人の男らは、令和元年6月から同年7月にかけて、クレジットカード原料のいわゆる生カードを密輸しようとしたほか、コンビニエンスストアにおいて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用してたばこ等をだまし取っていた。同年9月までに、中国人の男1人（定住者）を関税法違反（無許可輸入）、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で、台湾人の男1人（永住者）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で逮捕した。

○ マレーシア人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和元年9月、福岡）

マレーシア人の男らは、令和元年7月、百貨店において、店員の中国人の女と共謀し、偽造クレジットカードを使用してバッグを購入したように見せかけて窃取していた。令和元年9月までに、マレーシア人の男2人（短期滞在）と中国人の女1人（永住者）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、窃盗罪等で逮捕した。

○ **ルーマニア人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和元年10月、警視庁）**

ルーマニア人の男らは、平成30年10月から令和元年6月にかけて、質店や貴金属店において、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用して腕時計等をだまし取っていたほか、駅のコインロッカーに偽造クレジットカードを隠し持っていた。令和元年10月までに、ルーマニア人の男2人（短期滞在）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で逮捕した。

○ **中国人らによる偽造クレジットカード使用等事件（令和元年12月、静岡）**

中国人の男らは、平成31年3月、ドラッグストアにおいて、他人のクレジットカード情報を印磁した偽造クレジットカードを使用して化粧品、加熱式たばこ等を大量にだまし取ったほか、車内に偽造クレジットカード原料のいわゆる生カード及び製造器械を保管していた。令和元年12月までに、中国人の男3人（不法残留2、家族滞在1）を不正作出支払用カード電磁的記録供用罪、詐欺罪等で逮捕した。

4 詐欺事件

【事例】

○ **ベトナム人による詐欺事件（平成31年3月、新潟）**

ベトナム人の女は、平成29年11月、携帯電話販売店において、携帯電話機の紛失補償サービスを利用する目的で、補償対象となる携帯電話機を売却していたのに紛失したように装い、携帯電話機をだまし取っていた。平成31年3月、ベトナム人の女1人（留学）を詐欺罪で逮捕した。

○ **ベトナム人らによる詐欺等事件（令和元年11月、島根）**

ベトナム人の男は、平成30年12月から平成31年1月にかけて、第三者に利用させ、又は譲渡する目的であったのに、自ら利用するかのように装い、金融機関から通帳及びキャッシュカードをだまし取り、ベトナム人の男にキャッシュカードを譲り渡していた。令和元年11月までに、ベトナム人の男2人（不法残留1、留学1）を詐欺罪、犯罪収益移転防止法違反（預貯金口座等譲渡、譲受）及び入管法違反（偽造在留カード所持、不法残留）で逮捕した。

○ **ボリビア人らによる詐欺事件（令和元年10月、神奈川・千葉）**

ボリビア人の男女らは、平成26年5月から平成30年3月にかけて、関東地方、東海地方等の自治体において、ボリビア人の女がボリビアで三つ子又は双子を出産したとする虚偽の申請をして出産育児一時金をだまし取っていた。令和元年10月までにボリビア人の男女7人（日本人の配偶者等1、永住者3、定住者3）及び日本人の男1人を詐欺罪で逮捕した。

5 その他の刑法犯

【事例】

○ ネパール人らによる傷害事件（令和元年6月、警視庁）

ネパール人の男らは、令和元年5月、路上において、ネパール人男性に対し、顔面を複数回殴打するなどの暴行を加え、全治1か月の重傷を負わせた。同年6月、ネパール人の男女4名（特定活動2、技術・人文知識・国際業務1、人文知識・国際業務1）を傷害罪で逮捕した。

○ ロシア人による器物損壊事件（令和元年7月、警視庁）

ロシア人の男は、令和元年6月、皇室関連施設の石垣等にスプレーで落書きをした。同年7月までに、ロシア人の男1人（短期滞在）を器物損壊罪で逮捕した。

○ ベトナム人らによる傷害事件（令和元年10月、警視庁）

ベトナム人の男らは、平成31年1月、カラオケ店内において、中国人男性に対し、顔面を殴打するなどの暴行を加え、全治約1か月の傷害を負わせた。令和元年10月までに、ベトナム人の男2人（留学1、不法残留1）を傷害罪等で逮捕した。

○ カメルーン人らによる組織的犯罪処罰法違反等事件（令和元年10月、警視庁・岡山）

カメルーン人の男らは、平成30年5月から同年9月にかけて、何者かがSNSで知り合った日本人女性に対してシリアで活動する米軍人や配送業者を装い、軍からの勲章として授与されたダイヤモンドの送料等が必要などと偽り、だまし取った現金を受け取っていた。令和元年10月までに、カメルーン人の男3人（永住者2、日本人の配偶者等1）を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受・隠匿）等で逮捕した。

○ タイ人による盗品等有償譲受け事件（令和元年11月、埼玉）

タイ人の男は、令和元年7月、日本人の男らが窃取してきた原動機付自転車に取り付けられていたナンバープレートについて、盗品と知りながら有償で譲り受けた。同年11月、タイ人の男1人（日本人の配偶者等）を盗品等有償譲受け罪で逮捕した。

6 サイバー犯罪

【事例】

○ 中国人による詐欺等事件（平成31年2月、広島・山形・栃木・三重）

中国人の男は、平成30年10月、コンビニエンスストアにおいて、不正に入手した他人名義のポイントカードのポイント情報を不正に利用して、加熱式たばこ等をだまし取っていた。平成31年2月までに、中国人の男1人（短期滞在）を詐欺罪及び不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為の禁止）で逮捕した。

○ 中国人らによる詐欺等事件（令和元年7月、警視庁）

中国人の男らは、令和元年7月、コンビニエンスストアにおいて、不正に入手した他人名義のモバイル決済システムの情報を利用し、正規利用者になりすまして加熱式たばこをだまし取っていた。同月、中国人の男2人（留学1、短期滞在1）を詐欺罪で逮捕した。

7 不法入国事犯

【事例】

○ 中国人による入管法違反（不法入国等）等事件（平成31年2月、山梨）

中国人の男は、平成25年7月、日本人になりすまして一般旅券の交付を受け、不正な出入国を繰り返していた。平成31年2月、中国人の男1人（不法在留）を入管法違反（不法入国、不法出国、不法在留）及び旅券法違反（旅券不正取得、同行使）等で逮捕した。

○ 中国人らによる入管法違反（不法入国等）事件（平成31年3月、大阪）

中国人の姉妹は、平成19年10月及び平成30年4月にそれぞれ他人になりすまして入国し、カラオケ居酒屋やエステ店を経営するなどして不法に在留していた。平成31年3月、中国人の姉妹（永住者1、日本人の配偶者等1）を入管法違反（不法入国、不法在留）で逮捕した。

○ ベトナム人らによる入管法違反（不法上陸等）事件（令和元年5月、山口）

ベトナム人の男は、平成31年4月、上陸禁止措置を受けていたにもかかわらず、埠頭に接岸中の船舶から下船して不法に上陸し、仲間のベトナム人の男らの支援を受けて本邦に在留していた。令和元年5月までに、ベトナム人の男3人（不法残留2、不法在留1）を入管法違反（不法上陸、不法在留、不法残留、不法入国者蔵匿・隠避）で逮捕した。

8 薬物事犯

【事例】

○ ブラジル人らによる覚せい剤取締法違反（使用）事件（令和元年8月、愛知）

ブラジル人の男らは、令和元年8月、法定の除外事由がないのに、覚醒剤若干量を何らかの方法により体内に摂取し、使用した。同月、ブラジル人の男3人（定住者）を覚せい剤取締法違反（使用）で逮捕した。

9 その他の特別法犯

【事例】

○ 中国人らによる風営適正化法違反事件（令和元年7月、警視庁）

中国人の男女らは、令和元年5月から同年6月にかけて、繁華街において、通行中の不特定の者に対して執拗な客引き行為を行っていた。同年7月、中国人の女3人（日本人の配偶者等1、家族滞在1、永住者1）、バングラデシュ人の男1人（技術・人文知識・国際業務）及びフィリピン人の女1人（永住者）を風営適正化法違反（客引き）等で逮捕した。

○ ベトナム人らによる医薬品医療機器等法違反事件（令和元年7月、広島）

ベトナム人の男らは、平成31年3月から同年6月にかけて、中国地方、関東地方等に居住のベトナム人らに対し、医薬品販売業の許可を受けずに、未承認の医薬品を販売していた。令和元年7月までに、ベトナム人の男2人（技能実習1、不法残留1）を医薬品医療機器等法違反（医薬品の無許可販売）等で逮捕した。

○ ガーナ人らによる商標法違反事件（令和元年8月、警視庁）

ガーナ人の男らは、令和元年6月、経営する衣料品店において、高級ブランドの商標に類似する商標を付したTシャツ等を販売していた。同年8月までに、ガーナ人の男2人（永住者1、日本人の配偶者等1）を商標法違反（類似商標の不正使用）で逮捕した。